○厚生労働省告示第五十三号

診 療報酬 の算定・ 方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、基本診療 料 \mathcal{O} 施設

の <u>-</u>

部を次のように改正

し、

平成二十八年四

月

日

から適用する。

基

準等

(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)

平成二十八年三月四日

本則を次のように改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 쑄

第 届 出 \mathcal{O} 涌 則

- 険 医 保 療 険 機 医 関 療 を 機 関 1 う。 健 以 康 保 下 同 険 法 (大正十 は 第二か ___ 年 法 たら第十 全第七 十号) ま でに 第六十三条第三項 規 定 す Ź 施 設 基 準 第 に 従 号に Ι, 規 適 定 正 す 12 Ś 届 保 出
- 保 険 医 療 機 関 は 届 出 を行 つ た後に、 れ 当該 届 出 に · 係 る内容と異なる事情が 生じた場合に は、 速

B

か

に

届

出

 \mathcal{O}

内

容

 \mathcal{O}

変更を行

わ

な

け

ば

な

らな

いこと。

を

行

わ

な

け

れ

ば

なら

な

いこと。

- \equiv は 届 当 出 該 \mathcal{O} 内 届 容 出 又 又 は は 届 届 出 出 \mathcal{O} \mathcal{O} 変更 変更 は \mathcal{O} 無 内 効 容 が で 第二 あること。 から第十までに規定する施設基準 トに適合 しない 場 一合に
- 兀 厚 長 生 届 以 出 局 下 又 に は 0 地 1 地 方 方 て 厚 厚 は 生 生 支 届 局 局 長 出 等_ 0) を 分 行 室 とい う が 保 う。 あ 険 る場合 医 療 に 機 に 関 対 は、 L \mathcal{O} て 所 当 行うこと。 在 該 地 分室を経 を 管 轄 ただ する 由 L L 地 て行うこととす 方 当 厚 生 該 局 所 在 長 又 地 は を Ź。 管 地 轄 方 厚 す る 生 支 地 方 局

第二 施 設 基 準 \mathcal{O} 通 則

- は 不 地 当な 方 厚 生 届 出 局 長 法 等 に 令 \mathcal{O} 対 規 L 定に て当 基づく 該 届 出 を 行 ŧ \mathcal{O} ごう前 に 限 六 る。 月 間 を に 行 お 0 1 たことが て 当 該 届 な 出 **\ に こと。 係 る事 項 に 関 不正 又
- 地 方厚生局 長等に対 して当該届 出を行う前 六月間 に お 7 て 療担 規 則 及 グび薬担 規則並 び に療 担 基

す 準 に る 基 基 準 づ に き 違 厚 生 反 労 L 働 たことが 大 臣 が な 定 \langle め る 掲 か 0 示 現 事 に 項 違 等 反 平 L て 成 1 + な 八 年 1 厚 と。 生 労 働 省 告 示 第 百 七 号) 第三 に 規 定

 \equiv 地 方 厚 生 局 長 等 12 対 L 7 当 該 届 出 を 行 う 前 六 月 間 12 お 1 て、 健 康 保 険 法 第 七 + 八 条 第 項 及 び

う。 第 七 十 二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 検 査 等 \mathcal{O} 結 果 診 療 内 容 又 は 診 療 報 膕 \mathcal{O} 請 求 に 関 し、 不

高

齢

者

 \mathcal{O}

医

療

 \mathcal{O}

確

保

12

関

す

る

法

律

昭

和

五.

+

七

年

法

律

第

八

+

号。

以

下

高

齢

者

医

療

確

保

法

と

正 又 は 不 当 な 行 為 が 認 \Diamond 5 れ たことが な いこと。

兀 準 及 地 方 び 厚 医 生 師 等 局 長 \mathcal{O} 等 員 数 に \mathcal{O} 対 基 7 準 当 並 該 び 届 に 入 出 院 を 行 基 う時 本 料 点 \mathcal{O} 算 に 定 お 方 1 法 て、 平 厚 成 生 一労 + 働 八 年 大 厚 臣 生 \mathcal{O} 労 定 働 \Diamond 省 る 告 入 院 示 第 患 者 百 几 数 号) \mathcal{O} 基

療機関でないこと。

12

規

定

す

る

入

院

患

者

数

 \mathcal{O}

基

準

に

該

当

す

る

保

険

医

療

機

関

又

は

医

師

等

 \mathcal{O}

員

数

 \mathcal{O}

基

準

12

該

当

す

る

保

険

医

第三 初・再診料の施設基準等

医 科 初 診 料 医 科 再 診 料 及 び 外 来 診 療 料 並 び に 歯 科 初 診 料 \mathcal{O} 時 間 外 加 算 に 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が

定める時間

態 勢 当 を 該 再 地 開 域 す に る お ま 1 で て \mathcal{O} 時 般 間 \mathcal{O} 保 深 険 夜 医 療 午 機 後 関 + が 時 概 か ね 5 診 午 療 応 前 六 需 時 \mathcal{O} ま 態 勢 で を \mathcal{O} 時 解 間 除 を し 1 た う。 後、 <u>광</u> 及 日 U 12 休 診 日 療 を 応 除 需 \mathcal{O}

医 科 初 診 料 \mathcal{O} 夜 間 早 朝 等 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

週 た ŋ \mathcal{O} 診 療 時 間 が 三 + 時 間 以 上 で あ ること。

 \equiv 医 科 初 診 料 12 係 る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 患 者

他 \mathcal{O} 病 院 又 は 診 療 所 等 か 5 \mathcal{O} 文 書 に ょ る 紹 介 が な 1 患者 (緊急 その 他 S む を得 な 1 事 情 が あ る

ものを除く。)

兀 医 科 再 診 料 \mathcal{O} 外 来管 理 加算に係る厚生労働 大臣 が定める検査及び計 画 的 な医学質 理

(1) 厚生労働大臣が定める検査

診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定方 法 平 -成二十 ·年 -厚生労 働省告示第五 + · 九 号) 別 表 第 医 科 . 診 療 報 膕 点 数 表

以 下 医 科 点 数 表」 とい う。 \mathcal{O} 第 2 章 第 3 部第 3 節 生 体 検 査 料 に 掲 げ る 検 査 \mathcal{O} う ち、 超

音 波 検 査 等) 脳 波 検 査 等) ` 神 経 筋 検 査 耳 鼻 咽 喉 科 学 的 検 査 眼 科 学 的 検

査 負 荷 試 験 等) (ラジ オ ア 1 ソ 1 プ を 用 1 た 諸 検 査 及 び 内 視 鏡 検 査 \mathcal{O} 各 区 分

に掲げるもの

(2)厚生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 計 画 的 な 医 学 管 理

入 院 中 \mathcal{O} 患 者 以 外 \mathcal{O} 患 者 に 対 L て、 慢 性 疼き 痛 疾 患 管 理 並 び に 定 \mathcal{O} 検 査 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日

ン、 精 神 科 専 門 療 法 処 置 手 術 麻 酔 及 び 放 射 線 治療 を行 わ ず、 懇 切 丁 寧 な 説 明 が 行 わ れ る

医学管理

五 時 間 外 対 応 加 算 \mathcal{O} 施 設 基

進

(1)時 間 外 対 応 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

に 該 保 療 養 険 医 療 す 機 関 意見 \mathcal{O} 表 示 求 す る \Diamond 5 診 療 れ た 時 場 間 以 に、 外 \mathcal{O} 時 原 則 間 12 お **(**) 当該 て、 保 患 者 険 医 又 は 療 そ 機 \mathcal{O} 関 家 に 族 お 等 1 て、 か 5 電 時 話 築 妆

応 で **さる**: 体 制 に あ ること。

ょ

り

に

関

る

を

合

とし

て

常

(2)時 間 外 対 応 加 算 2 0) 施 設 基 進

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 表 示 す る 診 療 時 間 以 外 \mathcal{O} 時 間 に お 1 て、 患 者 又 は その 家 族 等 か 5 電 話 筡

に ょ り 療 養 に 関 す る 意見 を 求 め 5 れ た 場場 合 に、 原 則 とし 7 当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 対 応 で

る 体 制 に あ ること。

(3)時 間 外 対 応 加 算 3 \mathcal{O} 施 設 基 潍

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 表 示 す る 診 療 時 間 以 外 \mathcal{O} 時 間 に お 1 て、 患 者 又 は そ 0) 家 族 等 か 5 電 話 筡

に ょ n 療 養 に 関 す る 意 見 を 求 8 5 れ た 場 合 に、 当 該 保 険 医 療 機 関 又 は 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 لح \mathcal{O} 連

携 に ょ Ŋ 対 応 で きる 体 制 が 確 保 3 れ て 7 ること。

六 明 細 書 発 行 体 制 等 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1) 療 養 \mathcal{O} 給 付 及 び 公 費 負 担 医 療 に 関 する 費 用 \mathcal{O} 請 求 12 関 す る省 令 昭 和 五. + 年 厚 生 省 令 第三

十六号) 第 条 \mathcal{O} 規 定に基 づき電子情報 処 理 組 織 \mathcal{O} 使 用 に よる請い 求 又 は 光デ イ ス ク 等 を 用 1 た

請求を行っていること。

(2)付 労 項 厚 担 لح \mathcal{O} **当** 等 働 に 確 生 保 1 う。 規 省 規 省 保 険 \mathcal{O} 令 定 告 則 12 取 医 第二 扱 及 す 関 示 療 び る 第 す 第 機 11 + 保 明 + る 関 及 五. Ł 険 匹 び 細 法 及 条 号) 号。 薬 書 担 律 \mathcal{O} び . 当 を 保 局 \mathcal{O} 患 第二 険 附 及 規 12 以 関 則 び 者 下 定 医 に 保 第三 項 療 に す 「 療 無 る 険 ょ 及 養 条 償 担 る び 担 基 薬 . 基 当 療 第 で 準 又 剤 交付 準 は 養 規 師 \mathcal{O} 五. 療 則 高 条 \mathcal{O} 養 給 部 齢 と \mathcal{O} してい 昭 V を 担 付 者 う。 改 当 等 和 \mathcal{O} \mathcal{O} ること。 医 規 \equiv 正 \mathcal{O} 十二年 す 第 療 則 取 第 る件 \mathcal{O} 扱 \mathcal{O} 項 確 五. 1 保 部 ただし、 条 及 に 厚 平 を改正 の二第一 に び 規 生 成二 関 担 定 省 す 当 す 令 Ź す + 保 に る 第 八 法 る省令 険 項 関 明 + 及 律 す 五. 年 医 細 号。 \mathcal{O} び る 厚 療 書 基 第 規 生 機 並 平 定 関 準 労 五. 以 U 成 二 に 下 働 及 12 条 省 ょ び \mathcal{O} 昭 高 + 保 告 る 療 和 齢 療 険 \mathcal{O} 八 五. 者 担 示 第 年 + 規 養 医 \mathcal{O} 療 第 則 厚 \mathcal{O} 八 医 給 生 養 年 療

び 号) 療 担 附 基 則 潍 第 第 五 条 条 の 二 に 規 の <u>ニ</u> 定 す 第 る 正 項 当 な に 規 理 定 由 12 す る 該 当す 明 細 書 る を 場 無 合 償 は で 交 療 付 担 規 す ること 則 第 五 を 条 要 \mathcal{O} L な の 二 第 項 及

(3)(2) \mathcal{O} 体 制 に 関 す る 事 項 に <u>つ</u> 1 て、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見 B す 1 場 所 12 掲 示 L 7 1

七 地域包括診療加算の施設基準

(1) \mathcal{O} う 当 5 該 2 保 険 以 上 医 療 \mathcal{O} 疾 機 患 関 を有 念診 す 療 る患者に対 所 に 限 る。 し て、 12 お 療 1 養上 て、 必 脂 要な指導等 質 異 常 症 を行 高 血 うに 圧 症 0 糖 き必要な体 尿 病 又 は 制 認 が 知 整 症

備されていること。

(2)区 分 番 号 В O O 1 2 9 に 撂 げ る 地 域 包 括 診 療 料 0 届 出 を行行 0 て 7 ないこと。

七 の 二 認 知 症 地 域 包 括 診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

地 域 包 括 診 療 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あること。

八 外 来 診 療 料 に 係 る厚 生労 働 大臣 が 定 8 る 患 者

当

該

病

院

が

他

 \mathcal{O}

未

 \mathcal{O}

ŧ

0)

に

る。)

病院 (二)百· 床 満 限 又は診・ 療所に対して文書による紹介を行う

旨 0) 申 出 を行行 って 1 る患者 (緊急その 他や むを得ない 事 情が ある場合を除

九 地 域 歯 科診 療支援 病 院 歯 科 .初診. 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1) 常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が二名以 Ĺ 配 配置され ていること。
- (2)看 護 師 及 び 准 看 護 師 **(**以 下 「 看 護 職 員」という。 が二名以上配置されていること。
- (3)歯 科 衛 生 士 が 名 以 上 配 置され 7 *(*) ること。
- (4)次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該当すること。

1 歯 科 医 療 を 担 当 当 する病 院 で あ る 保険 医 療 機 関 に お け る当該 歯 科 医 療 に 0 ١ ر 7 \mathcal{O} 紹 介 率 (別

 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 か 5 文 書 によ り 紹 介等さ れ た 患 者 (当該 病 院 لح 特 別 \mathcal{O} 関 係 に あ る 保 険 医 療 機

関 等 カン 5 紹 介等 ささ れ た 患者を除 <_ \mathcal{O} 数 を 初 診 患者 **(当** 該 保 険 医 療 機 関 が 表 示 す る 診 療 時

間 以 外 \mathcal{O} 時 間、 休 日 又 は 深 夜に受診し た六に 歳 未 満 \mathcal{O} 初 診 患者を除く。 の総数で除 して得た

数を 7 う。 以下同じ。) が百分の三十以上であること。

口 分 O歯 科 + 医 以 療 上 を で 担 **当** あ す 0 える病 て、 別 院 で 表 あ 第 る に 保 険 掲 げ 医 療 る 機 手 関 術 に \mathcal{O} お 年 け 間 る 当 \mathcal{O} 実 該 施 歯 件 科 数 医 \mathcal{O} 療 総 に 数 0 が 1 三 7 + \mathcal{O} 件 紹 介 以 率 上 が で 百 あ

ハ 歯 科 医 療 を 担 当する 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 歯 科 医 療 を 担 当す Ś 他

 \mathcal{O}

保

険

医

療

ること。

機 関 に お 1 7 診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定 方 法 別 表 第二 歯 科 診 療 報 酬 点 数 表 以 下 歯 科 点 数 表」 لح 11 う

 \mathcal{O} 初 診 料 \mathcal{O} 注 6 若 L Š は 再 診 料 \mathcal{O} 注 4 に 規定 す る 加 算 又 は 歯 科 点 数 表 \mathcal{O} 歯 科 訪 問 診 療 料

を算 定 L た 患 者 で あ 0 て、 当 該 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 か 5 文 書 に ょ ŋ 診 療 情 報 \mathcal{O} 提 供 を受 け 7 当

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 外 来 診 療 部 門 に お 1 て 歯 科 医 療 を 行 0 た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 月 亚 均 患 者 数 が 五. 人 以 上

あること。

= 歯 科 医 療 を 担 . 当 す Ź 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 歯 科 点 数 表 \mathcal{O} 初 診 料 \mathcal{O} 注 6 又 は 再

診 料 \mathcal{O} 注 4 12 規 定 す る 加 算 を 算 定 L た 患 者 \mathcal{O} 月 平 均 患 者 数 が \equiv + 人 以 上 で あ ること。

(5)当 該 地 域 に お 1 て、 歯 科 医 療 を 担 当 す る 别 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 لح \mathcal{O} 連 携 体 制 が 確 保 され て 7 るこ

کے

十 歯 科 外 来 診 療 環 境 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 歯 科 外 来 診 療 に お け る 医 療 安 全 対 策 小に係 る研 修を受けた常勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が 名 以 上 配配 置 合れ

ていること。

- ② 歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- (3)緊 急 時 \mathcal{O} 対 応 を行うに つ き必 要な 体 制 が 整備 されていること。
- (4)医 療 安 全 対 策 12 0 き十分な体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。
- + -(5) 歯 歯 科 科 診 診 療 療 特 に 別 係 対応 る 医 療安全 連 携 加 一対策 算 \mathcal{O} 施 に 係 設 基 る 院 進 内 撂 示 を行 っていること。

(1) 次のいずれかに該当すること。

1 歯 科 点数 表 \mathcal{O} 地 域歯 科診療支援病院歯科初診料 に係る施設基準に 適合するものとし て 地 方

厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

口 歯 科 歯 科 点 数 医 療 表 \mathcal{O} を担当 初 診 料 する診 \mathcal{O} 注 療 6 又 所 は で あ 再 診 る 保 料 0) 険 注 医 療 4 に 機 規 関 定す で あ る加算 り、 か を算 つ、 当 定 該 L た外 保 険 来 医 患者 療 機 関 \mathcal{O} 月 に 平 お 均 け 患 る

(2)歯 科 診 療 で 特 別 な 対 応 が 必要で あ る患者にとっ て安心 で安全な歯 科 医 療 \mathcal{O} 提 供 を行うに つ き

十分な機器等を有していること。

者

数

が

+

人

以

上で

あ

ること。

(3)は \mathcal{O} 緊 連 当該 携 急 体 時 保 制 に 険医 円 (歯 滑 |療機関 な 科 対 診 応が 療 0 及 医 で び 1科診療 歯 きるよう医科診 科 診 か科との・ 療 以 外 連携体 \mathcal{O} 療を担 診 療 制 を 当 併 ーする が せて 整備されていること。 行 他 う病 \mathcal{O} 保 院 険 で 医 あ 療 る保 機 関 険 (病 医 療 院 機 に 関 限 に る。 あ いって لح

第三 の 二 入 院 基 本 料 又 は 特 定 入 院 料 を 算 定 せ ず、 短 期 滞 在 手 術 等基 本 料 3 を算 定す Ź 患 者

別 表 第 十 \mathcal{O} \equiv に 撂 げ る 検 查、 手 術 又 は 放 射 線 治 療 を 実 施 す Ź 患 者 で あ 0 て、 入 院 L た 日 カゝ 5

起算して五日までの期間のもの

匹 入 院 診 療 計 画 院 内 感 染 防 止 対 策、 医 療 安全管 理 体 制、 褥瘡 対策及 び栄養管 理 体 制 \mathcal{O} 基 準

一 入院診療計画の基準

第

(1) 医 師 看 護 師 等 \mathcal{O} 共 同 に より策定された入院診 療計 画で、 あること。

(2)病 名、 症 状、 推定 され る 入院 期 間、 予定され ,る検 査及 び 手術 \mathcal{O} 内容並 び こにその 日 程、 その 他

入院 に 関 L 必 要 な 事 項 が 記 載さ れ た総 合的 な入院 診 療 計 画 で あること。

(3)患者 が 入 院 L た 日 カコ 5 起 算 L て 七 日 以 内 に、 当 該 患者 に 対 当 該 入院 診 療計 画 が 文書 によ

り交付され、説明がなされるものであること。

一院内感染防止対策の基準

(1) メ チ シ IJ ン 耐 性 黄 色ブ F ウ 球 菌 等 \mathcal{O} 感 染 を 防 止 す る に つ き十 · 分 な設 備 を 有 L て 7

(2)メチシ IJ ン 耐 性 黄 色 ブ F ウ 球 菌 等 \mathcal{O} 感 染 を防 止 す るにつき十分な体 制 が 整 備 されていること。

三 医療安全管理体制の基準

医療安全管理体制が整備されていること。

四褥瘡対策の基準

- (1) 適 切 な 6 褥 瘡 対 策 \mathcal{O} 診 療 計 画 \mathcal{O} 作 成、 実施 及 び 評 価 \mathcal{O} 体 制 が とら れ ていること。
- (2)褥 瘡: 対 策 を行うに つ き適 切 な 設 備 を 有 L 7 7 ること。

五 栄養管理体制の基準

(1) 当 該 病 院 で あ る保 険 医療 機関内に、 常勤 の管 理栄養士が一名以上配置されていること。 (特

<

別

入院

基

本

料、

月 平

均

夜

勤

時

間

超

過

減

算

及

び

夜

勤

時

間

特

別

入 院

基本

料を算定する病

棟

を除

- (2)入 院· 患者の栄養管理につき必要な体制が整備されていること。
- 六 医 科 点 数表第 1章第 2 部 入 院料等通 則第8号及び 歯 科点数表第1章第2部入院料等 通則第7号

に 撂 げ る 厚 生 一労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 基 潍

匹 の 二 当 該 保 歯 科 険 点 医 数 療 表 機 第 関 内 1 章 12 基 非 本 常 診 勤 療 \mathcal{O} 料 管 第 理 栄養 2 部 士 入 院 又 は 料 等 常 勤 通 則 \mathcal{O} 第 栄 6 養 号ただ 士 が し書 名 以 に 上 規 配 定する基 置 さ れ て 進 ること。

第四 \mathcal{O} カン 5 兀 ま で \mathcal{O} 1 ず れ 12 t 該当 す Ź Ł \mathcal{O} で あ ること。 第

- 次 \mathcal{O} 栄 養 管 理 体 制 に 関 す る 基 準 \mathcal{O} 1 ず n に ŧ 該 当 す るも \mathcal{O} であること。
- (1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に 管 理栄 養 士 が 名 以 上 配 置 一され 7 いること。
- (2)入 院 患 者 \mathcal{O} 栄 養 管 理 に 0 き十分な体 制 が整備されていること。

第五 病院の入院基本料の施設基準等

- 通 則
- (1)病 院 であること。
- (2)病 棟 単 般 位 病 で 棟 行う場合 療 養 病 に 棟、 は、 結 当 核 該 病 棟 病 棟 又 を除 は 精 神 く。 病 棟 とし をそれぞれ て 看 護 単位 を行 う (特 Ł 定入院 \mathcal{O} で あ ること。 料 12 係る 入院 医 療 を
- (3)看 護 看 師 護 \mathcal{O} 又 指 は 示を受け 看 護 補 助 た看 は、 護 当 該 補 助 保 者が 険 医 行う 療 機関 ŧ 0 \mathcal{O} で 看 あること。 護 職 員 又 は 当該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 主治 医若 しく は
- (4)次 K 掲 げ る 施 設 基 準 等 \mathcal{O} うち 平 均 在 院 日 数に 関する基 準 に っつい て は、 病 棟 0) 種別ごとに、 保

険 診 療 に係 る 入 院 患 者 (別 表第二 に 掲 げ る 患者を除 を基 礎 に 計 算 す Ź ŧ 0) で あること。

(5)治 療 室 病 室 及 び 専 用 施 設 を除 く。 \mathcal{O} 種 別 ごとに 計 算 す る ŧ \mathcal{O} で あ ること。

次

に

掲

げ

る

看

護

職

員

及

び

看護

補

助

者

 \mathcal{O}

数

12

. 関

す

る

基

準

に

0

V

7

は、

病

棟

別

表

第

に

掲

げ

る

(6)夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 病 棟 単 位 で 特 別 入 院 基 本 料 を算 定 す る 場 合 \mathcal{O} 看 護 職 員 を 除 又 は

療 養 病 棟 \mathcal{O} 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 以 下 看 護 要 員 لح 1 う。 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 1 \mathcal{O}

施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 0 た 病 棟 及 び 特 别 入 院 基 本 - 料を算 定する病 棟 \mathcal{O} 看 護 要 員 を 除 \mathcal{O}

- 人当 た り \mathcal{O} 月 平 均 夜 勤 時 間 数 が 七 十 二 時 間 以 下 で あ ること等、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 労
- 働 時 間 が 適 切 な £ \mathcal{O} で あ ること。
- (7)七 対 入 院 基本 料、 + 対 一入院基本料又は十三対一入院基本料を算定する病棟における夜 勤

に 0 1 て は、 看 護 師 を含 む二以 上 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 看 護 職 員 が 行うこと。

(8)棟 現 に 看 護 を 1 行 所 0 7 撂 V) 示 る 病 棟ごとの いること。 看 護 職 員 \mathcal{O} 数と当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数との 割 合を当該 病

般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基準 等

 \mathcal{O}

見

B

す

場

に

L

て

(1) 般 病 棟 入院 基 本 料 0) 注 1 に 規定する入院基本料 \mathcal{O} 施設基準

1 七 対 入 院 基 本 料 0 施 設基 潍

- 1 け 護 が 七 当 る を行う 文は 夜 該 勤 病 そ を 看 棟 行う 護 0 に 端 職 お 看 員 数を増すごとに一以上であること。 ** \ 護 \mathcal{O} て、 職 数 が 員 日 本文に規定す \mathcal{O} に 数 は、 看護を行う看護職 本 文 ん数に \mathcal{O} 規 定に 相 員 当する数以上であ か の数 か わ ただし、 らず、 は、 常時、 二以 当 該 当該 上で、 る場合 病 棟 病 あることとする。 に 棟 に お は、 \mathcal{O} 7 入院 て、 各病 患者 棟 日 に 12 \mathcal{O} 数 お 看
- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が + 八 日 以 内 で あ ること。
- 4 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 潍 を 満 たす 患者を二割 五 分以上 入院させる

病 棟 で あ ること。

- (5) 常 勤 \mathcal{O} 医 師 \mathcal{O} 員 数 が、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院患者数に · 百分 \mathcal{O} + ・を乗じ て得 た数 以上であること。
- 6 当 該 病棟 を退院する患者に占める、 自宅等に退院す るも 0 \mathcal{O} 割合が 八割 以上であること。

- 7 デ] タ 提 出 加 算 に 係 る届 出 を行 0 た保 険 医 療 機 関 で あること。
- ロ 十対一入院基本料の施設基準
- 1 け 護 が + る夜 を 当 行うで 文 該 勤 は 病 で行うで 看 そ 棟 護 \mathcal{O} 12 端 職 お 数を 看 員 1 護 0) て、 職 数が 増すごとに一 員 \mathcal{O} 本文に規 日 数 に は、 看 護 以上でな 本 定する数に を行う看 文 0 規定に あること。 護 職 相 か 員 当する数以上であ カュ \mathcal{O} わ ただし、 数 らず、 は、 常 二以 当 時、 該 上であることとす る場合 当 病 該 棟 病 に には、 棟 お \mathcal{O} 7 て 入 院 各 病 患 棟 者 日 に 0 に 数 看 お
- 3 2 当 当 該 該 病 病 棟 棟 に \mathcal{O} 入 お 院 7 患者 て、 \mathcal{O} 看護 平 均 職 在 員 院 \mathcal{O} 最 日 数 小 が二十 必 要数 -- \mathcal{O} 七 日 割 以 内 以 であること。 上 が 看 護師 であること。
- 4 に 測 当 該 定 を 病 行 棟 に \\ \ 入 その 院 L 結 7 果 1 る に 患 基 づ 者 き 評 \mathcal{O} 般 価 を 病 棟 行 用 0 て \mathcal{O} 重 1 ること。 症 度、 医 療 看護 必要度に 0 7 て継 続 的
- (5) こと。 二百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 に あ 0 て は、 デ] タ 提 出 加 算 に 係 る届 出 を行 0 た保る 険 医 療 機 関 で あ る
- 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 看 が 十三又 護を行う看護職 当 該 病 は 棟 そ に \mathcal{O} お 端 7 数を 員 て、 0 数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 増すごとに 日 に 看 護 を行う看 以 上 であること。 護 職 員 \mathcal{O} 数 ただ は、 Ļ 常 時、 当 該 当 該 病 棟 病 棟 に お \mathcal{O} 1 入 院 て、 各 患 病 者 棟 日 \mathcal{O} に 数 に

お け る 夜 勤 を行 ! う看! 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か カン わ 5 ず、二以 上で あることとする。

- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が + 匹 日 以 内 であ ること。
- ニ 十五対一入院基本料の施設基準
- 看 が お 十 五 け 当該 護を行う看 る夜勤を行 又は 病 棟 その端数を増すごとに一以上であること。 に 護 お う看 職 **(**) 員 て、 護 の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 職員 日 に看 \mathcal{O} 数は、 護を行う看護職員の数は、 本文の規定 に か か わらず、二以 ただし、 常時、 当該 当該 病 上であることとする。 棟 病棟の入院患者の に お 1 て、 各 病 棟に 日 に 数
- 3 当 該 病 棟 0) 入 院 患者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 六 + 日 以 内 で あること。

2

当

該

病

棟

に

お

7

て、

看護

職

員

 \mathcal{O}

最

小

必

要

数

 \mathcal{O}

匹

割

以

上

が

看

護師

で

あること。

(2)夜 勤 般 を行 病 棟 う看 入 院 護 基 職 本 員 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 注 2 人当た ただ ŋ L \mathcal{O} 書 及 月 平 び 注 均 夜 13 勤 に . 規 時 定す 間 数 が る 厚生 七 十 二 労 時 働 大 間 臣 以 下 が 定 で め あること。 る

(3)

般

病

棟

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

2

に

規

定

す

える厚

生労

働

大

臣

が 定

 \Diamond

る

場

合

料 月 平 療養 均 該 夜 保 病 勤 険 棟 時 医 入院 間 療 超 機 院基本料 過 関 減算若 が、 の注2ただし書に規定す 過 去 L < は 年 間 般 に 病 お 棟 7 て、 入院基本 う る 般)月平均· 料 病 棟 \mathcal{O} 注 入 夜勤 院 13 に 基 時間 規 本 定す 料 超 \mathcal{O} 過減 る夜 注 2ただ 算若 勤 時 しく L 間 書に規・ 特 は 別 療 入 養 院 定する 病 基 棟 本

精 注 入 規 入 2 に 院 院 神 定 す 病 基 基 規定する 棟 本 る 本 料 月 料 入 院 亚 \mathcal{O} 基 精 均 注 月 本 神 12 夜 平 料 に 勤 病 均 規 \mathcal{O} 棟 時 定 夜 注 入 間 勤 9 院 超 す Ź 時 に 基 過 間 規 本 減 夜 定す 超 料 算 勤 過 時 若 \mathcal{O} 減 る 注 間 L 夜 算を算定 < 特 2 勤 た は 別 だだ 結 入院 時 間 L 核 したことの 特 書 病 基 別 12 棟 本 料、 入院 規 入 定 院 基 す 基 結 ある保 る月 本料 核 本 料 病 又 平 棟 \mathcal{O} 険医 は 均 注 入 障 院 夜 6 療機関であ 害 勤 12 基 者 時 規 本 施 定 料 間 設 超 す \mathcal{O} 等 Ś 過 注 る場合 入 減 夜 2 院基 ただ 算 勤 若 時 本 間 L L < 書 料 特 は に \mathcal{O} 別

(4)看 護 必要度加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 看 護 必 要 度加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出を行っ た病 棟であること。
- 2 病 棟 般 で 病 棟 ること。 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 準を満たす患者を二割四分以上入院させる
- 口 看 護 必 要 度 加 算 2 0) 施 設 基 潍

あ

- + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 病 棟 で あ ること。
- 2 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 潍 -を満 たす 患者 を 一 割 八分以上 入院させる

病 棟 で あ ること。

- ハ 看 護 必 要度加 算 3 0 施 設 基 潍
- 1 + 対 入 院 基本 . 料 に 係 る届 出を行った病棟であること。

- 2 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 準 -を満 たす 患 者 を 割二分以上 入 院 さ せせ
- 病 棟 で あ る
- (5)般 病 棟 看 護 必 要 度 評 価 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 十三 対 入 院 基 本 料 12 係 る 届 出 を 行 9 た 病 棟 で あ ること。

口

当 該 加 算 を 算定 する 患 者 に 0 1 7 測 定 L た 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要度

•

0 結

12 基づき、 当 該 病 棟 12 お け る当 該 看 護 必 要度 \mathcal{O} 評 価 を行 0 て 1 ること。

(6)般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 に ·規定 す んる厚 生労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る 患者 (退 院 日 に 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 別 入 院 基 本

料 等 'を含 む。 を算 定 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に占め る、 午 前 中 に 退 院院 す る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 が 九 割 以上

で あ る 保 険 医 療 機 関

(7)般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 に 規 定 す る厚 生 一労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 患 者

次 0 1 ず れ 12 t 該 当す る 患 者

1 当 該 病 棟 に三 + 日 を 超 え 7 入 院 L 7 1 る者

口 午 前 中 12 退 院 す る者

ノヽ 当 該 退 院 日 に お 1 て、 処 置 (所 定点 数 <u>(</u>医 科 点 数 表 \mathcal{O} 第二 一章 第 九 部 第 節 12 掲 げ る もの に

限 る。 が 千 -点以上 0 ŧ 0 に . 限 る。 又は 手術 を行 つ て 1 な 1 者

= 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L 7 1 な 1 者

(8)

般

病

棟

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

9

に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

保

険

医

療

機

関

料 医 む 、等 療 を 該 機 を 含 関 保 算 む。 険 \mathcal{O} 定 医 す 療 般 Ź を 機 病 算 ŧ 関 棟 定す \mathcal{O} \mathcal{O} を に 退 限 る 般 院 る。 Ł 病 す Ś \mathcal{O} 棟 12 12 患者 に占 限 入 る。 院 **(**退 す \Diamond る る 院 月 に 患 日 占 曜 者 に 8 日 入 に る 般 退 金 院 病 院院 醒 日 棟 す 日 12 入 る に 院 ŧ 入 般 基 院 \mathcal{O} 病 本 す \mathcal{O} 棟 料 割 る 入 合 院 Ł 特 基 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 別 \mathcal{O} 本 計 入 割 料 院 が 合 基 + 特 本 分 別 料 半 \mathcal{O} 入 等 院 几 該 を 基 以 保 上 含 険 本

で

あ

る

保

険

医

療

機

関

(9)限 点 及 又 る。 は 数 当 び 般 前 手 該 Þ 術 医 病 病 棟 が を 日 科 棟 千 行 点 に 入 当 点 院 わ 数 金 該 基 以 曜 な 表 患 本 上 1 \mathcal{O} 日 第二 者 12 料 \mathcal{O} 日 に \mathcal{O} ŧ が 入 章 院 注 限 \mathcal{O} に 第 処 る。 す 9 る に 限 置 九 る。 部 規 患 定 所 第 者 並 す 定 12 75 --- る 係 又 点 節 に 数 当 厚 る は に 生 手 該 撂 入 術 労 げ 院 医 病 働 を 科 棟 る 日 大 行 点 を Ł \mathcal{O} わ 꽢 臣 数 月 \mathcal{O} な が 表 曜 に 日 定 限 1 \mathcal{O} 日 及 8 日 第 る。 に び 退 꽢 る に 限 章 院 日 Þ る。 第 が H す 千 る 九 当 部 患 点 者 以 該 第 に 上 患 者 節 係 \mathcal{O} が る に ŧ 掲 退 \mathcal{O} 院 げ に 処 る 限 置 日 る ŧ \mathcal{O} 所 前 \mathcal{O} 定 に H

1 口 当 入 該 院 病 中 棟 \mathcal{O} に 患 専 者 従 に \mathcal{O} 対 常 L 勤 7 \mathcal{O} 理学 Α D 療 L 法 \mathcal{O} 士 維 持、 作 業療 向 上 等 法 士 に 若 資 す L る十 < は 言 分 な 語 体 聴 覚 制 士 が が 整 二名以 備 さ れ 7 上 配配 1 置 ること。 され

(10)

Α

D

L

維

持

向

上

等

体

制

加

算

 \mathcal{O}

施

設

基

進

名 7 以 上 ること、 配 置 さ れ 又 は 7 当 お 該 り、 病 棟 か に 専 当 従 該 \mathcal{O} 常 病 棟 勤 12 \mathcal{O} 理 専 学 任 療 \mathcal{O} 常 法 士 勤 \mathcal{O} 理 作 学 業 療 療 法 法 士 士 若 作 L 業 Š は 療 法 言 士 語 若 聴 L 覚 < 士 は が 言

語聴覚士が一名以上配置されていること。

三 療養病棟入院基本料の施設基準等

(1)療 養 病 棟 入院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 本 文に規定する入院基本 料 \mathcal{O} 施設

基

淮

イ 療養病棟入院基本料1の施設基準

1 看 が二十又 お 護を行 け 当 該 る 夜 病 う看護 勤 は 棟 を行 その端数を増すごとに一以上であること。 に お う 職 7 看 て、 員 護 \mathcal{O} 数が 職 日 員 に 本 \mathcal{O} 文に 数 看護を行う看護職 は 規 定す 本 文 0 る数に 規 定 員 12 相当す へ の 数 カン カ ただ わ る数以上であ は、 5 ず、 Ļ 常 時、 当 該 当該 以 上で る場合には 病 棟 病 棟 あることとする。 に \mathcal{O} お 入院患者 1 て、 各 病 棟 \mathcal{O} 日 に に 数

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

3 者 数 と は \mathcal{O} 当 数 7 該 事 常 が 病 <u>-</u> 十 時 務 棟 的 に 当 業 又 お 該 は 務 7 そ を 病 て、 行 棟 \mathcal{O} 端 う \mathcal{O} 入 院 看 数 日 を増 護 に 患者 補 看 すごとに 助 護 者 の数 補 を含 助 が二百又はその を む 行 に う 場 合 看 相 当すす は、 護 補 る 助 数以 端数を増すごとに一に相当する数以 日 者 に 0 上 数 事 で は、 務 的 あ 業 ることとする。 常 務 時、 を行う看 当 該 病 護 棟 補 な \mathcal{O} 入 助 お 院 者 主 患 \mathcal{O}

下

であること。

- 4 び 区 分三 に 当 該 同 表 病 \mathcal{O} 患 棟 \mathcal{O} 者」 \mathcal{O} に 入 院 掲 とい げ 患 る う。 者 患 \mathcal{O} 5 者 と別 5 以 別 下 表 表 第 第 医医 五. 五. 療 \mathcal{O} の二に \equiv 区 . 分二 \mathcal{O} 掲 \mathcal{O} 及 げ 患者」 び 二 る 疾 に 患 لح 撂 及 ** \ げ び う。 る 状 疾 態 患 に 及 あ と \mathcal{O} び る 合 状 患 者 計 態 が に 以 八 あ 割 る 下 患 以 上 者 医 療 並
- (5) そ 0) 当 結 該 果 病 棟 に 基 に 入 院 づ き評 L 価 て を行 1 る 0 患者 てい に係 ること。 る 海 海 香 \mathcal{O} 発 生割 合等に つい 7 継 続 的 に 測 定 を 行 \ <u>'</u>

あ

ること。

- 6 ょ る 当 判 該 定 病 結 棟 果 \mathcal{O} に 入 院 つ 患 () て、 者 に 関 療 する 養 に 要する。 (2)の 区 一分に 費 用 係る疾患及 \mathcal{O} 請 求 \bigcirc 際 び状態 に、 併 等 せて 並 提 び 出 に L A 7 D 7 L ること。 \mathcal{O} 判 定基 準 に
- ロ 療養病棟入院基本料2の施設基準
- に が に 看 当 お + 該 護 け を 五 病 る 夜 行 又 棟 は j 勤 に そ を 看 お 行 護 \mathcal{O} 1 端 う 職 て、 看 員 数 を 護 \mathcal{O} 増 職 数 日 員 すごとに一 に が 本 看 \mathcal{O} 文 数 護 に は を 規 行 1う看 以 定 本 文 す 上 る で \mathcal{O} 護 あ 規 数 職 定 12 ること。 員 に 相 \mathcal{O} 当 数 か す は、 か る数 わ ただ 5 常 ず、 時、 以 Ļ 上 当 当 で 以 あ 該 該 上 る 病 病 で 場 棟 棟 あ 合 に \mathcal{O} ることとする。 に お 入 院 は 1 7 患 者 各 病 \mathcal{O} 数 棟 H
- 2 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 者 \mathcal{O} 当 数 該 が二十五 病 棟 に お 一又はそ 1 て、 (T) 端 日 数を増すごとに一に に 看 護 補 助 を行 う 看 相当す 護 補 助 る数以・ 者 \mathcal{O} 数 上であること。 は、 常 時、 当 該 な 病 お、 棟 \mathcal{O} 主 入 とし 院 患

て事務: 常 時、 的 業務を行う看 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 護 患者 補 助者 \mathcal{O} を含い 数 が二百又はそ む 場合は、 \mathcal{O} 端 日 に 数を増すごとに一に相 事務 的業務 を行う看 当する数 護 補 助 者 以 \mathcal{O} 数は 下 で

4 当該病棟 0 入院患者 のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が五割 以上で

あること。

あること。

(5) 当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について継続的に測定を行い、

その結果に基づき評価を行っていること。

6 よる判定結果に 当該 病棟の入院患者に関する②の区分に係る疾患及び状態等並びにAD ついて、 療養に要する費用 \mathcal{O} 請 求 の 際 に、 併 せて提出していること。 L の判定基 準に

療 養 病 棟 入院 基本料 の注 1本文に規定する厚 生労働 大臣 が 定 8 る区 分

イ 入院基本料A

(2)

医 療 区 分三の 患者であって、 A D L 0 判定基準に よる判定が二十三点以上 (以 下 A D L

区分三」という。)であるもの

口 入院基本料B

医 療区 分三の 患者であって、 A D Lの判定基準による判定が十一点以上二十三点未満 **(以**

下「ADL区分二」という。) であるもの

へ 入院基本料C

医 · 療 X 分三の 患者であって、 A D L 0 判定 基準による判定 が 十一点未満 (以 下 \bar{A} D L 区

分一」という。) であるもの

ニ 入院基本料 D

医療区分二の患者であって、ADL区分三であるもの

ホ 入院基本料E

医療区分二の患者であって、ADL区分二であるもの

入院基本料F

医療区分二の患者であって、ADL区分一であるもの

ト 入院基本料 G

別 表 第五 の二に掲げる疾患及び 状態 に あ る患者 並 びに 別 表第 五. の三の一及び二に掲 げる疾

患 及 び状態 に ある患者 並 びに 同 表 \mathcal{O} 三に · 掲 げ る患者以外 \mathcal{O} 患者 (以 下 「医療区分一の 患者」

という。)であって、ADL区分三であるもの

チ 入院基本料H

医療区分一の患者であって、ADL区分二であるもの

リ 入院基本料Ⅰ

医 療 区 分 0 患 者 で あ 0 て、 A D L 区 分 で あ る Ł \mathcal{O}

(3)療 夜 勤 養 を 病 行 棟 う 入 看 院 護 基 要 本 員 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 注 2 人 当 た だ た ŋ 書 \mathcal{O} 月 及 平 び 均 注 夜 12 勤 12 時 規 間 定 数 す る が 七 厚 十 二 生 労 時 働 間 大 臣 以 が 下 定 で あ 8 る ること。 ŧ \mathcal{O}

(4)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 場 合

料 精 入 規 注 入 月 院 定 2 院 亚 当 神 す 基 基 療 に 病 均 該 保 規 棟 本 る 本 養 夜 月 料 定 料 入 病 勤 険 す 院 亚 \mathcal{O} 棟 時 医 る 基 注 間 精 均 入 療 院 月 本 夜 12 超 機 神 平 基 料 病 勤 に 過 関 均 時 規 \mathcal{O} 棟 本 減 が 定 算 夜 間 料 注 入 す 若 勤 院 招 9 \mathcal{O} 過 る 時 注 12 基 過 去 L 規 夜 2 < 間 本 減 ___ 定 た 料 勤 年 超 算 は だ 過 す 若 時 間 \mathcal{O} 減 る 間 L 般 注 12 L < 算 夜 書 2 特 病 お を た 别 に 勤 は 棟 1 算 だ 結 て、 規 時 入 入 院 定 間 核 院 定 L 基 す 基 L 特 書 病 た 12 棟 本 る 本 般 别 こと 規 料、 月 料 病 入 入 院 院 亚 定 \mathcal{O} 棟 \mathcal{O} 基 基 結 す 均 注 入 あ る 核 院 本 本 夜 13 料 勤 る 料 月 病 に 基 保 又 規 平 本 \mathcal{O} 棟 時 注 料 険 は 均 定 入 間 院 障 す 医 超 夜 \mathcal{O} 6 療 害 勤 に 基 過 る 注 本 者 規 減 夜 2 機 時 関 た 算 施 間 定 料 勤 若 だ 設 で 超 す \mathcal{O} 時 あ 等 る 注 過 間 L L る 入 減 夜 2 < 特 書 場 院 た 算 勤 に は 別 だ 基 規 若 時 療 入 間 院 定 本 L 養 L < 書 す 料 特 病 基 \mathcal{O} は 別 に 棟 本

(5)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る 費 用 並 び に 含 ま れ な 1 薬 剤 及 び 注 射 薬 \mathcal{O} 費 用

入 院 注 療 基 養 射 本 並 病 料 棟 び に に 入 含 院 別 ま 表 基 第 れ 本 る 五. 料 ŧ 12 特 \mathcal{O} 撂 と げ 別 L る 入 院 画 別 像 基 表 診 本 第 料 断 五. を 及 含 及 C び 処 む。 別 置 表 \mathcal{O} 第 費 を 算 五 用 定 \mathcal{O} ラ す __ の 二 る 1 患 ル に 者 A 撂 に \mathcal{O} げ 費 対 る 用 L 薬 を 7 剤 含 行 及 む。 0 び た 注 検 射 査 は 薬 当 投 \mathcal{O} 費 該 薬

用 は、 当 該 入 院 基 本 料 に 含 ま れ な 1 t \mathcal{O} とす

(6)療 别 表 養 第 病 棟 五. \mathcal{O} 入 院 兀 基 に 本 撂 げ 料 \mathcal{O} 状 注 態 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

る

(7)在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

在 宅 復 帰 支 援 を行 Š É 0 き十 分な 体 制 及 び 実 績 を有して 7 ること。

(8)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 0) 注 11 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大臣 が 定 \Diamond るも \mathcal{O}

(1) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 1 又 は 4 に 掲 げ る基 潍

(9)療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 12 規 定 する 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 基 準

1 三十 を行 当 う 該 又 看 は 病 そ 護 棟 職 12 \mathcal{O} 端 員 お \mathcal{O} 数 1 て、 数 を 増 が 本 すごとに 文に 日 12 . 規 看 定 護 す 以 を 行 る 上 数 で う 12 あ 看 ること。 護 相 当 職 す 員 る数 \mathcal{O} 数 ただ 以 は し、 上 で 常 あ 当 時 る場 該 当 病 合 該 棟 に に 病 は お 棟 V \mathcal{O} て、 各 入 病 院 棟 患 者 に 日 に お \mathcal{O} 数 け 看 護 る が

2 平 成 + 八 年三 月三十 日 時 点 で、 継 続 L 7 六 月 以 上 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 1 又 は 2 を届 け

出 て 1 る 病 棟 で あ ること。

夜

勤

を

行

Š

看

護

職

員

 \mathcal{O}

数

は、

本

文

 \mathcal{O}

規

定

に

か

か

わ

ら

ず、

以

上

であ

ることとす

る

兀 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1)結 核 病 棟 入院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 本 文 に規定する入院基本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 1 け 護 が る を 七 当 行う 夜 又 該 勤 は 病 を 看 そ 棟 行う 護 \mathcal{O} に 端 職 お 数を 看 員 1 護 \mathcal{O} て、 職 数 増すごとに 員 が本文に 日 \mathcal{O} 数 に は、 看 護 規定す ___ 本文 以 を行う看 上 んる数に \mathcal{O} で 規定に あること。 護 相 職 カン 当する数以上で 員 か \mathcal{O} わ ただ 数 らず、 は、 し、 常 二以 当 時、 あ 該 当 上であることとする。 る場合 病 該 棟 病 に に 棟 お は、 \mathcal{O} 11 て 入 各 院 病 患 者 棟 日 に に \mathcal{O} 数 お 看
- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 0) 七 割 以 上が 看 護師 であ ること。
- 3 で あること。 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護巡 要度の 基 潍 -を満 たす患者を 割以上入院させる病棟
- 4 常 勤 \mathcal{O} 医 師 \mathcal{O} 員 数 が 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者数に百 分の十 を乗じて得た数以 上であること。
- (5) 当 該 病 棟 に お 7 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 派薬を確認 保 するた めに 必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 るこ

ロ 十対一入院基本料の施設基準

<u>ک</u> 。

1 け 護 が を る夜勤 + 当 行 又 該 Š は 病 を行う看 看 そ 棟 護 \mathcal{O} に 職 端 お 数 員 1 護職 を て、 \mathcal{O} 数 増すごとに一 が 員 の数 本文に規 日 に は、 看 護 本文の 以 を行 定する 上で 1う看 規 数に あ 定に ること。 護 相 職 カゝ 当する数以上であ 員 かわ \mathcal{O} ただし、 数 らず、 は、 常 二以上であることとする。 当 時、 該 当 る場合 病 該 棟 病 に に 棟 お は、 7 \mathcal{O} て、 入 院 各 病 患 者 棟 日 に に \mathcal{O} 数 お 看

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 0 七 割 以 上 が 看 護 師 であ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を 確 保 す Ś た 8) に 必 要 な 体 制 が 整備され て 7 るこ

٥

ハ 十三対一入院基本料の施設基準

- 看 が お 護を行う看 十三又は 当該 ける夜勤を行 病 棟 その端数を増すごとに一以上であること。 に 護 お う看 職 **(**) 員 て、 の数が 護 職員 日 本文に に \mathcal{O} 数 · 看 は、 護を行う看 規定する数に相当する数以上である場合には、 本文 0 規定 護職員 に か の数は、 カュ わらず、二以上であることとする。 ただし、 常時、 当該 当該 病 棟 病 棟の入院患者 に お 1 て、 各 病 棟 0 日 に に 数
- 2 当 該 病 棟 に お い て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患者 0 適 切 な 服 薬を確認 保 する た \emptyset 12 必 要な 体 制 が 整備さ れ 7 るこ

ニ 十五対一入院基本料の施設基準

کے

1 お 看 が + ける夜勤を行う看護職員 護 当 を行 五. 該 又 病 う看 は 棟 そ に 護 \mathcal{O} お 端数 職 ** \ 員 て、 \mathcal{O} を増すごとに 数が 日 の数は、 本文に規定する数に に 看 護 を行う看 以 本文の規定にかか 上であること。 護 職 相当する数以上であ 員 0) 数 は、 わらず、二以上であることとする。 ただし、 常 時、 当 当 該 る場合には、 該 病 棟 病 棟 12 お \mathcal{O} 1 入 院 て、 各 患 者 病 棟 日 \mathcal{O} 数 に

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 匹 割 以 上 が 看 護 師 であ ること。
- 3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を 確 保 す Ś た 8) に 必 要 な 体 制 が 整備, され て 7 るこ

کے

ホ 十八 対 ____ 入 院 基本 . 料 \mathcal{O} 施設 基 準

- が + 当 八 該 又 病 は 棟 に その端数を増すごとに一以上であること。 お **(**) て、 日 に 看 護を行う看 護職 員 の数は、 ただし、 常時、 当該 当該 病 棟 病 棟の入院患者 に お 1 て、 \mathcal{O} 日 に 数
- 看 護を行う看 護 職 員 の数が 本文に 規定する数に相当する数以上である場合には、 各 病 棟 12
- 2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 匹 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

お

ける夜勤を行

う看

護

職員

 \mathcal{O}

数

は、

本文

0

規定

に

か

カュ

わらず、二以上であることとする。

3 当 該 病 棟 に お 1 て、 患者 0 適 切 な 服 薬を確認 保 する た \emptyset 12 必 要な 体 制 が 整備さ れ 7 V るこ

ح °

<u>二</u> 十 対 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お ** \ て、 日 に 看 護 を行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数

が <u>-</u> 十 文 は そ \mathcal{O} 端数 を増すごとに 以 上であること。 ただし、 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に

看 護 ける夜勤を行う看護職員 を行 う看 護 職 員 \mathcal{O} 数が へ の 数 本文に規定する数に は、 本文の規定 にかかれ 相当する数以上であ わらず、二以上であることとする。 る場合には、 各 病 棟

お

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- (3) 当 該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を 確 保 す る た 8 に 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 るこ

ک

- (2)結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 ただ L 書 及 び 注 6 に 規 定 す Ź 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る ŧ \mathcal{O}
- 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 人当 た り \mathcal{O} 月 亚 均 夜 勤 時 間 数 が 七 十 二 時 間 以 下 で あ ること。
- (3)結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 12 規 定 す る 厚 生労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 場 合

当 該 保 険 医 療 機 関 が 過 去 ___ 年 間 12 お 1 て、 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 ただだ L 書 に 規 定 す る

月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 13 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別 入 院 基 本

料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ 書 12 規 定 す る 月 亚 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 療 養 病 棟

入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 12 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 別 入 院 基 本 料、 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ L 書 に

規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は 結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 12 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 别

入 院 基 本 料 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 た だ L 書 12 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 若 L < は

精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定 す る 夜 勤 時 間 特 别 入 院 基 本 料 又 は 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O}

注 2 に 規 定 す る 月 平 均 夜 勤 時 間 超 過 減 算 を 算 定 し た こと \mathcal{O} あ る 保 険 医 療 機 関 で あ る 場 合

(4)結 核 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 3 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 患 者

感 染 症 \mathcal{O} 予 防 及 Ű)感染 症 \mathcal{O} 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 する 法 律 平 成 + · 年 法 律第 百 + 兀 以下

感 染 症 法 とい . う。 第十 九条、 第二十 - 条 及 び 第二十二 条 \mathcal{O} 規 定等に基 でき適け 切 E 入 退 院 が

行われている患者以外の患者

兀 の 二 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 箬

(1)精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る入院基本 料 0 施 設 基

準

イ 十対一入院基本料の施設基準

1 が + 当 又 該 は 病 そ 棟 0 に 端 お 数を増すごとに一 7 て、 日 12 看護を行う看 以 上であること。 護 職 員 、 の 数 ただし、 は、 常 当 該 時、 当該 病 棟 病 に 棟 お 0 7 入院患者 て、 日 0) に 数 看

護 を行う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本文に規定する数に 相 当する数以上である場合には、 各病 棟に お

け る 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 本 文の 規 定に か か わ らず、 二以 上であることとする。

2 当 該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上が 看 護師 であること。

3 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 亚. 均 在 院 日 数 が 兀 + 日 以 内 で あること。

4 当 該 病 棟 に お V て、 新 規 入 院 患者 \mathcal{O} うち G A F 尺 度 に よる判定が三十以下 \mathcal{O} 患者 が 五. 割

以上であること。

ロ 十三対一入院基本料の施設基準

1 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護を行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数

が 十三又は その端数を増すごとに一以上であること。 ただ Ļ 当該 病 棟 に お 1 て、 日 に

お 看 護 け を行 る 夜 う看 勤 を行 護 う看 職 員 護 \mathcal{O} 数 職 員 が 本 \mathcal{O} 文 数 に は 規 定 本 す 文 る \mathcal{O} 数 規 定 に 相 に 当す か か る わ 数 5 ず、 以 上 で あ 以 る場 上であることとす 一合に は 各 病 棟 に

- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が 八 + 日 以 内 で あ ること。
- 4 体 合 当 併 該 症 病 を有す 棟 に お る患者 7 て、 が 新 匹 規 割 入 院 以 上であ 患 者 \mathcal{O} うち ること。 G A F 尺 度 による判定が三十以下の 患者又は身
- (5) 身 体 疾 患 ^ 0) 治 . 療 体 制 を 確 保 して ١ ر ること。

十五対一入院基本料の施設基準

- 看 が お + 当 け 護 る 五. 該 を 行 夜 病 又 勤 う は 棟 を そ 看 に 行 お 護 \mathcal{O} う看 端 職 **\ て、 員 数 護 を \mathcal{O} 増 数 職 __. 日 員 が すごとに 本 に \mathcal{O} 文に 看 数 護 は 規 を行う看 以 本 定 す Ĺ 文 る数 0) であること。 護 規 定 に 職 相当す に 員 0) か 数 か る数 ただ は、 わ 5 ず、 以 常 し、 時、 上 当 で あ 該 当 以 る場 該 上であることとする。 病 棟 病 合に に 棟 お \mathcal{O} は 1 入 院 て、 各 患 者 病 棟 日 \mathcal{O} 12 に 数
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

ニ 十八対一入院基本料の施設基準

1 が + 当 八 該 又は 病 棟 その端数を増すごとに一以上であること。 に お 1 て、 日 に 看 護を行 19看 護 職 員 \mathcal{O} 数 ただ は、 常 し、 時、 当該 当 該 病 棟 病 に 棟 お \mathcal{O} 1 入 院 て、 患 者 日 \mathcal{O} 12 数

お 看 護 け を行 る 夜 う看 勤 を 行 護 う 職 看 員 護 \mathcal{O} 数 職 員 が 本 \mathcal{O} 文 数 に は 規 定 本 す 文 る \mathcal{O} 数 規 に 定 相 に 当す カン か る わ 数 5 ず、 以 上 で あ 以 る場 上 で 合 あ に ることとす は 各 病 棟 に

2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。

ホ 二十対一入院基本料の施設基準

看 が お <u>-</u> 十 け 護を行う看 当 る 該 夜 文 病 勤 は 棟 を行 そ に 護 \mathcal{O} お 端 う看 職 1 員 数を増すごとに て、 護 \mathcal{O} 数が 職 員 日 に 本 \mathcal{O} 文に 数 看 は 護 規 を行う看 定す 以 本 文 上 、る数に 0) であること。 規 護 定 職 に 相当する数以 員 \mathcal{O} か 数 か ただ わ は、 5 ず、二 Ļ 常 上 時、 当 である場 以 当 該 上で 該 病 病 棟 一合に あることとする。 棟 に お \mathcal{O} は 入 1 院 て、 各 患 者 病 棟 日 \mathcal{O} に 数 に

(2)精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 本 文 に 規 定 す る 特 别 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

2

当

該

病

棟

に

お

1

て、

看護

職

員

 \mathcal{O}

最

小

必

要

数

 \mathcal{O}

匹

割

以

上

が

看

護

師

で

あること。

行 を + 1 行う う 当 7 五 看 は 又 該 護 看 看 は 病 護 護 職 そ 棟 職 職 員 \mathcal{O} に 員 端 員 \mathcal{O} お \mathcal{O} 数 数 \mathcal{O} 1 数 数 を て、 が 増 は は、 本 文 すごとに 以 本 に 日 規 規 定 上 文 に 看 \mathcal{O} で す 規 護 る あ 以 定 を ることとする。 数 12 上 行 う に で カン あ 看 相 か 当する数 ること。 わ 護 職 5 ず、 員 \mathcal{O} 以 た 数 だ 上 以 は 上 で L あ 常 **(**看 る 当 時 該 場 護 補 当 合 病 助 に 該 棟 者 は に 病 が お 棟 夜 各 1 \mathcal{O} 勤 病 て、 入 院 を 棟 行 に 患 う場 者 お 日 け に \mathcal{O} 一合に る 数 看 夜 護 が お 勤 を

(3)精 神 病 棟 入 院 基 本 料 0 注 2ただし書及び注 9に規定する厚生労働 大臣 が 定め るも \mathcal{O}

精 夜 勤 神 を 病 行 棟 う 入 看 院 基 護 本 職 料 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 注 2 人 当 に 規 た 定 り す \mathcal{O} る 月 厚 平 均 生 労 夜 働 勤 大 時 間 臣 が 数 定 が 8 七 十 二 る 場 時 合 間 以 下 で あ ること。

(4)

精 料 規 入 月 入 注 定 院 院 平 2 神 当 12 基 す 病 基 療 均 該 棟 る 夜 規 本 本 養 保 月 定 料 料 病 勤 入 険 す 院 平 \mathcal{O} 棟 時 医 基 精 注 間 る 均 入 療 院 神 月 本 夜 12 超 機 平 料 病 勤 に 基 過 関 均 棟 規 本 減 \mathcal{O} 時 が 定 算 注 料 夜 入 間 勤 院 す 若 過 超 9 \mathcal{O} 基 過 注 る 時 に 去 L 規 夜 < 間 本 2 減 定 勤 た 料 算 は 超 年 だ す 過 \mathcal{O} 若 時 間 般 る 注 間 減 L 12 L 夜 < 算 2 特 書 病 お 勤 た を は 別 に 棟 1 だ 算 時 結 規 て、 入 入 定 間 院 院 L 核 定 す 書 基 基 L 特 病 た 別 に 棟 本 る 本 般 料、 こと 規 入 院 月平 料 入 病 院 定 棟 \mathcal{O} す 基 結 注 \mathcal{O} 基 均 入 る 院 あ 本 本 核 夜 13 料 月 料 基 る 病 勤 12 亚 又 規 保 本 \mathcal{O} 棟 時 注 料 険 は 均 入 定 間 院 す 夜 医 障 超 \mathcal{O} 6 注 療 害 勤 12 基 過 る 者 規 本 夜 2 機 時 減 関 た 定 算 施 間 料 勤 だ 若 で 設 超 す \mathcal{O} 時 等 る L あ 過 間 注 L る 入 減 夜 2 < 特 書 場 院 た に 算 勤 は 別 だ 合 若 規 基 時 療 入 定 院 本 間 養 L し < 書 す 基 料 特 病 る \mathcal{O} は 別 に 棟 本

(5)精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 重 度 認 知 症 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 場合に る 護 を + 当 夜 行 該 勤 五 お を う 又 病 行 1 看 は 棟 7 う 護 そ に は 職 看 \mathcal{O} お 看 端 護 員 1 護 職 数 て、 \mathcal{O} 職 を 数 員 員 増 が \mathcal{O} すごとに 本 \mathcal{O} 数 日 数 は 文 に は に 看 規 護 --- 本 以 文 定 を £ す 以 行 \mathcal{O} る 上 う 規 であ 定 看 数 で 12 に あ 護 ることとする ること。 カン 相 職 当 員 カン す わ \mathcal{O} る 5 数 ず、 数 た は だ 以 二以 上 常 で 時 上 あ 当 る 該 当 **(**看 該 場 病 護 合 棟 病 補 に に 棟 助 は お \mathcal{O} 者 入 1 が 各 7 院 夜 病 患 勤 棟 者 を 12 \mathcal{O} 日 行 数 お に Ś け 看 が

口 重 度 認認 知 症 0 状態 に あ ý, 日 常生活を送る上で介助 が 必要な状態であること。

(6)精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

1 当該 病 棟 12 専 従 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が 名以上 配置されていること。

口 入 院 患 者 0 退院 が 着実 に進 \Diamond 5 れ 7 1 る保 険 医 療 機 関 であること。

五 特定機能病院入院基本料の施設基準等

(1)特定 機能 病院 入院基本料 の注 1に規定する入院基本料の施設基準

イ 一 般 病 棟

① 七対一入院基本料の施設基準

数

が

七

又

は

そ

 \mathcal{O}

端

数を増すごとに一

以上であること。

ただし、

当 該

病

棟

に

お

1

て

日

1 該 病 棟に お いて、 日 に 看 で護を行う看護 職員 0 数は、 常時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患 者 \mathcal{O}

12 看 護 を行う 看 護 職 員 0) 数が 本文に見 1規定 す る数に 相 当する数以 上 で あ る場 合 に は 各 病

棟 に お け る夜勤 を行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 本 文 0) 規 定 に カュ か わ 5 ず、 二以 上であることと

する。

2 当 該 病 棟にお į١ て、 看 護 職 員 (の最 小必要数 の七 割 以 上 が 看護師であること。

3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院患者 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が二十六 日 以 内であること。

4 般病 棟用 0 重症 度、 医 療 看護必要度の基準を満たす患者を二割五分以上入院させ

る病棟であること。

5 当 該 病 棟 を退院する患者に占める、 自宅等に退院 するもの の割 合が八割以 上であるこ

と。

6 データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

② 十対一入院基本料の施設基準

1 該 病棟にお いて、 日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟 の入院患者 \mathcal{O}

数 が 十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、 当該病棟にお ** \ て、 日

棟 に お ける夜勤を行う看 護職員 の数は、 本文の 規定にか かわらず、二以上であることと

を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、

各 病

する。

12

看護

2 当 該 病 棟に お いて、 看護 職 員 の最 小心 要数 の七 割 以 上 が 看護 師 であること。

3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患 者 0 平 均 在 院 日 -数 が -+ 八 日以 内で あること。

4 該 病 棟 に 入院 L てい る患 者 \mathcal{O} 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護必要度に つい て 継続

的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

5 二百床 以上 の病院にあっては、 デー タ提出 加算に係る届出を行った保険医療機関であ

ること。

病

棟

- 1 七 対 入 院 基 本 . 料 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 棟 に 数 にお が 看 七 護 該 又 は け を行う看 病 る夜勤を行う看 棟 てそ に 0) お 護職 端数を増すごとに一以上であること。 1 て、 員 \mathcal{O} 護職員 数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 日 に 看 の数は、 |護を行う看 本文の規定にかかわらず、二以上であることと 護 職員 の数は、 ただし、 常時、 当該 当該病 病 棟 に 棟 お \mathcal{O} 入院 7 て 患者 各 病 日 \mathcal{O}
- 2 当該 病棟において、 看護職員 の最小必要数の七 割以上が看護 師であること。

する。

- 3 的 に 当 該 測 定 病 棟に を行 入 院 \\ \ そ L てい \mathcal{O} 結 果に る患者 基づ \mathcal{O} き評 般 価 病 を行 棟 用 って 0) 重 7 症 度、 ること。 医 療 • 看 護必要度につい 7 継 続
- 4 該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切 な 服 薬 を 確 保するために必 要な 体 制 が 整 備 され 7 1 る
- 2 十 対 一 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 数 12 . 看 が 護 + 該 を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 文は 病 棟 そ 12 の端 お 7 て、 数を増すごとに一以上であること。 日 に 看 [護を行う看護 職員 \mathcal{O} 数 は、 ただし、 常時、 当 該 当 病 該 棟 病 に 棟 お \mathcal{O} 入 院 1 て 患者 各 病 日 \mathcal{O}

棟 に おける夜勤を行う看 護職 員 (の数 は、 本文 0 規定に カ かわらず、 二以上であることと

する。

2 当該 病棟において、 看護職員 の最小必要数の七 割以上が看護師であること。

3 該 病 棟 に お ζ, て、 患者の 適 辺切な 服薬を確 保するために必要な体 制が整備され ている

ع

③ 十三対一入院基本料の施設基準

1 当該病棟において、 日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者

数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。 ただし、 当該病棟に おい て、

数が本文に規定する数に相当する数以上である場合に

は、

各

0

病 棟 に お け る 夜勤を行う看護職員の数は、 本文の規定に かかわらず、二以上であること

とする。

日

に

看護を行う看護職員

 $\widehat{\mathcal{O}}$

2 当 該 病棟 にお į١ て、 看 護職 員 の最 小必要数 の七 割 以 上 一が看護! 師 であること。

該 病 棟 に お 1 て、 患 者 \mathcal{O} 適 切切 な 服薬を確 保するために 必要な体 制が整備され ている

ر ك • 3

④ 十五対一入院基本料の施設基準

1 当該病棟において、 日に看護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟の入院患者の

数が 病 日 棟 に 十 五 に 看 護を行う看 お 又は け る 夜勤 その 端 を行う看護 護 職 数を増すごとに一 員 \mathcal{O} 数 職 が 本文に規 員 \mathcal{O} 数 以上であること。 は 定する数に相当する数以 本 文の 規 定 に ただし、 か カン わ らず、 当該 上である場 二以上であること 病棟 に 一合に お は、 て、 各

2 当 該 病棟において、 看護職員の最小必要数の七割 以上が看護師であること。

とする。

3 当該 病棟 において、 患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されている

ح کے

六 精神病棟

- ① 七対一入院基本料の施設基準
- 1 棟 数 12 が に 看 七 該 護 お 又はそ け 病 を行う看護 る夜勤 棟 に 0) お を行う看 端数を増すごとに一以上であること。 *(*) て、 職 員 \mathcal{O} 数が 日に 護 職 本文に見 看 員 護を行う看護 \mathcal{O} 数 は、 規定する数に 本文 0) 職 規定 員 相当する数以 0 数 に か ただし、 は、 か わ 常 5 時、 当該 ず、 上 で 当 二以上であることと あ 該 病 る場 病 棟に 棟 合 お \mathcal{O} 入 院 に 7 は て 患 者 各 病 日 \mathcal{O}
- 2 当 該 病 棟にお いて、 看護職[員 の最 小必要数 の七日 割以 上が看護師であること。

する。

3 当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。

- 4 当 該 病 棟 に お いて、 新 規 入院 患者 のうち Ğ A F 尺度による判定が三十 · 以 下 \mathcal{O} 患 者 が 五.
- 割以上であること。
- ② 十対一入院基本料の施設基準

数

がが

十又はそ

の端数を増すごとに一以上であること。

ただし、

当該

病

棟に

お

7

て

日

1 該 病 棟 12 お ζ, て、 日 に 看 「護を行う看護職員の数は、 常時、 当該病棟 0 入院 患者 \mathcal{O}

に 看 護 を行う看 護職員 の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 各病

棟 に お ける夜勤を行う看 護職員 の数は、 本文の規定にか かわらず、二以上であることと

する。

- 2 当 該 病 棟に お いて、 看 護 職員 の最 小必要数 の七 割以上 が看護師であること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数が 四十 日 以 内 で あ ること。
- 4 該 病 棟 12 お 1 て、 新 規 入院 患者 0 ううち GA F尺度による判定が三十以下 \mathcal{O} 患 者が 五.

割以上であること。

- ③ 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 該 病 棟 に お **\ て、 日 に 看 護を行う看護職員 0 数は、 常時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 0

数が 十三又 は その 端数を増すごとに一以上であること。 ただし、 該 病 棟 12 お て、

日 に看護を行う看護職員 の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 各

病 棟 に お け る 夜勤 を行う看護 職 員 0 数は、 本文の 規定 に かか わらず、 二以上であること

とする。

2 当 該 病 棟 にお į١ て、 看 護 職 員 へ の 最 小必要数 の七 割 以 上が .看護! 師 であること。

3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 平 均 在院 日 数が 八十 日 以 内 であること。

4 該 病 棟 に お いて、 新 規入院 |患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者又は

身体合併症を有する患者が四割以上であること。

④ 十五対一入院基本料の施設基準

5

身

体疾患

の治療体制

を確保

していること。

1 該 病 棟に お ζ, て、 日 に 看 で護を行う看護 職 員 \mathcal{O} 数は、 常時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O}

数 が + 五. 又 は その 端数を増すごとに一 以 上で あること。 ただし、 当 該 病 棟 12 お 1 て、

日 に 看 護を行 う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文に規・ 定す 、る数に 相当する数以 上で、 ある場 一合に は 各

病 棟 に お け る 夜勤 を行う看護 職 員 0) 数 は、 本 文 0 規 定 に か か わ らず、 二以上であること

とする。

2 当 該 病 棟 にお いて、 看 1護職 員 (の最 小必 要数 の七 割 以上 が 看護! 師 であること。

特定 機 能 病院 入院基 本 料 . . の 注 2に規定する厚生労働 大 臣 が 定 \Diamond る患 者

(2)

感染症法第十九条、 第二十条及び第二十二条の規定等に基づき適 切に入退院が行わ れ っている

(3)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4 にこ 規定 す る重 度 認 知 症 加 算 (T) 施 設 基 準

重 度 認 知 症 \mathcal{O} 状 態 に あ り、 日 常 生 活 を送る上で介 助 が 必 要な 状 態 で あること。

(4) 看護必要度加算の施設基準

イ 看護必要度加算1の施設基準

1 + 対 入院 基 本 料 に係 る届出を行った病棟 般病棟に限る。)

2 般 病 棟 用 の重 症 度、 医 療 看護必 要度の 基準 -を満 たす患者を二割四分以上入院させる

であること。

病棟であること。

ロ 看護必要度加算2の施設基準

+ 対 入院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 た病: 棟 般 病 棟に 限 る。 で あ ること。

2 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要度 0 基 準 -を満 たす 患者を 割 八分以上入院させる

病棟であること。

ハ 看護必要度加算3の施設基準

1 + 対 入 院 基 本 料 に · 係 る 届 出 を行 0 た病 棟 般 病 棟に 限 る。 であること。

2 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護必 要度の 基 準を満 たす患者を一 割二分以上入院させる

病棟であること。

(5)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 12 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 を算 定 す る

(6)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る患 者

ŧ

 \mathcal{O}

に

限

る。

12

占

 \Diamond

る、

午

前

中

に

退

院

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

割

合

が

九

割

以

上

で

あ

る

保

険

医

療

機

関

次のいずれにも該当する患者

1 当 該 病 棟 に三 + 日 を超 えて 入 院 L て 1 る者

口 午 前 中 に 退 院 す る者

ハ

当

該

退

院

日

に

お

1

て、

処

置

所

定

点

数

医

科

点

数

表

 \mathcal{O}

第二

章

第

九

部

第

節

に

掲

げ

Ś

ŧ

 \mathcal{O}

に

限

る。

が

千

点

以

上

 \mathcal{O}

£

 \mathcal{O}

に

限

る。

又

は

手

術

を

行

0

7

1

な

11

者

= 退 院 支 援 加 算 を 算 定 て 1 な 1 者

(7)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 7 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 保 険 医 療 機 関

該

保

険

医

療

機

関

 \mathcal{O}

般

病

棟

に

入

院

す

る

患

者

入

院

日

に

特

定

機

能

病

院

入

院

基

本

料

を算

定

す

る

t \mathcal{O} に 限 る。 に 占 \Diamond る 金 曜 日 に 入 院 す る 4 \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 と 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院

す す る る 患 t 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 退 割 合 院 \mathcal{O} 日 合 に 計 特 定 が + 機 分 能 \mathcal{O} 病 院 兀 以 入 上 院 で 基 本 あ る 料 保 を算 険 定 医 療 す Ź 機 関 ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 に 占 8) る 月 曜 日 に 退 院

(8)特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 7 に規定す ^る厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る日

限 及 点 又 数 当 る。 は び 前 手 該 医 術 Þ 病 が を 科 日 棟 千 点 行 に 当 点 数 金 わ 以 該 曜 な 表 上 患 1 \mathcal{O} 日 者 第 \mathcal{O} に 日 入 Ł が に 限 章 院 \mathcal{O} に る。 第 す 処 限 置 る 九 る 部 患 所 並 者 第 定 に U --- 点 · 係 又 に 節 数 当 は る に 手 入 該 撂 術 院 医 病 げ を 科 棟 る 日 行 点 を \mathcal{O} ŧ 캪 わ 数 月 \mathcal{O} な 表 曜 に 日 限 及 1 \mathcal{O} 日 第二 日 る。 に び に 退 꽢 限 章 院 Þ る。 第 す が 日 九 る 千 当 部 患 点 者 該 第 以 患 に 上 係 者 節 \mathcal{O} が 12 る ŧ 掲 退 \mathcal{O} げ 院 12 処 る 限 置 日 る ŧ \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 前 定 に 日

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 口 名 語 7 当 聴 以 1 入 院 上 該 覚 ること、 中 配 士 病 棟 が 置 \mathcal{O} さ 患 に 者 専 名 又 れ は 以 7 従 に 当 上 お 対 \mathcal{O} 常 り、 該 L 配 置 勤 て 病 さ 棟 か \mathcal{O} 理 つ、 れ に Α 専 学 7 D 当 従 療 1 L ること。 該 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 常 士 病 維 持 、 勤 棟 作 に \mathcal{O} 業 理 向 専 学 療 上 任 等 法 \mathcal{O} 療 に 常 法 士 . 資す 若 士 勤 L \mathcal{O} る十二 理学 < 作 業 は 分な体 言 療 療 法 語 法 士 士 聴 若 覚 制 士 が 作 L Š 整 業 が 二名 備 療 は され 言 法 士 語 以 てい 若 上 聴 覚 配 L ること。 < 士 置 さ は が れ 言

六 尃 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 通 則

院 さ 車 せ 門 病 院 高 度 は カン 主と 0 専 門 し 的 7 悪 な 性 医 療 腫 を 瘍 行 患 者 0 7 又 は 1 る 循 病 環 器 院 で 疾 あ 患 患 ること。 者 i を 当 該 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 に 七 割 以 上入

(2)専 菛 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 本 文 人に規 定す んる入院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 1 け 護 が る夜 を 七 当 行う 又 該 勤 は 病 看 そ 棟 を行う 護 \mathcal{O} に 端 職 お 看 員 数を増すごとに一 1 護 \mathcal{O} て、 職 数 員 が本文に 0) 日 数 に は、 看 護 規定す 本文 以 を行う看 上 んる数に \mathcal{O} で 規定に あること。 護 相 職 カン 当する数以上であ 員 かわ \mathcal{O} ただ 数 らず、 は、 し、 常 二以 当 時、 該 当 上であることとする。 る場合 病 該 棟 病 に に 棟 お は、 \mathcal{O} 1 て 入 各 院 病 患 者 棟 日 に に \mathcal{O} 数 お 看
- 2 当 該 病 棟に お 7 て、 看護職 員 0 最 小 , 必要数 \mathcal{O} 七 割以 上が 看 護師 であること。
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 平 均 在 院 日 数 が二十八 日 以 内 で あること。
- 4 病 棟 般 で 病 あること。 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護必 要度の 基 準を満たす患者を二割五分以上入院させる
- (5) 常 勤 \mathcal{O} 医 師 \mathcal{O} 員 数 が 当該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 数に 百 分 0 $\dot{+}$ ・を乗じ て得 た数以 £ で あ ること。
- 6 以 上 当 で 該 あ 医 療 ること。 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を退 院 す る 患者 i に 占 \Diamond る、 自宅 等 に退院 す Ź ŧ 0) \mathcal{O} 割 合 が 八割
- 7 デ] タ 提 出 加 算 に 係 る届 出 を行 0 た 保険 医 療 機 関 で あること。

ロ 十対一入院基本料の施設基準

1 が 十又 当 該 は 病 そ 棟 0 に 端数を増すごとに一以上であること。 お 1 て、 日 に 看 護を行う看 護 職 員 \mathcal{O} ただし、 数 は、 常 当 該 時、 当該 病 棟 に 病 お 棟 7 \bigcirc て、 入院 患 者 日 に \mathcal{O} 看 数

け 護を行う看 る 夜 勤 を行 護 う看 職 員 護 0 職 数 が 員 本 \mathcal{O} 文に 数 は、 規 沈定す 本 文 る数数 \mathcal{O} 規 に 定 12 相 か 当する か わ 数以 5 ず、 上 二以 一であ 上であることとす る場合 に は、 各病 棟 に お

- 2 当 該 病 棟 に お V) て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。
- 3 当 該 病 棟 0 平 均 在 院 日 数 が三十三日 以 内 で あ ること。
- 4 に 測定を行 当該 病 棟に入院 その結果に基づき評価 して 7 る患者 の — 般 を行 病 棟 っていること。 用 \mathcal{O} 重症度、 医療 看護必要度につい て継続的
- (5) こと。 <u>一</u>百 床以 Ĺ の病院 に あっては、 デー タ提出加算に係る届出を行った保険医療機関 である

ハ 十三対一入院基本料の施設基準

- 看 が お 護を行 当該 け 十三又 る 夜 病 う看 勤 は 棟 を行 に その端数を 護 お う看 職 7 員 て、 護 0) 数が 職 増すごとに 員 日 本 に \mathcal{O} 文に 数 看 は 護 を 規 以 定 行う看 本文 す 上 る数 0) であること。 規定 護 に 職 相当す 員 に \mathcal{O} カン 数 カ る数 ただ は、 わ 5 ず、 以 常 し、 時、 上 一であ 当 以 当該 該 る場 病 上であることとする。 棟 病 合 棟 に に 0 お は 1 入 院 て、 各 患 者 病 棟 日 \mathcal{O} に 12 数
- 3 当 該 病 棟 \mathcal{O} 亚 均 在 院 日 数 が 三十六 日 以 内 であること。

2

当

該

病

棟

に

お

7

て、

看護

職

員

 \mathcal{O}

最

小

必

要

数

 \mathcal{O}

七

割

以

上

が

看

護師

で

あること。

看護必要度加算の施設基準

(3)

イ 看護必要度加算1の施設基準

- 1 + 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 た病: 棟 であること。
- 2 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 準を満たす患者を二割四分以上入院させる

病棟であること。

ロ 看護必要度加算2の施設基準

① 十対一入院基本料に係る届出を行った病棟であること。

2 般 病 棟 用 の重 症 度、 医療 看護必 要度の基準を満たす患者を一割八分以上入院させる

病棟であること。

看護必要度加算3の施設基準

+ 対 入 院 基 本 料 に 係 る 届 出 を行 0 た病 棟で あること。

2 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護 必 要度 \mathcal{O} 基 準 を満たす 患者を一 割二分以上入院させる

病棟であること。

(4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

1 十三 対 入 院 基 本 . 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た病 棟で、 あること。

口 当該 加 算 を算定 する患者 に . つ ١ ر て 測 定 L た 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看 護必要度の結果

に基づき、 当該 病棟における当該看 護必要度の評価を行っていること。

(5)専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 保 険 医 療 機 関

限 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る 患 者 退 院 日 に 車 門 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る ŧ \mathcal{O}

(6)専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 患 者

に

る。

に

占

 \Diamond

る、

午

前

中

に

退

院

す

る

t

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

割

合

が

九

割

以

上

で

あ

る

保

険

医

療 機

関

次 \mathcal{O} 1 ず れ 12 ŧ 該 当す る 患

イ 当 該 病 棟 に三 + 日 を 超 えて 入 院 L て 7 る者

口 午 前 中 に 退 院 す る者

ハ 当 該 退 院 日 に お 1 て、 処 置 所 定 点 数 医 科 点 数 表 \mathcal{O} 第二 章 第 九 部 第 節 に 掲 げ る Ł \mathcal{O}

に

限 る。 が 千 点 以 上 \mathcal{O} £ \mathcal{O} に 限 る。 又 は 手 術 を 行 0 7 1 な 1 者

= 退 院 支 援 加 算 を 算 定 L て 1 な 1 者

(7) 専 門 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 保 険 医 療 機 関

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 に 入 院 す る 患 者 入 院 日 に 車 門 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る Ł \mathcal{O}

に 限 る に 占 8 る 金 曜 日 に 入 院 す る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 般 病 棟 を 退 院 す る

患 者 退 院 日 に 専 門 病 院 入 院 基 本 料 を 算 定 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に 占 め る 月 曜 日 に 退 院 す る t \mathcal{O}

 \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 合 計 が + 分 \mathcal{O} 兀 以 上 で あ る 保 険 医 療 機 関

(8)専 菛 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 日

及 点 限 又 び 数 当 る。 は 前 手 該 医 術 Þ 病 が を 科 日 棟 千 点 行 に 当 点 数 金 わ 以 該 な 表 曜 上 患 1 \mathcal{O} 日 者 第 に \mathcal{O} 日 入 ŧ が に 限 章 院 \mathcal{O} に る。 第 す 処 限 置 る 九 る 部 患 所 並 者 第 定 に U --- 点 又 係 に 節 数 当 は る に 手 該 撂 入 術 院 医 病 げ を 科 棟 る 日 行 点 を \mathcal{O} ŧ 翌 わ 数 月 \mathcal{O} な 表 曜 に 日 限 及 1 \mathcal{O} 日 第二 日 る。 に び に 退 꽢 限 章 院 Þ る。 第 す が H 九 る 千 当 部 患 点 者 第 該 以 患 に 上 係 者 節 \mathcal{O} 12 る が ŧ 掲 退 \mathcal{O} げ 院 12 処 る 限 置 日 る b \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 前 定 に 日

(9)Α D L 維 持 向 上 等 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 口 名 7 語 ١, 当 聴 以 入 院 覚 上 該 ること、 中 配 士 病 棟 が 置 \mathcal{O} さ 患 に 専 者 名 れ 又 は 以 7 従 に 当 上 お 対 \mathcal{O} 常 り、 該 L 配 勤 て、 置 病 さ 棟 \mathcal{O} か 理 つ、 れ に Α 7 専 学 D 当 療 1 従 L 法 ること。 該 \mathcal{O} \mathcal{O} 常 士、 維 病 持 勤 棟 作 に \mathcal{O} 業 向 理 専 学 療 上 任 等 法 \mathcal{O} 療 に 常 法 士 . 資す 若 勤 士 L \mathcal{O} る十二 理学 < 作 業 は -分な体 言 療 療 法 法 語 士 士 聴 若 制 覚 作 士 が L Š 整 業 が 二名 備 療 は され 法 言 以 士 語 若 てい 聴 上 配 覚 L ること。 < 士 置 され は が 言

七 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

築

(1) 通則

障 害 者 施 設 等 般 病 棟 は、 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当 す る 病 棟 で あること。

1 入 所 児 施 童 設 福 祉 (主とし 法 昭 て肢体不 和 +-自 年 法 由 律 \mathcal{O} あ 第 る児 百 六 童 + 又は 兀 号) 重 第四 症 心 十二条 身 障 害 児 第二号に 同 法 第七 · 規 定 条第 す Ź 医 項 療 型 に 規 障 定 害 児 す

る 重 症 心 身障 . 害児 をい . う。 以 下 同 ľ を入所さ せ る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 又 は 同 法第 六条 0

第三 項 に 規 定 す る指 定 発達. 支援 医 療 機 関 に 係 る 般 病 棟 で あ ること。

口 次 \mathcal{O} 7 ず れ に t 該 当す Ź 般 病 棟 で あ ること。

1 者 意 \mathcal{O} 識 を除く。 (1)重 障 に 度 生害者、 お \mathcal{O} 7) 肢 て同 体 第八の九 不 筋 自 ジスト じ。) 、 1由児 の (1) . 口 (者) 脊髄損物 フ 並 1 びに第九の] (脳 患者、 傷等の 卒中 重 八の(1)及び十二の(1) (T) 難病患者等を概ね七割 後遺症 度障害者 の患者は 脳 「 及 び 卒中 \mathcal{O} O認知症の患者を除く。 後 以上入院させてい 1 に 遺 定症 お **,** \ \mathcal{O} 、 て 同 患 者 ľ 立 及 び る病 認 知 第八の九 棟 症 重 であ 度 \mathcal{O} 患 \mathcal{O}

2 る。 文に 常 び 相 看 1当す 当該 護 看 時 当 補 な 護 規 該 お 当該 定 る数以下であること。 補 病 病 助 者 棟 す 棟 助 る数 に 者 \mathcal{O} 主として に 病 お 数 お \mathcal{O} 棟 į١ は、 数 に 0) 1 て、 相 入 院 は て、 当す 常 事 時、 務的 本文 患 る 日 日 者 業 数 当 に に看護を行う看護 \mathcal{O} \mathcal{O} 該 規 以 数 務 看 を行 が 病 定 上 護 棟 で を に + あ \mathcal{O} う 行 又 か 看 る場 入院患者 か う は 護 わ 看 そ 合 5 \mathcal{O} 補 護 ず、 端 職 助 に 職 数を増 員及び \mathcal{O} 者を含 は、 員 数が二百又はその端数を増すごとに一に 及 看 護 各 び 看護 む場 職 病 看 すごとに 棟 護 員 合 補 補助を行う看護 に を含 は、 お 助 を け む る 以 行 上で 三以 夜 日 う 勤 看 12 上で 事 を 護 あ 行 補 補 務 ること。 的 あ う 助 助 業務 者 者 ることとす 看 護 \mathcal{O} \mathcal{O} ?を行う 職 数 た 数 だ が は、 員 及 本

(2)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に規 定す る入院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ 七対一入院基本料の施設基準

- 以上である場合には、 常 (1)当 時、 \mathcal{O} 該 1 病 当 に 棟 該当 該 に 病 「する お 棟 () \mathcal{O} て、 入 病 各病: 院 棟 _ 患 で 棟に 者の 日 あ って、 に 数が お 看 ける夜勤を行う看 護を行う看護 当 該 七 又 病 は 棟に そ \mathcal{O} 端数 職 お いて、 員 護職員 \mathcal{O} を増すごとに一 数が \mathcal{O} 本文に規定する数に 日に看 数は、 護を行う看護 以 上 本文の規定 であること。 に 相当す 職 員 か カン \mathcal{O} Ź 数 ただ わ 5 は
- ず、 二以上であることとする。

2

当該

病

棟に

お

いて、

看護

職員

 \mathcal{O}

最

小必要数

()

七割以

上が

看

護

師

であること。

定

3 す る準 当 該 超 病 重 棟 症 \mathcal{O} 入 \mathcal{O} 院 状 患者 態 \mathcal{O} 患者との のうち、 合計 第八 が三 \mathcal{O} + 割 \mathcal{O} (2)以 Ĺ に 規定 で あること。 す る超 重 症 \mathcal{O} 状 態 \mathcal{O} 患者と 同 (3)に 規

ロ 十対一入院基本料の施設基準

- 1 け 護 が る を + 当 夜 行う 又 該 勤 は 病 を 看 そ 棟 行 護 \mathcal{O} に う 職 端 お 看 員 数を増すごとに 7 護 て、 \mathcal{O} 職 数 が 員 本 日 \mathcal{O} 文に 数 に は、 看 規 護 定 本 以 を行 文 す 上 1う看 る数に で \mathcal{O} 規 定 あること。 護 に 相 職 当す か 員 か \mathcal{O} わ る数以上であ ただし、 数 らず、 は、 常 二以 当 時、 該 る場 上であることとする。 当 病 該 棟 合 病 に に 棟 お は、 0 1 て、 入 各 院 病 患 者 棟 日 に に \mathcal{O} 数 お 看
- 2 当 該 病棟に お ** \ て、 看護職 員 0 最 小必 要数 の七割以 上が看 護師 であること。

ハ 十三対一入院基本料の施設基準

- 1 お 看 が け 護 十三又 当 を行 該 る 夜 病 勤 う は 棟 を行 看 そ 12 護 \mathcal{O} お う看 端 職 1 数 員 て、 護 \mathcal{O} を 数 職 増すごとに が 員 日 本 に \mathcal{O} 文に 数 看 護 は . 規 を行 以 定 本 文 す う看 上 \mathcal{O} る数に で 規定 あ 護 る 職 相当す に 員 か \mathcal{O} カン 数 る数 わ ただ は、 5 ず、二以 以上であ 常 し、 時、 当 当 該 上で る場 該 病 棟 病 一合に 棟 あることとする。 に お \mathcal{O} は 入 1 院 て、 各 患 者 病 棟 日 \mathcal{O} に 数 に
- 2 当 該 病 棟 に お 1 て、 看護 職 員 \mathcal{O} 最 小 ·必要数 0 七 割 以 上 が 看 護 師 であ ること。

二 十五対一入院基本料の施設基準

- 看 が お け + 当 護 該 を行 五. る 夜 又 病 勤 う は 棟 を 看 そ に 行 お 護 \mathcal{O} 端数 う 職 7 看 て、 員 護 を \mathcal{O} 数 増すごとに一 職 が 日 員 本文に に \mathcal{O} 看 数 は 護を行う看 規 以 本 定 す 上 文 る数 \mathcal{O} であること。 護 規 職 定 に 員 に 相 当す \mathcal{O} か 数 カン ただ は、 る数 わ 5 以 常 ず、二以 し、 Ĺ 時、 で 当 当該 該 あ 上で、 る場 病 病 棟 合に あることとす 棟 12 0 お は 1 入 院 て、 患者 各 病 日 棟 \mathcal{O} に 数 に
- 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 厚 生 一労 働 大 臣 が 定 8 る t \mathcal{O}

夜 勤 を 行 Š 看 護 職 員 \mathcal{O} 人当 た り \mathcal{O} 月 平 均 夜 勤 時 間 数 が 七 十 二 時 間 以 下 であること。

障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 2 12 規 定 す Ź 厚 生 一労 働 大 臣 が 定 8 る 場 合

(4)

(3)

2

当

該

病

棟

12

お

1

て、

看

護

職

員

 \mathcal{O}

最

小

必

要

数

 \mathcal{O}

兀

割

以

上

が

看

護

師

で

あ

ること。

当該 保 険 医 療 機 関 が、 過 去 __ 年 · 間 に お 7 て、 般 病 棟 入 院基 本 料 0 注 2ただし 書に規定する 診 療 所 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

等

料 規 精 入 注 入 月 院 亚 定 院 2 神 均 基 す 基 療 に 病 規 棟 本 る 本 養 夜 料、 勤 定 月 入 料 病 院 す 平 棟 時 \mathcal{O} 基 精 る 均 注 入 間 院 月 本 夜 12 神 超 平 料 病 勤 12 基 過 均 時 規 減 \mathcal{O} 棟 本 定 算 夜 間 料 注 入 院 若 勤 超 す 9 \mathcal{O} に 基 る 時 過 注 L 規 < 間 本 減 夜 2 定 料 算 た 超 勤 は 過 す 若 だ 時 \mathcal{O} 減 る 間 般 注 L L 算 夜 < 書 病 2 特 を た は 別 勤 に 棟 算 だ 結 規 時 入 入 定 間 院 院 核 定 L 書 L 特 病 基 す 基 た 12 棟 本 別 る 本 こと 規 料 料 入 月 入 院 院 定 亚 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 す 基 結 注 均 あ る 本 本 核 夜 13 る 料 月 料 勤 病 に 保 平 又 棟 時 規 \mathcal{O} は 険 定 均 注 入 間 障 院 す 医 夜 超 6 療 害 勤 に 基 過 る 者 本 機 時 規 夜 減 関 施 間 定 料 算 勤 設 若 で 超 す \mathcal{O} 時 等 あ 過 る 注 間 L る 入 減 夜 2 < 特 場 院 算 勤 た は 别 合 だ 基 若 時 療 入 間 院 本 養 L し < 書 料 特 病 基 \mathcal{O} は 別 に 棟 本

(5)障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 80 る 状 態 等 に あ る 患 者

処 置 並 U に 含 ま れ な 1 薬 剤 及 び 注 射 薬

(6)

特

定

入

院

基

本

料

及

び

障

害

者

施

設

等

入

院

基

本

料

 \mathcal{O}

注

6

に

規

定

す

る

点

数

に

含

ま

れ

る

画

像

診

断

及

75

別

表

第

兀

12

撂

げ

る

患

者

行 本 料 特 0 に た 定 含 别 入 院 ま 表 第 基 れ る 五 本 料 に ŧ \mathcal{O} 撂 又 と げ は 障 る 害 画 者 別 像 表 診 施 第 断 設 等 五. 及 \mathcal{O} 75 入 院 処 \mathcal{O} 基 置 \mathcal{O} 本 に 費 料 掲 用 \mathcal{O} げ 注 フ る 6 薬 に 1 剤 規 ル 及 定 A び す \mathcal{O} る 注 費 射 用 点 数 薬 を 含 \mathcal{O} を 費 算 む。 用 定 す は る は 当 患 該 当 者 入 該 に 院 入 対 基 院 L 本 基 7

料 に 含 ま れ な 1 £ \mathcal{O} る

- 通 則
- (1) 診 療 所 であること。
- (2)該 保 険 医 療 機 関を単位として看 護を行うも のであること。
- (3) 看 護 看 師 護 又 \mathcal{O} 指 は 看 示 を受け、 護 補 助 た看 は、 護補 当 該 保 者 険 が 医 行うも 療 機 関 <u>0</u> \mathcal{O} 看 護 職 員 又 は 当該 保険 医 療 機 関 の主治医若 しくは
- (4) 現に 看 護に 従事し てい る 看護 助 職 員 の数を当該診療所内の見やすい場所に掲示していること。
- 有床診 療 所入院基本料 , . の 施 設基 準
- (1) 有 床 診 療 所入院 基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定する入院基本料の 施設基準

1 有 床 診 療 所 入院 基 本 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- 該 診 療 所 療 養 病 床 を 除 に お ゖ る看 護職 員 \mathcal{O} 数 が、 七 以上であること。
- 2 患者に 対 L て 必 要 な 医 療 を提供す るため に . 複 数 \mathcal{O} 機 能を 担 って いること。
- 口 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 当 該 診 療 所 療 養 病 床 を 除 く。 に お け る看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が、 兀 以上七未満 であること。
- 2 イ \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 基 準 を 満 た す t \mathcal{O} であること。
- ハ 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 3 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 当該 診 療所 (療養病 床を除っ く。 における看護職員の数が、 以上四未満であること。

- 2 1 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 基 準 を 満 た すも 0 であること。
- = 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 4 \mathcal{O} 施 設 基 潍

イ

 \mathcal{O}

1

 \mathcal{O}

基

準

を

満

た

す

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

ること。

ホ 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 5 \mathcal{O} 施 設 基 潍

口 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 基 準 を 満 たす t \mathcal{O} で あ ること。

有床 診 療 所 入 院 基 本 料 6 \mathcal{O} 施 設 基 潍

ハ \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 基 準 を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あること。

有 床 診 療 所 般 病 床 初 期 加 算 \mathcal{O} 施 設 基準

(2)

次 \mathcal{O} 1 ず れ カゝ に 該 当すること。

1 医 科 点 数 表 \mathcal{O} 退 院 時 共 同 指 導 料 1 \mathcal{O} 1 に規 定す る在・ 宅 療 養 支 援 診 療 所 以 下 在 宅 療 養 支

援 診 療 所 とい う。 で あ つ て、 過 去 年 間 に 訪 問 診 療 を実 施 L て 1 る ŧ \mathcal{O} であること。

口 急性 期 医 療 を担う診 療 所で あること。

ハ 緩 和 ケア に 係る 実 績 を有する診 療所 で あること。

(3)夜 間 緊 急 体 制 確 保 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

入 院 患 者 \mathcal{O} 病 状 \mathcal{O} 急 変に 備 え た 2緊急 の診 療提供 体制 を確 保していること。

(4) 医 師 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設基 準

イ 医師配置加算1の施設基準

次のいずれにも該当すること。

- ① 当該診療所における医師の数が、二以上であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
- 1 在 宅 療養支援診療所であって、 訪問診 療を実施しているものであること。
- 2 急性期医療を担う診療所であること。

ロ 医師配置加算2の施設基準

当該診 療所に お け る医 師 の数が、二以上であること(イに該当する場合を除く。

イ 看護配置加算1の施設基準

(5)

看

護

配

置

加

算、

夜 間

看

護

配

置

加

算及び看護補

助配置.

加算

の施設

基準

当該 診 療 所 **(療** 養 病 床を除る \ \ . にお ける看護職 員 の数が、 看護師一 三を含む十以上である

ح کے

ロ 看護配置加算2の施設基準

当 該 診 療 所 (療 養病 床 を除 < における看護職員の数が、 十以上であること(イに該当

する場合を除く。)。

ハ 夜間看護配置加算1の施設基準

当該 診 療 所 に お け る夜 間 0 看 護要員 \mathcal{O} 数 が、、 看 護 職員 一を含む二以上であること。

二 夜間看護配置加算2の施設基準

該 診 療 所 に お け る 夜 間 \mathcal{O} 看 護 職 員 への数が 以上であること(ハに該当する場合を除

< _ _

ホ 看護補助配置加算1の施設基準

当該: 診 療 所 (療養病 床 を除 における看護補助者の数が、 二以上であること。

、 看護補助配置加算2の施設基準

当該診 療 所 (療 養 病床を除 < における看護補助者の数が、 以上であること(ホに該

当する場合を除く。)。

(6) 看取り加算の施設基準

該 診 療 所 に お け る夜 間 0) 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 上 であること。

有 床 診 療 所 入院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定 す る厚 生 労 働 大臣 が 定め る施 設 基 準

(7)

該 診 療 所 が 有 床 診 療 所 入 院 基 本 料 に 係 る病 床 及び 有 床診 療 所 療 養 病 床 入院基 本料 に係る

病床の双方を有していること。

(8) 栄養管理実施加算の施設基準

1 当該 保 険医 療機関内に、 常勤 の管理栄養士が一名以上配置されていること。

- 2 栄養 管 理を行うにつき必 要 な 体 制 が 整 備され てい
- (9)有 床 診 療 所 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

三 有床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

在

宅

復

帰

支

援

を行

うに

つき十二

分

な

実

須績等

を有

L

ていること。

(1) 通 則

療養病床であること。

、「見民令景丘景を対長し記ますり世界

(2) 有床診療所療養病床入院基本料の施設基準等

1 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入 院基 本 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定 する入院 基本 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

当

該

有

床

診

療

所

に

雇

用され、

そ

 \mathcal{O}

療

養

病

床

に

勤務することとされ

てい

る看

護

職員

の数

は

当 該 療 養 病 床 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数 が .. 六 又 は そ \mathcal{O} 端 数を増すごとに一以上で あること。

2 当 該 有 床 診 療 所 に 雇 用 さ れ そ \mathcal{O} 療 養 病 床 に 勤 務 することとされ てい る看着 護 補 助 者 \mathcal{O} 数

は、 当 該 療 養 病 床 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 六 又は そ (T) 端 数を増すごとに 以 上 であ ること。

その結果に基づき評価を行っていること。

3

当

該

病

棟

に

入

院

L

7

7

る

患者

に

係

る

海 将 瘡

 \mathcal{O}

発

生

割

合等に

つい

7

継

続

的

に

測

定を行

V.

口 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院基 本 料 \mathcal{O} 注 1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分

① 入院基本料A

- 1 \mathcal{O} 合 当 計 該 有 が 床診 八 割 療 未 所 満 \mathcal{O} で 療 あ 養 る場場 病 床 合 0 (以下この 入 院 患者 のうち 口 に お 医療区分三の患者と医療区分二の 1 7 「特定患者八割 未 満 \mathcal{O} 場 合 患 とい 者
- う。 に あ 0 て は、 医 療 区分三の患者
- 2 \mathcal{O} 合計 該 有 が 床 八 割 診 療所 以 Ŀ 0 である場合 療 養 病 床 \mathcal{O} (以下このロにおいて「特定患者八割 入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者と 以 £ \mathcal{O} 場 合 とい
- う。)

 にあっては、 次のいずれにも該当するものとして地方厚生局長等に届 け出た診療

所である保険医療機関 (以下この口において 四四 対一配置保険医療機関」 という。)に

入院してい 、 る 医 療区分三の 患者

数 は、 当該有 当 該 床 診 療 養 療 病 所 床の に雇用され、 入院 患者 その \mathcal{O} 数 が 療養病床に勤務することとされてい 兀 又 はその 端数を増すごとに一 以 上であること。 る看護 職 員

0

- (__) 0 数 当該 は 有床 当 該 診 療 療 養 所 に尾 病 床 0) 用 さ 入院患 れ そ 者 (T) 0 数 療 が 養 匹 病 床に 又はその端 勤 務することとされてい 数を増すごとに一以上であるこ る 看 護 補 助者
- 2 入院 基本料 В

کے

1 特 定 であって、 患者 八割 未満 A DL区分三又は の場合に あっては、 A D L 医療 区分二であるもの 区分二の患者 (医療区分三の患者を除

2 特定患 者 八割 以上 0) 場 **湯合に** あ つて は、 兀 対 配 置 保 険 医 療機 関 12 入院 L 7 V > る 医 療 区

分 二 0 患者 <u>(</u>医 療 区 分三の 患者を除 \ \ . であって、 A D L 区 分三又は A D L 区 分二で

ある

3 入院 基本料C

1 特 定患者八割未満 の場合にあっては、 医療 区分二の患者 (医療区分三の患者を除

であって、ADL区分一であるも \mathcal{O}

2 特定患者八割以上の場合にあっては、 四 対 一配置保険医療機関に入院 してい

、 る 医

療区

分二の患者 **(**医 療区分三の患者を除く。)であって、 ADL区分一であるも \mathcal{O}

4 入院 基 本 . 料 D

1 特 定 患 者八 割 未 満 の場合にあ っては、 医療 区 分一 の患者であって、

ADL区分三であ

るも

2 特 定 患 者 八 割 以 上 \mathcal{O} 場合 に あ つて は、 兀 対 __-配 置 保険 医 |療機関 に 入院 してい る 医 療

区

分 \mathcal{O} 患 者 で あ **つ** て、 A D L 区 分三であるも \mathcal{O}

(5) 入院 基 本 料 E

1 特 定 患者: 八割 未 満 の場合にあっては、 医療区分一の患者であって、 ADL区分二又は

A D L 区 分一であるもの

2 当 分 L 特 定 な \mathcal{O} 患 患 1 者 者 ŧ で 八 \mathcal{O} とし 割 あ 以 0 て て、 上 地 \mathcal{O} 場 方 Α 合 厚 D 生 に L 局 区 あ 分二 って 長 等 又 は、 に 届 は 兀 け Α 出 D 対 た L 診 区 配 療 分 置 所 保 で で 険 あ あ 医 る る 療 保 ŧ 機 険 関 \mathcal{O} 又 に 医 療 入 は 機 院 次 関 \mathcal{O} L 12 1 7 ず 入 1 院 る れ 医 カン L 療 て に 該 区

る

患

者

(--)数 \mathcal{O} 数 当 該 は、 当 該 は 当 有床 有 床 当 該 診 該 診 療 療 療 養 療 派所に雇! 養 所 病 病 に 床 床 雇 \mathcal{O} \mathcal{O} 入 用され、 用され、 院 入院患者 患者 そ そのよ \mathcal{O} (T) 数 \mathcal{O} 数 療 が 療 養病・ が 養 匹 兀 病 又 宗床に勤 又 は 床 たに勤 その はその端数を増すごとに一 端数を増すごとに一 務することとされてい 務することとされてい 以上であること。 以 る る 上で 看護 看護 あるこ 職 補 員 助 者

と。

- ノヽ む。 剤 た 検 及 有 有 床 び 査 床 注 は、 診 診 投 射 療 療 当該 薬、 薬 所 所 \mathcal{O} 療 療 費 注 養 養 入 院 用 射 病 病 基 は、 床 床 並 本 入 U 入 当 院 料 院 に 該 に 別 基 基 . 含 ま 本 本 入 表 院 料 料 第 基 れ 五. に 特 本 含 る に 料 掲 ま t 别 に れ げ 入 \mathcal{O} 含ま とし、 院 る費 る 画 基 れ 本 用 像 料を含 な 别 診 並 **\ 断 び 表 Ł 第 及 に 含ま \mathcal{O} む。 び 五. とす 処 及 び 置 れ る。 を算 な 別 \mathcal{O} 表 費 1 定 薬剤 第 用 す 五. ラ る \mathcal{O} 及 び 患 ___ 1 者 注 の二に ル 射 A に 薬 \mathcal{O} 対 掲 費 \mathcal{O} L げ 7 費 用 Ś 用 を含 行 0
- = 別 有 表 床 第 診 五. 療 \mathcal{O} 所 兀 療 12 養 · 掲 げ 病 床 る 入 状態 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4に規定する厚生労働大臣が定める状態

ホ 救 急 在宅 ¹等支援: 療 養 病 床 初 期 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

在 宅 療 養支援 診 療 所 で あ 0 て、 過 去 年 間 12 訪 間 診 療 を実施 L て 7 る ŧ \mathcal{O} で あること。

へ 看取り加算の施設基準

該 診 療 所 に お け る 夜 間 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数が 以上であること。

1 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 . 料 \mathcal{O} 注 9 に 規 定す る厚生 労働大臣が 定め る施設 基

潍

当該 診 療 所 が、 有床 診 療 所 入院 基本料 に係る病 床及び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基本料に係

る病床の双方を有していること。

チ 栄養管理実施加算の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 常 勤 \mathcal{O} 管 理 栄 養 士 が 名 以 上配 置されていること。

2 栄 養 管 理 を 行 . う ĺ 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

有 床 診 療 所 療 養 病 床 在 宅 復 帰 機 能 強 化 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

(3)

在宅復帰支援を行うにつき十分な実績等を有していること。

第七 削除

第八 入院基本料等加算の施設基準等

一 総合入院体制加算の施設基準

(1) 総合入院体制加算1の施設基準

- 1 特定 機 能 病 院 及 び 専 門 病 院 入 院 基 本 料 を算 定 す る 病 棟 を有い す る病 院 以 外 0 病 院 であること。
- 口 急 性 期 医 療 を 行 うに 0 き十 . 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V) る
- 病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 され ていること。
- = 急 性 期 医 療 に 係 る実 績 を十 . 分 有 L て *(*) ること。
- ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 敷 地 内 に お 1 て '喫煙が: 禁止されてい ること。
- 地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料、 地 域 包括 ケア入院 医 療管 理 料 又は療養病棟入院基本料 に係る届

出

を

行

0

7

** \

な

1

保険

医

療機

関

であること。

1 及 急性 び 実 績 期 を有 \mathcal{O} 治 L 療を要する精神 7 ζ, ること。 疾 患を有する患者等に対する入院診療を行うにつき必要な体

制

チ 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医療 • 看 護 必要 度 0 基準 を満 たす患者 を三 割 以上 入院させ る 病 棟 で

あ

ること。

- IJ 機 病 院 構 公 益 又は と 財 1 ک う 寸 れ 名 法 称 に 人 準 で 日 ず 設 本 Ź 立 医 病 さ 療 院 れ 機 で た 能 あ 法 評 ること。 価 人 を 機 構 7 う。 平 成 以 下 七 年 同 r. 七月二十七 等が行う医 日 に 財 療 寸 機 法 能 人 評 日 価 本 を受け 医 療 機 7 能 1 評 る 価
- (2)1 総 合 (1) \mathcal{O} 入院 イ、 体 制 加 算 2 0 チ及びリを満たすも 施 設 基 潍 <u>0</u>

であること。

当該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お いて喫煙 が 禁止 され ていること。

口

- 急性 期 医 療 を行うに つ き必要な 体 制 が 整 備 され ていること。
- 二 急性 期 医 療 に 係 る実 績 を相 当 程 度 有 L ていること。
- ホ 急性 期 \mathcal{O} 治 療 を 要する 精 神 疾 患 を有す る患者等に対する診療を行うにつき必要な体制及び

実績を有していること。

- (3) 総合入院体制加算3の施設基準
- イ(1)のイ、ハ及びへを満たすものであること。
- ロ ②の口及びハを満たすものであること。
- 、急性期医療に係る実績を一定程度有していること。
- = 急性 期 \mathcal{O} 治 療を 要する 精 神 疾患を有する患者等に対する診 療を行うにつき必要な体 制又は

実績を有していること。

ホ 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医療 看護必要度の基準 を満たす患者を二割 七分以 上入院させる病

棟であること。

二から五まで 削除

- 六 臨床研修病院入院診療加算の施設基準
- (1) 基幹型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 研 修 次 に \mathcal{O} 関 1 す ず る れ 省 12 令 ŧ 該当する基幹 (平成 十四四 年 型 厚 臨 生 労 床 研 働 修 省 令 病 第 院 百 医 五. 師 十八号) 法 第十 第三条第 六 条 の <u>-</u> 第 号に 項 規定 K 規 す 定する る 基 臨 幹 型 床

- 臨 床 研 修 病 院 を 1 う。 であること。
- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算に係 なる届 出を行 った保険医療機関であること。
- 3 そ \mathcal{O} 他 臨 床 研修を行うに つき十分な体 制 が 整備 され ていること。

2

研

修

医

 \mathcal{O}

診

療

録

0)

記

載

に

つ

** \

て指

導

医が

指導

及び

確

認

をする体制

がとられてい

ること。

- 口 を行 を履 次 1う病 修修す \mathcal{O} 1 院 る ず 課 で れ あ に 程を置く大学に附 ŧ 0 て、 該当する基幹型相当大学病院 当 該 臨 床 研 属する病院 修 \mathcal{O} 管 理を行うも のうち、 医 師 \mathcal{O} 他 法第十 を \mathcal{O} 病 院 1 う。 又 六条の二第一 は 以 下 診 療所と 同 Ü 共 項に規定する医学 同 であること。 L て 臨 床 研 修
- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保険 医 療 機 関 で あ ること。
- 2 研 修 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に 0 1 7 指 導 医 が 指 導 及 び 確 認 を す る体 制 が とられ ていること。
- 3 そ \mathcal{O} 他 臨 床 研 修 を 行 うに つ き十分な体 制 が 整 備 さ れ ていること。
- 単独型又は管理型の施設基準

(2)

次のいずれかに該当すること。

1 次 \mathcal{O} V) ずれ に も該当する病院である単 独型臨床研修施設 (歯科医師 法 (昭和二十三年法律

臨 令第百三号) 第二百二号) 床 研 修 施 設 第十 第三条第 (同 · 条第二 六 条 0 一号に 号に 第 規 規 定 項 定 する管 す に 規 る単 定 理 す 独 型 型 る 臨 臨 臨 床 床 床 研 研 研 修 修 修 施 施 に 設 関 設 を を する省 11 1 う。 う。 令 平 で 又 あ は 成 十七年 ること。 病 院 で 厚生 あ る 管 労 理 働 型 省

- 1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に係 る 届 出 を行行 つ た 保 険 医 療 機 関で あ ること。
- 2 研 修 歯 科 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に 0 ζ, 7 指 . 導 歯 科 医 が 指 導 及 び 確 認をする体 制 がとられてい
- 3 設 修 \mathcal{O} 又 第三条 歯学若しく 管 ع す は 次)のうち、 理 共 管 0 る その他 ζ, を行 第一 課 理 同 型 ず 程 し 号に れに う 7 を 相 は 臨 医学 置 ŧ 臨 床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。 当大学 一く大学 . 規 単 も該当する単独型相当大学病院 \mathcal{O} 床 定す をい 研 独で又は を履修 病 修 う。 に 院 る を行う病 する課程 附 研 (歯 以 下 修 歯 属 科医 す 科 協 同じ。 院 る 医 力 施設、 師 を置く大学に 病 師 単 院 法 法第十六 لح 独 第 型 歯 であること。 共 + 相 科 六 同 条 当 条 医 L 大学病 業 附 て *の* \mathcal{O} (歯科医 属す を 臨 第 床 第 行 Ź 院 研 わ 病院 を除 項 修 項 師法第十六条の二第一 な に を に 1 く。 行 規 規 Ł (歯 う病 定す 定 \mathcal{O} を除 科 する歯学 であって、 院 Ź 医業を行 臨 く。 を 1 床 若 う。 研 わ 0 修 L うち、 項に 当 該 くは な 以 に 下 関 7 臨 規定 する 医 同 Ł . 学 床 他 \mathcal{O} でする · を履 省 研 を \mathcal{O}

除

口

ること。

1 診 療 録管 理 体 制 加算に係る届出を行った保険医 療機 関であること。

修

施

2 研 修 歯 科 医 \mathcal{O} 診 療 録 0) 記 載 に つい て指導 歯 科 医 が . 指 導及 び 確 認をする体 制がとられ てい

ること。

3 その 他 臨 床 研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

協力型の施設基準

(3)

次のいずれかに該当すること。

1 次 0) 7 ずれ にも該当する協力型臨床研修病院 (医師法第十六条の二第一項に規定する臨床

研 修

に

関

する省令第三条第二号に規定する協

力型臨

床

研

修病院をいう。)

であること。

2

研

修

医

 \mathcal{O}

診

療

録

 \mathcal{O}

記

載に

つ

いて指

導

医

が

指導

及び

確認をする体制

がとられていること。

- 診 療 録 管 理 体 制 加算に係る届出を行った保険 医 療機関で あること。
- 3 そ \mathcal{O} 他 臨 床 研 修 を行うに つき十分な体 制 が 整 一備され ていること。
- 口 次 \mathcal{O} 1 ず れ に ŧ 該当す る協 力型相 当大学 病 院 <u>(</u>医 師 法 第 十六条 の二第 項に 規定す ^る医学

を履 修 す Ź 課 程 を置く大学に . 附 属 す うる病 院 のうち、 他 0) 病 院 と共同 L 7 臨 床 研 修 を行 う病院

(基幹型相当大学病院を除く。) をいう。) であること。

- 診 療 録 管 理 体 制 加 算 に係 る届 出 を行 つった 保 険 医 療 機 関で、 あること。
- 2 研 修 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に 0 **,** \ 7 指 導 医 が 指 導 及 Ű 確 認 をする体制 がとられてい
- 3 その 他 臨 床 研修を行うにつき十分な体制が整備され ていること。

- ノヽ に 規定 次 0 する 7 ずれ 臨 に 床 も該当する病 研 修に関 する省令第三条 院 で ある協 第三号に 力型臨 床 規定 研 修 す 施 る協 設 (歯 力 型臨 科 医 師 床 研 法第十六 修 施 設 条 を の 二 う。 第一 項 で
- 診 療 録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

あ

ること。

2 研 修 歯 科 医 の診 療 録 の記 載に つい て指導歯科 :医が指導 導及び 確認をする体制がとられてい

ること。

- 3 その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- = 歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附 次の)のうち、 いずれにも該当する協力型相当大学病院 他 \mathcal{O} 施 設 と共 同 して 臨 床 研修を行う病院 (歯科医師法第十六条の二第一項に規定する 属する病院 単 独型相当大学病院 (歯科医業を行わな 及 Ţ 7 管 ŧ 理 \mathcal{O} 型 を除 相
- 診 療 録 管 理 体 制 加 算 12 係る届 出 を行行 った 保険 医 療 機関であること。

当大学病院を除く。

であること。

2 研 修 歯 科 医 \mathcal{O} 診 療 録 \mathcal{O} 記 載 に 0 ١ ر 7 指 導 歯 科 医 がが 指 導 及 び 確認をする体制がとられてい

ること。

3 その他臨 床 研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二 救急医療管理加算の施設基準

休 日 又は 夜 間 に お け る数な 急 医 療 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た 8 0) 診 療を行 っていること。

六の三 超 急 性 期 脳 卒 中 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 築

(1) 超急性期脳卒中加算の施設基準

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に、 脳 卒 中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師が配置さ

れていること。

口 当該保 険医療機関内に、 薬剤師が常時配置されていること。

ノヽ その他 1当該: 治療を行うにつき必要な体 制 が 整備されていること。

二 治療室 一 等 、 当 該 治療を行うにつき十分な構造 設備を有していること。

(2) 超急性期脳卒中加算の対象患者

脳 梗 塞 発 症 後 匹 • 五. 時 間 以 内 で あ る患者

六 \mathcal{O} 兀 妊 産 婦 緊急 搬 送 入 院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

妊 娠 状 態 \mathcal{O} 異 常 が 疑 わ れ る 妊 産 婦 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O} 受入れ及び緊急 - 分娩へ の対応につき十分な体制 が

整備されていること。

六の五 在 宅 患者緊急入院 診療 加算に規定する別に厚生労働大臣 が定める も の

特 掲 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準等 (平成二十年厚 生 一労働 省告示第六十三号) 第三の六の②に該当する在

宅 療 養支援診 療 所及び第四 \mathcal{O} 一の⑵に該当する在宅療養支援病院

六 の 六 在宅 患者緊 急入院 診 療 加 算 に 規定する別 に厚 生労働大臣 口が定め る疾 病

別 表 第十三に 撂 げ る 疾 病 等

七 診 療 録 管 理 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1) 診 療 録 管 理 体 制 加 算 1

1 患 者に 対 L 診 療 情 報 の提供 が 現に行われていること。

口 診 療 記 録 \mathcal{O} 全てが 保管及び管理され ていること。

/\ 診 療 記 録管理を行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。

ホ 入院 患者に つ **,** \ て疾病 統計 及び退院時要約 が 適 切 1C 作 成されていること。

(2)診 療 録 管 理 体 制 加 算 2

=

中

·央病

歴管

理室等、

診

療記

録管理を行うにつき適

切

な

施設及び設備を有していること。

1 (1) \mathcal{O} イ、 口 及 び こニを満 たす € の であること。

口 診 療 記 録 管 理 を 行うに つき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 い ること。

入 院 患 者 に 0 1 て 疾 病 統 計 及 \mathcal{U} 退 院 時 要約 が 作 成されていること。

七の二 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1) 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 1

1 医 師 \mathcal{O} 事務作業を補 助 する十分な体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

- 口 病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 CK 処 遇 0) 改 善に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ てい
- 2) 医師事務作業補助体制加算2

イ(1)の口を満たすものであること。

口 医 師 \mathcal{O} 事 務 作 業 を 補 助 す る 体 制 が そ れぞれ \mathcal{O} 加算に応じて整 備されてい

七 の 三 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)25 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 (看 護補 助者 五. 割 以 上 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看護 補 助 を行う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者

 \mathcal{O} 数 が二十 五. 又 は その 端 数を増すごとに一 に相当する数 以 上 であること。

口 的 業 看 護 務 補 を 行 助 者 う 看 \mathcal{O} 護 配 補 置 基 助 者 準 に主とし \mathcal{O} 数 は て事 常 時、 務 当 的 |業務 該 病 を 棟 行う看 \mathcal{O} 入 院 患者 護 補 助 \mathcal{O} 者を含む 数 が二百又 場場 合 は そ は、 \mathcal{O} 端 数 日 を 12 増 事 務 す

ごとに一に相当する数以下であること。

当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 五. 割 以 上 が 当該 保険 医 療機 関 に 看護 補 助 者

として勤務している者であること。

二 急性期医療を担う病院であること。

ホ 七 対 入 院 基 本 料 又は + 対 入院基 本 料 を算定する病 棟で、 あること。

般 病 棟用 \mathcal{O} 重 症 度、 医療 看 |護必| 要度 の基準 を満たす患者を、 十対 一入院基本料を算定

す る 病 棟 に あ 0 7 は \bigcirc 六 割 以 上 入 院 さ せせ る 病 棟 で あること。

1 病 院 勤 務 医 及 び 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る体 制 が 整 備 され . T Į, ること。

(1) \mathcal{O} イ、 口 及 び = か 5 1 まで を 満 た す Ł \mathcal{O} で あ ること。

(2)

25

対

1

急

性

期

看

護

補

助

体

制

加

算

看

護

補

助

者

五.

割

未

満

 \mathcal{O}

施 設

基

潍

(3)50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

当該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 補 助 を 行う看護補助 者 \mathcal{O} 数は、 常時、 当該 病棟

1

 \mathcal{O}

数

が

五.

+

又

は

そ

の端

数

を増すごとに

一に相

当する数以

上であること。

0)

入院患者

口 (1) \mathcal{O} 口 及 び = か 5 1 ま でを 満 たす ŧ のであること。

(4)75 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者

 \mathcal{O} 数 が 七 + 五. 又 は そ 0) 端 数 を 増 すごとに一 に 相当する数 以 上で あること。

口 (1) \mathcal{O} 口 及 び = か 5 1 ま で を 満 たす É 0 であ ること。

(5)夜 間 30 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院患者 \mathcal{O} 数が三十又

は そ \mathcal{O} 端 数 を増 すごとに一 に 相 当 す る 数 以 上 で あ

(6)夜間 50 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設基 潍

当 該 病 棟 に お 7 て、 夜 勤 を行 1う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 五. + 又

は そ \mathcal{O} 端 数 を増 すごとに に 相 当 す る 数 以 上 で あ ること。

(7) 夜 間 100 対 1 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当 該 病 棟 に お 7 て、 夜 勤 を行 う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当該 病 棟 0 入院患者 の数が で百又は

その端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 夜間看護体制加算の施設基準

1 夜 勤 時 間 帯 に 看 護 補 助 者を 配 置 L ていること。

口 夜 間 に お け Ź 看 護業務 0 負 担 \mathcal{O} 軽 減 に資する十分な業務管理等の体 制 が整備されてい るこ

حے 。

七 \mathcal{O} 兀 看 護 職 員 夜 間 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)看 護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 十二又

は そ \mathcal{O} 端 数 を 増すごとに 以 上で あること。 ただ、 し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 間 12 看 護 を 行

看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文に 規 定す る数 に 相 当する数以 上で あ る場 合 に は 各 病 棟 に お け る 夜 勤 を

行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か カン わ らず、 三以上であることとする。

ロ 急性期医療を担う病院であること。

七 対 入 院 基 本 料 又 は + 対 入 院 基 本 料 . を 算 定 する 病 棟 で あ ること。

二 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度 医 療 看 入 院 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 準 を 満 た す患者 を、 + 対 入 院 基 本 . 料 -を算: 定

す

る

病

棟

に

あ

0

7

は

 \bigcirc

六

割

以

上

さ

せせ

る

病

棟

で

ある

ホ 病 院 勤 務 医 及 び 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に資 す る体 制 が 整備、 さ れ 7 7 ること。

夜 間 に お け る 看 護 業 務 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 に 資する十分な業務管理等 \mathcal{O} 体 制 が 整備されて 7 るこ

کے

(2)看 護 職 員 夜 間 12 対 1 配 置 加 算 2 <u>ー</u> 施 設基

(1) \mathcal{O} イ か 5 ホ ま で を 満 たす ŧ \mathcal{O} で あること。

(3)看 護 職 員 夜 間 16 対 1 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 六 又

は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに 以 上で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 夜 間 に 看 護 を 行 う

看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文に 規 定す る数 に 相 当する数 以 上で あ る場 合 に は 各 病 棟 に お け る 夜 勤 を

行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 三以上 であることとする。

口 (1) \mathcal{O} 口 か 5 ま で を 満 たす t \mathcal{O} で あ ること。

七 \mathcal{O} 五. 乳 幼 児 加 算 幼 児 加 算 \mathcal{O} 注 1 及 び 注 2 に 規定 する基

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 て |喫煙 が 禁止され ていること。

八 難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 に 規 定 す る 疾 患 及 てバ 状 熊

別表第六に掲げる疾患及び状態

九 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)患 重 度 \mathcal{O} 肢 難 病 体 患 不 者 自 等 由 を 児 概 (者 ね 七 割 脊 以 上 髄 入 損 、院さ 傷 等 せせ \mathcal{O} 重 7 1 度 障 る 害者、 般 病 棟 重 度 精 \mathcal{O} 意 神 識 病 棟 障 害 又 者 は 有 床 筋 診 ジ 療 ス 1 所 口 フ 般 1

病 床 に 限 る。 以 下こ 0) 뭉 に お 1 7 同 r. で あ ること。

(2)補 行 護 کے 入 規 は 院 12 当 う 定 職 助 看 当 者 該 患 員 に 者 以 護 か 該 及 \mathcal{O} 病 上 数 補 び 棟 \mathcal{O} カン 病 で 数 は わ 棟 看 又 助 者 護 は が 5 又 あ を含 ず、 ること。 常 当 は 補 当 時 該 百 助 又 む を 有 該 看 は 場 行 当 床 護 有 そ 合 う た 該 診 職 床 だ 療 \mathcal{O} 看 は 診 病 員 端 護 棟 L 療 所 数 を に 又 所 補 含 当 を は お 日 に 助 増 当 む 者 該 7 12 お すごとに て、 該 事 け \mathcal{O} 病 務 以 る 数 棟 有 上 床 的 夜 が 又 診 業 で 勤 本 は 日 務 あ 当 を 文 療 に に る を 行 12 該 看 所 相 行 ことと 規 護 \mathcal{O} う 有 当 看 を行う看 う 入 定 床 す 看 護 す 診 院 患者 る数 す 護 る 職 療 る。 員 数 補 所 以 護 12 に 助 及 \mathcal{O} 職 下 者 お 数 な 相 び で 員 当 が お 看 1 \mathcal{O} あ 数 す て、 及 護 + U ること。 る 又 は 主 補 لح 看 は 助 数 護 常 者 そ L 以 日 補 7 12 時 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 端 事 数 で 看 助 を行 当 務 護 数 あ は を を 該 的 る 業 場 行 増 う 病 本 看 すご 合 う 棟 務 文 看 護 \mathcal{O} を \mathcal{O} に

(3)患 者 当 該 \mathcal{O} 数 有 が 床 + 診 五. 療 又 所 は に そ お \mathcal{O} 1 端 て、 数 を増 日 すごとに一 に 看 護 を行 以 う 上で 看 護 あること。 職 員 \mathcal{O} 数 は ただ 常 L 時 当 当 該 該 有 有 床 床 診 診 療 療 所 所 に \mathcal{O} お 入 院 1

て、 該 有 床 診 日 療 に 所 看 護 に を行 お け ごう看 る 夜 勤 護 を 職 行 員 う \mathcal{O} 看 数 護 が 本 職 員 文 に \mathcal{O} 数 規 定 は す る 本 数 文 に \mathcal{O} 規 相 当す 定 12 る か 数 か 以 わ 上 5 ず、 で あ る場 以以 合 上であ に は るこ 当

(4)当 該 有 床 診 療 所 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数数 \mathcal{O} 兀 割 以 Ĺ が 看 護 師 で あ ること。

ととす

+ 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 潍 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者 \mathcal{O} 状 態

(1)超 重 症 児 (者) 入院 診 療 加 算 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 1 及 び 注 2 に 規定する基

準

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁止され て **,** \ ること。

(2)超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 1 に 規定す る 超 重 症 \mathcal{O} 状

態

1 が 必 介 要 助 な に 状 ょ 態 5 が な 六 け 月 れ 以 ば 上 座 又 位 は が 保 新 持 生 児 できず、 期 カン 5 継 か 続 つ、 L 7 人工 7 る 呼 状 吸 器 態 を で あ 使 ること。 用 す うる等 特 別 \mathcal{O} 医 学 的 管 理

口 超 重 症 児 (者) \mathcal{O} 判 定 基 準 に ょ る 判 定 ス コ ア が <u>二</u> 十 五. 点以 上 で あること。

(3)超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 準 超 重 症 児 (者) 入院 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規定す る 準 . 超 重 症 \mathcal{O}

状態

イ 超重症の状態に準ずる状態であること。

超 重 症 児 (者) \mathcal{O} 判定 基 準 に ょ る 判 定 ス コ ア が + 点 以 上であること。

十一 削除

口

十二 看護配置加算の施設基準

(1) 般 病 棟 入 院 基 本 料 若 L < は 障 害 者 施 設 等 入院 基 本 料 0 十 五 対 __ 入院 基 本 料 又は 結 核 病 棟 入

院 基 本 料若 < は 精 神 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} + 五. 対 入 院 基 本 料、 + 八 対 --- 入 院 基 本 料 若し < は二

十対一入院基本料を算定する病棟であること。

(2)当 該 病 棟 に お ** \ て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必要数の七 割以 上が看護師であること。

十三 看護補助加算の施設基準

(1) 看護補助加算1の施設基準

1 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 Š 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患

 \mathcal{O} 数 が \equiv + 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増 すごとに に 相 当 す る数 以 上で あ ること。

口 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 配 置 基 準 に 主とし て事 務 的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者 を含む 場場 合 は 日 12 事 務

的 業 務 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 百又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 す

ごとに一に相当する数以下であること。

十三対 入 院 基 本 料 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 \mathcal{O} 基 準 を満 たす 患者 [を ○

五. 割 以上入院させる病棟に限 る。 十 五. 対 入院基本 料、 + 八 対 __ 入 (院基本: 料 又は二十対

入 院 基 本 料 を算 定 す る 病 棟 で あ ること。

=看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に . 資 す うる体 制 が 整 備 され て ١ ر

(2)看 護 補 助 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 補 助 を 行う看 護 補助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者

 \mathcal{O} 数 が 五. + 又 は そ \mathcal{O} 端 数 ※を増 すごとに一に 相 当す る数以 上で、 あ ること。

口 十三 対 入院 基 本 料、 十 五 対 一入院基本料、 + · 八 対 入院基本料又は二十対 一入院基本料

を算定する病棟であること。

(1) \mathcal{O} 口 及 び = を満 たすもの で あること。

(3) 看 護 補 助 加 算 3 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 ごう看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O}

入 院

患者

数 が 七 + 五. 又 は その 端 数を 増 すごとに一 に 相 当す る数 以 上 で あ ること。

十三 対 入 院 基 本 料 五 対 入院 基 本 料、 八 対 入院 基 本 料又は二十 . 対 入院 基本

+

料

を算 定す る 病 棟 で あ ること。 口

+

 \mathcal{O}

ハ (1) \mathcal{O} 口 及 び = を 満 た す Ł ので あること。

(4)夜 間 75 対 1 看 護 補 助 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 病 棟に お 1 て、 夜 勤 を行う看 護補 助者 0 数 は、 常 時、 当該 病棟の 入院患者 0 数が 七十

五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

口 十三 対 入院 基 本 料 般 病 棟 入 院 基 本 . 料 又 は 専 菛 病 院 八院基· 本 . 料 に . 限 る。 を算定する

病棟であること。

ハ 看 護 補 助 加 算 1 看護: 補 助 加 算 2 又は 看護補助加 第3、 を算定する病棟であること。

(5) 夜間看護体制加算の施設基準

イー夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

口 夜 間 に お け る看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制 が整備されているこ

<u>ک</u> 。

看 護 補 助 加 算 1 看護: 補助. 加算2又は 看護補 助加算3を算定する病棟であること。

十四 地域加算に係る地域

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に . 関 す る法 律 (昭 和二 十五 年 法 律第 九 十五号) 第十一 条 の三 一第一 項に · 規 定

す る 人 事 院 規 則 で 定 \Diamond る地 域 及 グび当 該 地 域 に 準 Ü る 地 域

十五から十七まで 削除

十八 離島加算に係る地域

(1) 離 島 振 興 法 (昭 和二十二 八 年法律第七十二号) 第二条第 項の規定により 離 島振興対策実施地

域として指定された離島の地域

- (2)奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和二十 九 年 法 律 第 百 八 + 九 号) 第 条 に 規定す んる奄 美 群 島
- の地域
- (3)小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和 兀 十四四 年 -法律第· 七 十九号) 第 四 条 第 ___ 項に · 規 定 でする小

笠原諸島の地域

(4)沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 (平成十四 年 法律 :第十四1 号) 第三条第三号に規定する離

島

- 十九 重症者等療養環境特別加算の施設基準
- (1) 常 時 監 視 を 要 し、 随 時 適 切 な 看護 及 び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な

看護師等が配置されていること。

(2)個 室 又は二人部 屋 \mathcal{O} 病 床 であ · つ て、 療養上の 必要から当該重 症者等を入院させるのに適した

ものであること。

十 九 の 二 小 児 療養 環 境 特 別 加 算 に 規 定 す る 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 され ていること。

- - 療 養 病 棟 療 養 環 境 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準
- (1) 療 養 病 棟 療 養 環 境 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 進
- 1 長 期 に わ た る 療 養 を行 うに つ き十 分な構造 設 備 を有い していること。
- 口 長 期 に わ た . る療: 養を行うにつき必要な器械 器 具が具備されている機 能訓 練室 を有 てい

- 口 に掲 げる機能 訓 練 室 \mathcal{O} ほ か、 十分な施設を有していること。
- 二 医 療 法 施 行 規 則 (昭 和 二十三年厚生省 令第五十号) 第十九条第一 項第一 号並びに第二 一項第

(2)療 養 病棟 療 養環境. 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 進

二号及び

第三号に定め

る

医師

及

U

看

護師

等

 \mathcal{O}

員

数以上

0)

員 数 が

配置

一され

ていること。

1 長期に わたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ること。

口

長

が期に

わ

たる療養を行うにつき必要な器械・

器具が具備されている機能訓練室を有

してい

ノヽ 口 に掲 げる機能 訓 練 室 のほ か、 適 切な施設を有していること。

= 医 療 法 施 行 規 則 第十 九 条第 項 第 号 並 びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看

護 師 等 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置 さ れ 1 ること。

<u>一</u>十 療 養 病 棟 療 養 環 境 改 善 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1) 療 養 病 棟 療 養環境 改 善 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 長 期 に わ たる 療 養を行うに つ き 適 切 な 構 造 設 備 を有り していること。

口 長 期 E わ たる療養を行うにつき必要な器械 器具が具備されている機能訓練室を有してい

ること。

- 口 12 掲 げ Ś 機 能 訓 練 室 \mathcal{O} ほ か、 適 切 な 施 設 を有 L 7 *(*)
- 二 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第 号 並 \mathcal{U} に 第 項 第 二号及び第三号に定 め る 医 師 及 び 看
- 護 師 等 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置 さ れ て 1 ること。
- ホ 1 ること。 療 養 環 境 \mathcal{O} 改 善 に 係 る 計 画 [を策定 Ļ 定期的 に、 改 善 の状況を地方厚生局 長等に報告して
- (2) 療養病棟療養環境改善加算2の施設基準

1 長 期 に わ た る療養を行うに つ き適 初な 構 造設備を有していること。

- ロ 機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。
- ハ 護 師 医 療 等 法 \mathcal{O} 施 員 数 行 以 規 上 則 第十 \mathcal{O} 員 数 九 条第 が 配 置 項 第 さ れ 7 号並びに第二 1 ること。 項第二号及び第三号に定める医師 及 び

看

二 療 養 環 境 \mathcal{O} 改 善 に 係 る 計 画 を 策 定 Ļ 定期: 的 に、 改 善 \mathcal{O} 状況を地方厚生局 長等に報告

いること。

一十 診 療 所 療 養 病 床 療 養 環 境 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1) 長 期 に わ た る 療 養 を行 うに . つき十: 分な 構 造 設 備を有 してい
- (2)機 能 訓 練 室 \mathcal{O} ほ か 適 切 な 施 設 を有 Ĺ て **\ ること。
- (3)医 療 法 施 行 規則第二十一 条の二第一項及び第二項に定める医師 及び看護師等の員 数以上 一の員

数が配置されていること。

- の 二 診 療 所 療 養 病 床療 養環境 改 善 加 算 0 施 設 基 準

- (1) 長 期 E わ たる・ 療 養 を 行うに つき適 切 な 構 造 設 備 を 有 していること。
- (2) 機能訓練室を有していること。
- (3)長期 に わ たる療 養 を行うにつき十分な医師及び看護師等が 配 置されていること。
- (4) 療 養 環 境 0 改善に係る計 画を策定し、 定期的に、 改 善 0 状況を地方厚生局長等に報告してい

ること。

一十一の三 無菌治療室管理加算の施設基準

(1) 無菌治療室管理加算1の施設基準

室 内 を 無 菌 \mathcal{O} 状 態 に 保 0 ため É + -分な体 制 が 整備されていること。

(2)無 菌 治 療 室 管 理 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

室 内 を 無 菌 0) 状 態 に 保 0 ため に 適 切 な 体 制 が 整 備されていること。

二十二 重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準

- (1) 皮膚 泌 尿 器 科若 L くは 皮 膚 科 又 は 形 成 外 八科を標榜・ して 7 る保 険 医 療 機 関 であること。
- (2) 重 症 皮 膚 潰瘍を有 する 入 院 患 者 に つい て、 皮膚泌尿器科 若しくは 皮膚科又は 形成外科を担当

する医師が重症皮膚潰瘍管理を行うこと。

(3)重 症 皮 膚 潰 瘍 管 理 を 行 うに つき必一 要 な 器 械 器 具 が 具 備 され てい

一 十 三 緩 和 ケ T 診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

(1) 緩 和 ケア 診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 緩 和 ケ ア 診 療 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備されてい

口 当 該 体 制 に お 1 て、 緩 和 ケ ア に 関 す る 研 修 を受け た 医 師 歯 科 医 療 を担当する 保 険 医 療 機

ること。

関 に あ 0 7 は 医 師 又 は 歯 科 医 師 が 配 置されてい ること (当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 緩 和

ケア 診 療 加 算を算定する悪性 腫 瘍 \mathcal{O} 患 者 に 対 して 緩和ケアを行う場 合 に 限 る。

ノヽ 評 価 が を受 λ , 診 け 療 \mathcal{O} 拠点 1 病 となる 院 又 人はこれ 病院 若 L 12 < 準 は ず 公 益 病 財 院 寸 で 法 人日 あること。 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行う医療 唇機能

(2)緩 和 ケア 診 療 加 算 0) 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る地 域

7

る

5

る

别 表 第 六 0) 一に 撂 げ る 地 域

(3)緩 和 ケ ア 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る施 設 基 潍

1 般 病 棟 入 院 基 本 料 七 対 入 院 基 本 料 を除く。 を 算定する 病 棟 を有い する 病 院 、特定 機

能 病 院 許 可 病 床 数 が 百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 及 び 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定方法 第 号ただし 書 に . 規 定する

別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を 有 す る 病 院 を 除く。 であること。

口 緩 和 ケア 診 療を行うにつき十分な 体 制 が 整 備され てい ること。

- ノヽ ケア 関 当該 に 診 あ 療 0 体 加 て 制 算 は に を算 お 医 1 定す て、 師 又 る は 緩 悪 歯 和 性 ケア 科 腫 医 12 瘍 師 関 \mathcal{O} はする 患者 が 配 に 研 置 っされ 修 対 L を受け て て 緩 ١ ر 和 た ること ケアを行う場 医 師 (当 (歯 該 科 保 医 合に 療 険 を 医 限 担 療 当する る。 機 関 12 保 お 険 1 7 医 緩 療 機 和
- = 評 価 が を受けて W 診 療 \mathcal{O} 7 拠 点 る病 たとな 院 る病院若 又はこれ らに しく 準ず は 公益 る病院で 財 寸 法 あること。 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 **芸等が** 行う医療機能

一十三の二 有 床 診 療 所 緩 和 ケア診 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基

(1)

緩

和

ケア診

療を行うに

つき十

-分な体

制

が

整備され

ていること。

- 潍
- (2)こと に て 当該 あ 緩 0 (当該 て 体 和 ケア は、 制 に 保 を 険 医 お 行う 師 () 医 て、 療 又 場 は 機 合 緩 関 歯 に に 科 和 医師 限 ケアに お る。 1 て 関 及 有 はする経 び 床 緩 診 和 療 ケア 験を有す 所 緩 に 和 関 ケア うる医師 する 診 経 療 験を 加 算 (歯 有す を算定す 科医療を担当する保 る 看 Ź 護 悪 師 性 が 腫 配 瘍 置 険 さ \mathcal{O} 医 患 れ 者 7 療 i に対 機関 1 る
- (3)(2) \mathcal{O} 医 師 又 は 看 護 師 \mathcal{O} 71 ず れ か が 緩 和 ケ アに 関 す る 研 修 を受け ていること。
- (4)該 診 療 所 に お け る 夜 間 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 以 Ĺ で あること。

-- 几 精 神 科 応 急 入 院 施 設 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)七 第 精 神 項 保 \mathcal{O} 健 規定により 及 び 精 神 障 都道 . 害 者 府県知 福 祉 に 事 関 が す 指 Ź 定する精 法 律 (昭 神科病院であること。 和二十五 年 法 律第百二十三号) 第三十三条

(2)第 精 三 項 神 保 ま で 健 及 \mathcal{O} 規 び 精 定 12 神 ょ 障 り 害 者 入 院 福 す 祉 る に 者 関 \mathcal{O} す る法 た \otimes に 律第三十三 必 要 な 専 条 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 病 七 第 床 を 確 項 保 及 び L 第三十 て ١ ر ること。 匝 条 第 項 カン 5

二十五 精 神 病 棟 入 院 時 医 学 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)者 \mathcal{O} 入院 \mathcal{O} 医 数 療 患 を三をもつ 法 者 施 0 行 数を三をも 規 則 て 第 除 + 九 L 0 た 条 て除 数 第 を 項 L た数を加え 第 精 __ 号 神 \mathcal{O} 病 床 規 た数」 定 に 係 中 る と 読 精神 病 室 み 病 \mathcal{O} 替えた場合に 入 床 院 及 び 患 療 者 養 \mathcal{O} 病 数 お 床 に け に 療 係 る 養 同 る 病 | 号に 病 床 室 に 定 係 \mathcal{O} 8) 入 る 院 る医 病 患

(2)当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確保 \mathcal{O} ため に整備された精神科 ||救急医 療 施 設 で あ る

師

 \mathcal{O}

員

数

以

上

 \mathcal{O}

員

数が

配

置

合れ

て

1

ること。

<u>一</u> 五. の 二 精 神 科 地 域 移 行 実 施 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)精 神 科 を 標 榜ら す る 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ ること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 地 域 移 行 を 推 進 す る 部 門 を設置 し、 組 織 的 に 地 域 移行 を実 施する体 制

が整備されていること。

- (3)当 該 部 門 に 専 従 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が 配 置 され 7 **\ ること。
- (4) 長 期 入 院 患 者 \mathcal{O} 退 院 が 着 実 に 進 \Diamond 5 れ 7 1 る 保 険 医 療機 関 であること。

二十五の三 精神科身体合併症管理加算の施設基準等

- (1) 精 神 科 身 体合併 症管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 精 神 科 を 標榜語 す る保 険 医 療 機 関 で ある病 院 であること。
- 口 当 該 病 棟 に 専 任 \mathcal{O} 内 科 又 は 外 科 \mathcal{O} 医 師 が 配 置さ、 れ ていること。
- 精 神 . 障 告者で あ 0 て 身 体 合 |併症 を有す Ś 患者の 治療 が 行えるよう、 精神科以外 の診療科

0

医 療 体 制 との 連 携が 取ら れて ** \ る 病 棟で あること。

(2) 精神 科身体合併症管理加 算の注に規定する厚生労働大臣が定める身体合併症を有する患者

一十五 の 匹 精 神科リエゾンチー Δ 加 算 0 施設 基 準

別

表第七

の二に掲げる身体合併症を有する患者

- (1) 精神 疾患に係る症 状の 評 価等 \bigcirc 必 要な診療を行うにつき十分な体制 が整備されていること。
- (2)病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改善に資す んる体 制が整備されていること。

十十六 (1) 強度行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 箬

強

度

行

動

障

害

入

院

医

療

管

理

加

算

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

強 度 行 動 障 害 \mathcal{O} 診 |療を 行うに . つ き必 要な 体 制 が 整備 されていること。

(2) 強 度行 動 障 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

強度行 動 障 害 ス コ ア が ·十点以· 上 か 0 医 療 変度ス コア が二十 四点以上の患者

一十六の二 重度アル コ 1 ル 依存症 入院医療管理加算 の施設基 準 · 等

(1) 重 一度ア ル コ] ル 依 存 症 入院 医 療管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

ア ル コ] ル 依 存 症 \mathcal{O} 診 療 を行 らに つき必 要 な 体 制 が 整 備 され ていること。

(2) 重 度 T ル コ ル 依 存 症 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

入 院 治 療 が 必 要な ア ル コ] ル 依 存 症 \mathcal{O} 患 者

一十六の三 摂 (食障· 害 入 院 医 療 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設基 準 築

(1) 摂食障 害入院医 療管理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

摂 (食障· 害 診療を行うに つき必要な体 制 が整備されていること。

0

(2) 摂食障害入院医 |療管理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

重 度 \mathcal{O} 摂 食障 :害に より 著 L 7 体 重 \mathcal{O} 減少が 認められる患者

二十七 が λ 拠 点 病 院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) が λ 診 療 \mathcal{O} 拠 点となる病 院 で あ ること。

(2) 当 該 保 険 医 療 機 関 0) 屋 内 に お 7) て喫煙が禁止 されていること。

十八 栄養 サ ポ] 1 チ] Δ 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

(1) 栄養 サ ポ] 1 チ] Δ 加 算 \mathcal{O} 施 設 基

1 栄養 管 理 に係 る 診 療を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

口 当該 加 算 0 対象患者について栄養治療実施 計画 を作成するとともに、 当該患者に対して当

該 計 画 が 文 書 に ょ り 交付 され、 説 明 が なされ るも 0 で あ ること。

- 患 者 当 に 該 対 患 者 L 7 \mathcal{O} 当 栄 該 養 報 管 告 理 書 12 が 係 文 る 書 診 に 療 ょ \mathcal{O} り 終 交付 了 時 さ に 栄 れ 養 説 治 明 療 が 実 なさ 施 報 告書 れ る を作 t \mathcal{O} で 成 あ するとともに、 ること。 当該
- 二 病 院 勤 務 医 0) 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 分す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- (2)栄 養 サ ポ 1 チ] 7 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

栄 養 障 害 \mathcal{O} 状 態 12 あ る 患 者 又 は栄 養管 理 を行わ なけ れば 栄 養障 害 0 状態になることが見込ま

れ る 患者 で あ って、 栄養 管 理 計 画 が 策定され <u>.</u> 7 る t 0) で あること。

(3)栄養 サポ] ŀ チ Δ 加 算 \mathcal{O} 注 2 に規定す ^る厚: 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る地 域

別表第六の二に掲げる地域

(4)栄 養 サ ポ 1 チ] 4 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規 定す Ź 施 設 基 淮

1 般 病 棟 入 院 基 本 料 七 対 入 院 基 本 料 を除 く。 を 算 定す る 病 棟 特 定 機 能 病 院 及 び 許

可 病 床 数 が 二百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 \mathcal{O} 病 棟 並 び に 診 療 報 陋 \mathcal{O} 算 定 方 法 第 号 ただ L 書 に 規 定 す Ź 別

に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す Ź 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を 除 ** で あ ること。

口 栄 養 管 理 に 係 る 診 療 を行うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れて 7 ること。

ノヽ 当 該 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者 に つい 7 栄 養 治 療 実 施 計 画 を作 成 するとともに、 当該 患者に対して当

該 計 画 が 文 書により 交付され、 説明 が なされ るも \mathcal{O} であること。

二 当 該 患 者 \mathcal{O} 栄 養 管 理 に · 係 る 診 療 0 終 了 時 に栄 養 治 療 実 施 報 告 書 を作 成するとともに、 当該

患者 に 対 L て 当 該 報 告 書 が 文 書 に ょ り 交付 さ れ、 説 明 が なされ る ŧ \mathcal{O} であること。

ホ 病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 が善に 資する体 制 が 整 備 さ れ ていること。

二十九

医

療

安全

対

策

加

算

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

(1) 医 療 安全対策 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 医 療 安全対策に係 る研修を受けた専従の薬剤師、 看護師等が医療安全管理者として配 置置さ

れ ていること。

口 当該保証 険 医 療 機関内に医療安全管理部門を設置し、 組織的に医療安全対策を実施する体制

が 整 備 され て ζ, ること。

ハ 当該 保 険 医 療 機 関 内 に . 患者. 相 談 窓 口を設置 L ていること。

(2)医 療 安 全 対 策 加 算 2 0) 施 設 基 潍

1 医 療 安 全 対 策 に 係 る 研 修 を受け た専任 の薬 剤 師、 看護師等 が医療安全管理者として配置さ

れ て いること。

口 (1) \mathcal{O} 口 及びハ \mathcal{O} 要件 を満、 た L ていること。

二十九 の 二 感染防 止 対 策 加 算 \mathcal{O} 施 設 基準 · 等

(1) 感染防 止 対策 加算 1 0 施 設基 潍

- 1 専 任 \mathcal{O} 院 内 感 染管 理 者 が 配 置 さ れ て 7 ること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染 防 止 対 策 部 門 を設 置 組 織 的 に 感 染 防 止 対 策 を 実 施 す る 体 制

が

整

備

さ

れ

て

1

ること。

- ハ 当 該 部 門 に お 1 て、 感染症 対策 に 関する十分な 経験 を 有する医 師 及 び 感染管 理 に 関 す る十
- 務 分な に . 関 経 す 験 る を 有 十分な経験を有する薬 す る 看 護 師 (感 染防 剤 止 師 対 策に 及 U 臨 関 床 す 検 Ś 査 研 修 技 師 を 受け が 適 切 た に配 ŧ 0) 置されてい に 限 る。 ること。 並 び に 病 院

勤

- 二 感染防 止 一対策に **つ** き、 感染防 止 対 策 加 算 2 12 係 る届 出 を行行 0 た保険 医 療機関 と連携 てい
- (2) 感染防止対策加算2の施設基準

ること。

- 1 専 任 \mathcal{O} 院 内 感 染 管 理 者 が 配 置 さ れ 7 1 ること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 感 染 防 止 対 策 部 門 を設 置 Ļ 組 織 的 に 感 染 防 止 対 策 を 実 施 す る 体 制
- が整備されていること。
- 分な 当 該 経 部 験 門 を 有 に す お る 1 て、 看 護 師 感 染 並 症 び に 対 策 病 院 に 関 勤 務 する十分な 12 関 す る 十分なり 経 験 を 経 有 験 す Ź を 医 有 す 師 る 及 薬 び 感 剤 染 師 管 及 75 理 臨 に 関 床 検 す Ś 査 技 +
- = 感染防 止 対策に つき、 感染防止 対策 加 算 11に係 る届出 Iを行っ た保険医 療機関と連 携 L てい

師

が

適

切

12

配

置さ

れ

7

1

ること。

ること。

(3) 感染 防 止 対 策 地 域 連 携 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 (感 染 防 止 対 策 加 算 1 に係 る 届 出 を行 0 た保 険 医 療 機関 に 限 る。 との連

携 ĬZ ょ り 感 染防 止 対 策を実 施す る た \Diamond \mathcal{O} 必 要 な 体 制 が 整 備 され て 7 ること。

二十九の三 患者サポート充実加算の施設基準

- (1)患者 相 談窓 П を設置 Ļ 患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。
- (2)当該. 窓 П に、 専任の看 護師、 社会福祉 出士等が 配置されていること。

三十 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準等

(1) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準)

1 褥 (そう ケア に 係 る専 菛 0 研 修 を受け た専 従の看 護師等が 褥瘡管理者とし て配置され 7 1 る

こと。

口 \mathcal{O} 褥瘡: 患者ごとに褥瘡 管理者が、 褥 た に よ く そ う リス クア 対策 ヤス チー メントを行ってい ムと連 携 して、 あらかじめ ること。 定 8 5 れ た方法 に . 基 一づき、 個 別

ハ 褥瘡リスクアセスメント \mathcal{O} 結 果 を踏 まえ、 特に 重点的な褥瘡ケア が 必 要と認 8 5 れ る 患

者 につい て、 主治医その 他 \mathcal{O} 医 療従事者が共 同 して褥瘡 \mathcal{O} 発生予 防 等 に 関 す Ź 計 画 を 個 別

に作成 Ļ 当該計 画に基づき重点的な · 褥 瘡 ケアを継続して実施していること。

- 二 の 早 期 発 見及 び 重 症 化 予 防 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 総 合的 な 5 褥瘡管! 理 対 策を行うに ふさ わ L 1 体 制
- が整備されていること。
- (2) 褥 ょ た そう ハイリ スク患者ケア 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規定 する 厚生労働大 臣 が定 8 る 地 域

別表第六の二に掲げる地域

- ③ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する施設基準
- 1 般病棟 入院基本料 (七 対 一入院基本料を除く。 を算定する病棟 (特定機能 病院 及び許

に 厚生労働大臣 「が指・ 定する病院 0 病棟を除く。) であること。

可

病

床数が二百床

以

上

 \mathcal{O}

病院

 \mathcal{O}

病

棟並

び

に

診療報

酬

の算定方法

第

号ただし書に

. 規 定

する

別

- 口 褥ょ 痛ぇ たっ ケアを行うにつき必 要な 体 制 が 整備 され ていること。
- ノヽ で よく そう の 早 期 発 見及 Ţ 重 症 化 予 防 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 総 合的 な 6褥瘡管 理 対策を行うにふさわ V 体 制

が整備されていること。

- 三十 ノヽ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 等
- (1) 1 ノヽ 1 産 ij 婦 ス 人 科 ク 又 妊 は 娠 管 産 科 理 を 加 標 算 が 榜 \mathcal{O} す 施 る 設 保 基 険 淮 医 療 機 関
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専ら 産 婦 人科 又 は 産 科 に 従事する医 師が 名以上配置され ってい るこ

で

あ

ること。

と。

- 公益 財 寸 法 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 が 定 め る産 科 医 療 補 償 制 度標 準 補 償 約 款と 同 0) 産 科
- 医 療 補 償 約 款 に 基 づく 補 償 を 実 施 L て 1 ること。
- = 当該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 12 お 1 7 喫 煙 が · 禁 止 され ていること。
- (2)ハ 1 リス ク 妊 娠 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

保 険 診 療 \mathcal{O} 対 象となる合併 症 を有してい る妊婦であって、 別表第六の三に掲げるもの

三十二 ハイリスク分娩管理加算の施設基準等

(1) ハイリスク分娩管理加算の施設基準

1 当該保 険 医 |療機関 内 に 専ら産 婦婦 人科 又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されてい

ること。

- 口 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤 \mathcal{O} 助 産 師 が三 名 以 上 配 置さ れ て 7 ること。
- ハ 年 間 \mathcal{O} 分 娩べん 実 施 件 数 が 件以 上で あ ý, か その 実 施 件数等を当該保 険 医 療 機 関

の見やすい場所に掲示していること。

- =病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善に 資 分す る体 制 が 整 備 され てい ること。
- ホ 医 療 公益 補 償 財 約 寸 款 法 に 人 基 日 ゴづくば 本 医 補 療 償 機 を 能 実 評 施 価 L 機 て 構 1 が ること。 定 \Diamond る産 科 医 療 補 償 制 度標 準 補 償 約款と同 の産科
- 当該 保 険医 |療機関 の屋 空内にお いて喫煙が禁止され ていること。

(2)ハ 1 ij ス ク分: 娩べん 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

保 険 診 療 \mathcal{O} 対 象 とな る 合 併 症 を 有 L 7 1 る 妊 産 婦 で あ 0 て、 別 表 第 七 に 撂 げ る ŧ \mathcal{O}

三十三から三十三の五まで 削除

三十三の六 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 \mathcal{O} 施 設 基

潍

(1) 救 急 患 者 \mathcal{O} 転 院 体 制 に 0 7 て 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入 加 算 に係る届 出 を行行 つてい

る 保 険 医 療 機 関 と \mathcal{O} 間 で あ 5 か ľ \otimes 協 議 を行 って 7 ること。

(2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者地 域 連 携 受 入 加 算 に 係 る届 出 を行 0 て V) な 1 · 保 険 医 療機 関 であること。

三十三 $\overline{\mathcal{O}}$ 七 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 受 入 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 救 急 患 者 \mathcal{O} 転 院 体 制 12 0 1 て、 精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 に 係 . る 届 出 「を行

0

てい

る 保 険 医 療 機 関 لح \mathcal{O} 間 で あ 5 カ じ \Diamond 協 議 を 行 0 7 1 ること。

(2)精 神 科 救 急 搬 送 患 者 地 域 連 携 紹 介 加 算 に 係 る 届 出 を行 0 て 1 な 1 保 険 医 療 機 関 で あ

三十四 総合評価加算の施設基準

(1)介 護 保 険 法 施 行 令 平 成 + 年 政 令 第 匹 百 十二号) 第二条 各号に 規 定す Ź 疾 病 を 有 す る 兀 + 歳

以 上六 + 五. 歳 未 満 \mathcal{O} 者 又 は 六 + 五. 歳 以 上 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 総 合 的 な 機 能 評 価 を 適 切 に 実 施 で さる保 険 医 療

機関であること。

(2)当 該 保 険 医 療機 関 内に、 高 齢者 の総合的 な機能 評価 に係る研修を受けた医師 又は 歯 科 医 師 が

名 以 上 配 置されていること。

(3)介 護 保 険 法 施 行 令 第二条各号に規 定する疾病 を有り する 兀 十歳以 上六十五 歳 未満 の者又は六十

五. 歳 以 上 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 総 合 的 な 機 能 評 価 を 行うにつき十分な体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

三十五 削 除

三十五 の <u>ニ</u> 呼吸ケアチー ム 加 算の施設基準 - 等

(1) 呼吸ケア チ Î Δ 加 算 0 施 設基 潍

1 人工 - 呼吸器 \mathcal{O} 離 脱 0) た х У ĺŹ . 必 要な診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

口 当該 加 算 \mathcal{O} 対 象 患者 に つい 7 呼吸ケアチー ムに よる診 療計 画 [書を 作成 していること。

ノヽ

病院

勤

務

医

 \mathcal{O}

負

担

0)

軽

減

及

び

処遇

 \mathcal{O}

改善に資す

る体

制

が

整

備されていること。

二 当該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 て |喫煙 が · 禁 止 さ れ 7 1 ること。

(2)呼吸 ケッ ア チ Δ 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

次 \mathcal{O} 1 ず れ に ₽ 該当す る患者 であること。

1 兀 + 八 時 間 以 上 継 続 L て 人 工 呼吸器を装着 L てい る患者であること。

口 次 \mathcal{O} 7 ず れ か 12 該 当す る患者であること。

人工 呼 吸器を装着 L てい る状 態で当 該 加 算を算定できる病棟 12 · 入院 転転 棟及 び転床を含

む。 した患者であって、 当該病棟に入院 した日 から起算して一 月以· 内 0 ŧ \mathcal{O}

2 当 該 加 算 を 算 定できる 病 棟 に 入 院 L た 後 に 人 工 呼 吸 器 を装 着 L た 患 者 で あ 0 て、 装 着

た日から起算して一月以内のもの

三十五 の 三 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 · 等

(1)後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 淮

1 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 を 促 進 す る た \Diamond \mathcal{O} 体 制 が 整 備 され 7 () ること。

口

当 該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

調

剤

L

た

保

険

薬

局

及

び

保

険

薬

剤

師

療

養

担

当

規

則

(昭

和三十二

厚 生 省 合第 + 六 号。 以 下 「薬 担 規 則 と V う。 第 七 条 の二に 規 定 す んる後 発 医 薬 品品 以 下 単

に 後 発 医 薬 品 という。 \mathcal{O} あ る 薬 担 規 則 第 七 条 の 二 に 規 定 す る 新 医 薬 品 以 下 先 発 医

薬 品品 とい う。 及び 後発 医 薬 묘 を 合算 た 薬 剤 \mathcal{O} 使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 薬 価 基 準) 平 成

年 厚 生 労 働 省 告 示 第六 + 号) 別 表 に 規 定 す る 規 格 単 位ご とに 数 え た 数 量 以 下 規 格 単 位

量 کے 7 う。 に 占 8 る 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合が 七 割 以 上 で あ ること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 12 お 1 7 調 剤 L た 薬 剤 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る

先

発

医

薬 밆 及 び 後 発 医 薬 品品 を 合 算 L た 規 格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合 が 五. 割 以 上 で あ ること。

二 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 12 積 極 的 に 取 り 組 λ で 7 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見や す V 場 所 に 掲

示していること。

(2)後 発 医 薬 品品 使 用 体 制 加 算 2 0 施 設基 準

- 1 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 を 促 進 す る た 8 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 され て ١ ر ること。
- 口 た 規 当 格 該 単 保 位 険 数 医 量 療 に 機 占 関 8 に る お 後 1 発 7 調 医 薬 剤 묘 L \mathcal{O} た 規 後 格 発 単 医 位 薬 数 品 量 \mathcal{O} \mathcal{O} あ 割 る 合 先 発 が 六 医 割 薬 以 品 上 及 で び あ 後 ること。 発 医 薬 品品 を 算
- ノヽ 薬 品 当 該 及 び 保 後 険 発 医 医 療 薬 機 品 関 を に 合 お 算 1 L 7 た 調 規 剤 格 L た 単 位 薬 数 剤 量 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 割 格 合 単 が 位 五. 数 割 量 以 に 上 占 で \Diamond あ る ること。 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る 先 発 医
- 二 示 後 L 発 7 7 医 ること。 薬 밂 \mathcal{O} 使 用 に 積 極 的 に 取 ŋ 組 W で 1 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見 パやす ٧١ · 場 %所に掲
- (3)後 発 医 · 薬 品品 使 用 体 制 加 算 3 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 を 促 進 す る た 8 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 され 7 1 ること。
- 口 た 規 当 該 格 単 保 位 険 数 医 量 療 12 機 占 関 \Diamond に る お 後 1 発 7 医 調 薬 剤 品 L た \mathcal{O} 規 後 格 発 単 医 位 薬 数 品 量 \mathcal{O} \mathcal{O} あ 割 る 合 先 が 発 五. 医 割 薬 品 以 上 及 で び あ 後 発 ること。 医 薬 品品 を 算
- ハ 薬 밆 当 該 及 び 保 後 険 発 医 医 療 薬 機 品品 関 を 12 合 お 算 1 7 L た 調 規 剤 格 L 単 た 位 薬 数 剤 量 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 割 格 合 単 が 位 五. 数 割 量 以 に 上 占 で 8 あ る ること。 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る 先 発 医
- 二 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 12 積 極 的 に 取 り 組 λ で 1 る旨 を、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見や す V 場 所 に 掲
- (4)後 示 発 L 医 7 薬 1 品品 ること。 使 用 体 制 加 算 0 注 に 規定する厚生労働大臣

が

定める患者

診 療 報 酬 \mathcal{O} 算定方法 第 号ただし 書に 規定する別 に厚生 労働大臣 が 指定する病院 \mathcal{O} 病 棟 に入

院 L て 7 る 患 者

三十五 \mathcal{O} 兀 病 棟 薬 | 剤業 務実 施 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1) 病 棟 薬 剤 業務 実 施 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 淮

口

薬

剤

師

が実施す

んる病

棟にお

け

る薬剤関

連業務に

つき、

病院勤務医等の負担軽減及び薬物

療

1 病 棟ごとに . 専 任 0) 薬 剤 師 が 配 置される ていること。

法 の有効性、 安全性に資するために十分な時 間 !が確保されていること。

ノヽ 医 薬 品 情 報 0 収集及び伝達を行うため 0 専 用 施設を有すること。

=当 該 保 険 医 療 機 関 に お ける 医 薬品 \mathcal{O} 使 用 に係る。 状況を把握するとともに、 医薬品 の安全性

に 係 る 重 要 な 情 報 を 把 握 L た 際 に、 速 B か に 必 要な 措 置 を講 じる体 制 を有 していること。

ホ 薬剤 管 理 指 導 料 0) 施 設 基準 に 係 る 富 出 を 行 0 て 1 る保 険 医 療 機関 で あ ること。

病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 する体 制 が 整 備 され ていること。

(2)病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 淮

1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室を単 位 として行うものであること。

口 病 棟 薬 剤 業 務 実 施 加 算 1 に 係 る施 設 基 準 \bigcirc 届 出 を行 っている保険医療機関であること。

ハ 治 療室ごとに専任 の薬剤師 が 配置されていること。

- 二 薬 剤 師 が 実 施 す る治 療 室 に お け る薬 剤 関 連 業 務 に つ き、 病 院 勤 務 医 等 \mathcal{O} 負 担 軽 減 及 び 薬 物
- 療 法 \mathcal{O} 有 効 性 安 全 性 に 資 す Ź た 8 に + 分 な 時 間 が 確 保 さ れ て 1 ること。
- ホ Ł に、 ハ \mathcal{O} 薬 医 薬 剤 品 師 を通 \mathcal{O} 安 全性 じて、 に 係 当 る 該 重 保 要 険 な 医 情 療 報 機 を 関 把 に 握 お け L た際 る 医 に、 薬 묘 速 \mathcal{O} Þ 使 カン 用 に に 係 必 要な る状 措 況 置 を を 把 講 握するとと U る体 制

三十五 の 五 デ Ì タ 提 出 加 算 \mathcal{O} 施設 基 潍

を有

して

7

ること。

(1)

診

療

録

管

理

体

制

加 算

に

係

る施

設基

潍

 \mathcal{O}

届

出を行っている保険医

療機関

であること。

- (2)診 療 内 容に 関するデー タ を継 続的 か つ 適 切に提出するために必要な体 制が整備されているこ

三十 五. \mathcal{O} 六 退 院 支援 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)退 院 支 援 加 算 1 12 関 す る 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 う部 門 が 設 置 さ れ て V) ること。
- 口 当 該 部 門 に 退 院 支援 及 び 地 域 連 携 に 係 る 業 務 に 関 する十 分な経 験 を 有 す る 専 従 \mathcal{O} 看 護 師 又
- は 専 従 \mathcal{O} 社 会福 祉 士 が 配 置 さ れ てい ること。
- ハ 会福 当 祉 該 士 部 が 門 配 に 置され 専 従 \mathcal{O} てい 看 護 る場合にあっては 師 が 配 置 合れ てい 専任 る場合にあ の看 護師 0 て が 配 は 専任 置 言され \mathcal{O} てい 社 会福 ること。 祉 士 が 専従 の 社

- 二 各 病 棟 に、 退 院院 支援 及 び 地 域 連 携業 務 12 . 専 従とし て 従 事 する専任 0) 看 護 師 又 は 社 会福 祉 士
- が配置されていること。
- ホ そ \mathcal{O} 他 退 院 支 援等を行うにつき十分な体 制 が 整備され ていること。
- (2) 退院支援加算2に関する施設基準
- 1 当該 保 険 医 療 機関 内 に、 退院支援 及び地域連 携業務を担う部門が 設置されていること。
- 口 当該 部 門 に退院支援 及び 地 域連 携に係る業務 に 関する十分な経験を有する専従 \mathcal{O} 看 護師 又
- は専従の社会福祉士が配置されていること。
- ノヽ 当 該 部 門 に · 専 従 \mathcal{O} 看 護 師 が 配 置されている場合にあっ て は専任 . (7) 社会福 祉 一 士 が 専従 0 社
- = そ \mathcal{O} 他 退 院 支援等を行 うに つ き十 分な体 制 が 整 備 ざれ ていること。

会福

祉

士

が

配

置き

れ

7

1

る場合

にあ

0

7

は

専

任

 \mathcal{O}

看

護

師

が

配

置

されていること。

- (3)退 院 支 /援 加 算 3 に 関 す る 施 設 基 潍
- 1 該 保 険 医 療 機 関 内 に、 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 業 務 を 担 う部 門 が 設 置 っ され ていること。
- 口 該 部 門 に 新 生 児 \mathcal{O} 集 中 治 療 退 院 支 援 及 び 地 域 連 携 に 係 る業 務 に 関 す る十分 な経 験を有
- す る専 従 \mathcal{O} 看 護 師 が 名 以 上 又は 新 生 児 \mathcal{O} 集中 治 療、 退 院 支援 及び 地 域 連 携 に 係 る業 務 に 関
- する十分な経 験を有する)専任 \mathcal{O} 看 護 師 並 び に · 専 従 \mathcal{O} 社 会福祉 士 が 名 以 £ 配 置置さ れ 7 V) るこ

- (4)地 域 連 携 診 療 計 画 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 退 院 支 援 加 算 1 又 は 退 院 支 援 加 算 3 に 係 る施 設 基 準 \mathcal{O} 届 出 を 行 って 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ

ること。

口 当 該 地 域 に お 7 て、 当 該 病 院 か 5 の転 院 後又 は 退院 後 0) 治 療等を担う複 数の 保 険 医 療 機 関

又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 所 等 を 記 載 L た 地 域 連 携 診 療 計 画 をあ 5 かじ \Diamond 作 成 Ļ 地 方 厚 生 局 長

等に届け出ていること。

ノヽ 地 域 連 携 診 療 計 画 に お 1 7 連 携 する保険医 療 機 関 又 は 介護 サ] ピ ス 事 業 所等とし

して 定

め

た

保 険 医 療 機 関 又 は 介 護 サ] ピ ス 事 業 所 等 لح \mathcal{O} 間 で、 定 期 的 に、 診 療 情 報 \mathcal{O} 共 有、 地 域 連 携 診

療 計 画 \mathcal{O} 評 価 等 を 行うた 8 \mathcal{O} 機 会を 設 け て 1 ること。

退 院 支 援 加 算 \mathcal{O} 注 5 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 地 域

(5)

別表第六の二に掲げる地域

(6)退 院 支 援 加 算 \mathcal{O} 注 5 に 規 定す Ź 施 設 基 準

1 般 病 棟 入 院 基 本 料 七 対 入 院 基 本 料 を除く。 を 算定する 病 棟 特 定 機 能 病 院 及 び 許

可 病 床 数 が 一百百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 \mathcal{O} 病 棟 並 び 12 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方法 第 号 ただ l 書 に 規 規 定 す Ź 別

に 厚 生 労 働 大 臣 が 指 , 定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を除 で あること。

ロ 退院支援を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三十五の七 認知症ケア加算の施設基準等

(1) 認知症ケア加算1の施設基準

1 当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 認 知 症を有する患者のケアを行うにつき十分な体制 が整備さ

れていること。

口 病 院 勤 務医及び看護職 員 の負担軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2) 認知症ケア加算2の施設基準

当該 保 険 医 療 機 関 に お **,** \ て、 認知症を有する患者のケアを行うにつき十分な体制が整備され

ていること。

(3) 認知症ケア加算の対象患者

認 知 症 又 は 認 知 症 \mathcal{O} 症 状 を有 Ĺ 日常生活を送る上で介助が必 要な状態である患者

三 十 五 \mathcal{O} 八 精 神 疾 患診 療 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1)保 険 医 療 機 関 で あ る病 院 であ 0 て、 許 可 病 床 数 が 百 床 以 上 $\overline{\mathcal{O}}$ ŧ のであること。

(2)救 急 医 療 を行うに つき必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

三 十 五 0) 九 精 神 科 急 性 期 医 師 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 当 該 病 棟 に お 7 て、 常 勤 \mathcal{O} 医 師 は、 当該 病棟の入院患者の数が 十六又はその端数を増すごと

に一以上配置されていること。

② 以下のいずれかに該当する精神病棟であること。

イ次のいずれも満たしていること。

能 病 精 院 神 入院 病 棟 基本 入院 基本 料を算定する精 料 + 対一入院基本料又は十三対一入院基本料に限る。) 神 病 棟 (七対一 入院基· 本料、 十 対 __ 入院基本 料 又は 又は 特定機 十三対

一入院基本料に限る。)であること。

2 を有する保険医療機関 精神障害者であって身体疾患を有する患者に対する急性期治療を行うにつき十分な体制 の精 神病棟であること。

ロ 次のいずれも満たしていること。

精 神 科 救 急 医 療に係 る実績を相 . 当程: 度有する保 険 医 療機 関であること。

2 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 を算定する 精 神 病 棟 であること。

三十六 地 域 歯 科 診 療支援 病 院 入院 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 に 係 る届 出 を行 っていること。

(2)当 該 地 域 に お 1 て、 歯 科 - 診療 を担当する別 0 保 険 医 療 機 関 لح 0 連 携体 制 が確保されているこ

کے

第九 特定入院料の施設基準等

一通則

- (1) 病院であること。
- (2)看 護 看 師 護 \mathcal{O} 又 指 は 看 示 を受 護 補 け 助 は、 た 看 当 護 該 補 保 助 者 険 が 医 行 療 機 う t 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 看 で あ 護 る 職 員 又 は 当該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 主 治 医 若 <

は

- (3)を含む。 入 院 基 本 に 料 を算定 お 1 7 算 L 定す 7 1 る特 な 1 定 保 入 険 院 医 料 療 は、 機 関 別 (特 表 第 別 + 入 院 五 基 \mathcal{O} ŧ 本料等を算定し \mathcal{O} に 限 ること。 て 7 る保 険 医 療 機 関
- (4)法 に 厚生労働大臣 · 規定 · す Ź 入 院 0) 定 患 者 \Diamond る入院 数 \mathcal{O} 基 準 患 文 者 は 数 医 \mathcal{O} 師 基準 等 及 \mathcal{O} 員 び 数 医 師 \mathcal{O} 基 等 準 \dot{O} \mathcal{O} 員 **,** \ 数 ず 0) 'n 基 にも該当して 準 並びに入院基本 ١ ر な 料 の算定方
- 一 救命救急入院料の施設基準
- (1) 救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定 す Ź 入 院 基 本 . 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

イ 救命救急入院料1の施設基準

- 1 7 V) 都 る 道 病 府 院 県 が \mathcal{O} 定 般 \Diamond る 病 棟 救 急 \mathcal{O} 治 医 療 療 室 に を 関 単 す 位 る とし 計 画 て行う 12 基 づ É 7 て \mathcal{O} であ 運 営 ること。 さ れ る救 命 救 急 セ ン タ を 有
- 2 当 該 治 療 室 内 に 重 篤 な 救 急 患 者 に 対 す る 医 療 を 行 うに つき必 要な 医 師 が 常 時 配 置 合れ

1

ること。

3 を 増 すごとに一以上であること。 該 治 :療室に お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当該 沿療室 O入院患者 0 数が 兀 又 は そ 0

端

数

- 4 重篤 な救 急患者 に 対 する医 療を行うにつき十分な専用施 設を有 していること。
- 口 救 命 救 急 入 院 料 2 0) 施 設 基 潍

救 命 救 急 入院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 準 \mathcal{O} ほ か、 特定集中治療室管理料 1又は3の施設基準を満たす

Ł 0 であること。

救 命救急入院料3の施設基 進

次 のい ずれにも該当するものであること。

1 救命救急入院料1の施設基準を満たすものであること。

囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

救 命救急 入院 料料 4 (T) 施 設基 潍

=

2

広範

次 \mathcal{O} 1 ず れ にも 該当す え も 0 であること。

救 命 救急 入 院 料 2 0) 施設 基 準 ·を満 たすも のであること。

2 広 範 井 熱 傷 特 定 集 中 -治療 を行うにつき十分な 体 制 が整備されていること。

救 命 救 急入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定する厚生労働大臣 が定める 区分

(2)

1 救 命 救 急 入 院 料

広 範 井 熱傷 特定集中治 療管理が必要な患者以外の患者

口 広範囲熱傷特定集中治療管理 料

広 範 囲 熱 傷 特 定 集中 治 療管 理 が 必 要な 患 者

(3)救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 状 態

広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要 な 状 態

(4)救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 3 に 規定 す る 厚生労働 大臣 が 定め Ś 施設 基

潍

1 重 篤 な 救 急 患者 に · 対 す る医 び 療を行うにつき十分 改善に対 る体 な体 制 が 整 備され ていること。

(5)救 命 救急入院料 \mathcal{O} 注 4 に 規定 する厚生労働大臣 が 定 める: 施 設 基 潍

口

病

院

勤

務

医

 \mathcal{O}

負

担

0

軽

減

及

処

遇

 \mathcal{O}

. 資す

制

が

整

備され

ていること。

(6)救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 5 に 規定 す る厚生労働 大臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

重

篤

な

救

急

患

者

に

対

L

7

高

度な

医

療

を

行うに

つき十

分

な

体

制

が

整

備

され

ていること。

重

篤

な救

急

患者に

.対する1

医療を行うにつき必要な体

制

が

整備

されて

いること。

(7)救 命 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 7 に · 規定 · す る厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 施 設 基 潍

該 保 険 医 療 機 関 内 に、 専 任 \mathcal{O} 小 児 科 \mathcal{O} 医 師 が 常 時 配 置 され て **\ ること。

三 特定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す る 入院 基 本 料 \mathcal{O} 施 設基 準

イ 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 病 院 0 般 病棟の 治 療室を単位として行うも のであること。

- 2 当 該 治 療 室 内 に 集中治療を行うにつき十分な 医 師 が常時 配 置され ていること。
- 3 当 該 治 療 室 に お け る 看護 あること。 師 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当該 治 療 室 0) 入 院 患者 \mathcal{O} 数が二又はそ の端数
- 4 集中 治 療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

を

増すごとに一

以

上

で

(5) 特定 集 中 治 療 室 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護必要度の基準を満たす患者を八割以上入院させ

特定集 中治療室管理料 2の施設 基 準

る治療室であること。

口

次 \mathcal{O} V) ずれに も該当するも のであること。

特 定 集 中 治療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施設 基準を満 たすもので

1

あること。

- 2 広 範 井 熱 傷 特 定 集中 治療 を行うにつき十 -分な体 制 が 整備されて いること。
- 特 定 集 中 治 療室管 理 料 3 0) 施 設 基 潍
- 1 1 \mathcal{O} 1 及 び 3 を満 た す ŧ \mathcal{O} であること。
- 2 当該 治 療 室 内 に 集 中 治療を行うにつき必要な 医 師 が 常時 配 置されていること。
- 3 集中 治 療を行うに つ き必要な専用 施 設を有し てい ること。
- 4 特定 集 中 治 療 室 用 \mathcal{O} 重症 度、 医 療 • 看護必要度の基準を満たす患者を七割以上入院させ

る治療室であること。

二 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 4 \mathcal{O} 施 設 基 潍

次 \mathcal{O} 1 ず れ に ŧ 該 当 す る ŧ \mathcal{O} で あ ること。

特 定 集 中 治 療 室 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 満 たす \mathcal{O} で ること。

管

3

を

t

あ

- 2 広 範 用 熱 傷 特 定 集 中 治 療 を 行うに つ き十二 分な 体 制 が 整 備 されて 1 ること。
- (2)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定め る X 分

1 特 定 集 中 治 療室 管 理 料

広 範 开 . 熱 傷 特 定 集 中 治 療管 理 が 必 要な 患者

以

外

 \mathcal{O}

患者

広 範 井 熱 傷 特 定 集中 治 療管 理 料

口

広

範

开

熱

傷

特

定

集

中

治

療

管

理

が

必

要

な

患

者

特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 状

態

(3)

広 範 进 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 が 必 要な 状 態

(4)特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 施 設 基 潍

該 保 険 医 療 機 関 内 に、 専 任 \mathcal{O} 小 児 科 医 が 常 時 配 置 さ れ ていること。

ノヽ 1 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 進

兀

(1) ハ 1 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 京室を単 位 とし て行うも 0 であること。

- 口 当該 治 療 室 \mathcal{O} 病 床 数 は 三十 床 以 下 で あ ること。
- ノヽ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を 行 うに つき必 要な 医 師 が 常 時 配 置 され て 7 ること。
- 二 当該 治 療 室 に お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 兀 又 は そ \mathcal{O} 端 数を

増すごとに一以上であること。

ホ ハ 1 ケア ユ = ツ } 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看護必要度の 基 準 · を 満 たす 患者を八割以上入院させ

る治療室であること。

当該 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 入院患者 \mathcal{O} <u>\frac{1}{1}</u> 均 在院 日 上数が + 九 日 以内であること。

1 診 療 録 管 理 体 制 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あること。

チ ハ 1 ケ ア ユ 二 ツ } 入 院 医 療 管 理 を 行 うに つ き十 分な専 用 施 設を有 L ていること。

(2)ハ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 (1) \mathcal{O} 1 か 5 ハ 及 び \sim か 5 チ ま で \mathcal{O} 基 準 を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。

口 当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 五. 又 は そ 0) 端 数 を

増すごとに一以上であること。

ノヽ ハ 1 ケア ユ = ツ 1 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要度 0 基 準 を 満 たす 患者を六割 以 上入院させ

る治療室であること。

脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準

五

- (1) 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 の治 療室 を単 位 とし て行うもの で あ
- ② 当該治療室の病床数は、三十床以下であること。
- (3)脳 卒 中 ケ ア ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 を行うにつき必 要な 医 師 が 常 時配 置され 7 1 ること。
- (4)当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 三又は そ \mathcal{O} 端 数を増

すごとに一以上であること。

- (5)当 該 治 療室 に お いて、 常 勤 \mathcal{O} 理学 療法士 一又は: 作業 療法士が一名以上 配置されていること。
- (6) 脳 梗 塞 脳 出 血 及びくも 膜 下 出 血 \mathcal{O} 患 者 を概 ね 八 割 以上 入院させる治療室であること。
- (7) 脳卒中 ケア ユ = ツト 入 院 医 療 管 理を行うにつき十分な専 用施 設 を有 してい ること。
- (8)脳卒中 ケア ユ = ツ F 入 院 医 療 管 理を行うにつき必要な器 械 • 器具を有していること。

五. の 二 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 室 一を単 位 とし 7 行う ŧ 0) で あ ること。
- (2)該 治 療 室 内 に 小 児 集 中 治療 を行うに . つき必 要な 医 師 が 常 時 配 置 され ていること。
- (3)当 該 治 療 室 に お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院 患 者 0) 数 が 二又はそ 0 端 数を増

すごとに一以上であること。

- (4)集 中 治 療 を 行うに つき十分な体 制 及 U 専 用 施 設 を有して 7 ること。
- (5)他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に おお 7 て 救 命 救 急入院 料若 しくは特定 集中 治療室管理 料を算定 して ١ ر る患

者 又 は 救 急 搬 送診 療料 - を算 定 L た !患者 \mathcal{O} 当 ī該治· 療室 0) 受 入れ に つ 1 て、 相当の 実績 を有

1 ること。

(6)病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及び 処 遇 0 改善に資する体 制が整備されていること。

六 新生児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

新 生 児 特 定 集中 治 療 室 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)

1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療室を単 位 として行うものであること。

口 当該 治 療室内 に 集中治療を行うに つき必要な医師 が常 時配置されていること。

ハ 当該 治 療室に お け Ś 助 産師 又 は 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常時、 当該 治療室の入院患者の数が三又は

そ 0 端数を増すごとに一 以上で あること。

= 集中 治 療 を行うにつき十分な 専 用 施設 を有り L ていること。

ホ 集中 治 療を行うにつき十分な実 績 を 有 L て 7 ること。

(2)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 (1) \mathcal{O} イ、 ハ 及 び 二 \mathcal{O} 基 準 を 満 た す ŧ \mathcal{O} で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 集中 治 療 を行うにつき必要な専 住 \mathcal{O} 医 師 が 常時 配置されていること。

ノヽ 集中 治 療 を 行うに つ き 相 当 \mathcal{O} 実 績 を有してい ること。

(3)新 生児特定集中 治療室管 理料 \mathcal{O} 注 1に規定する厚生労働大臣が定める疾患

別 表第 + 四に · 掲 げ Ź 疾 患

六の二 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療室 管 理 料 0 施 設 基 準 等

(1) 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 病 院 0 般 病 棟 \mathcal{O} 治 療 京室を単 位 として行うものであること。

口 当 該 治 療 室 内に 集中 治 療を行うにつき必 要な医 師 が 常 時配置されていること。

の端数を増すごとに一以上であること。

当該

治

療室に

お

ける

助

産師

又は

看

護師

(T)

数

は、

常時、

当該

治療室の

入院患者の数が三又は

そ

=集中 治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ 病院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 0) 軽 減 及 Ţ 処遇 \mathcal{O} 改善に資する体制 が 整 備されていること。

(2)総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 (1) \mathcal{O} 1 カン 5 ホ ま で \mathcal{O} 基 準 を 満 たす É \mathcal{O} で あ ること。

口 集 中 治 療 を行うに つき十分な 実 績 を有 ていること。

(3)総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療室 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定する厚生労働大臣が定め る疾患

別 表 第 + 四に 撂 げ る 疾 患

六の三 新 生 児 治 療 口 復 室 入院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基準

(1)病院 の — 般病棟 の治療室を単位として行うものであること。

- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 新 生児 治 療 口 復 室 入院 医 療 管 理 を 行うに つ き必 要 な 小 児 科 \mathcal{O} 専 任 \mathcal{O} 医
- 師が常時配置されていること。
- (3)当 該 治 療 室 12 お け る 助 産 師 又 ること。 は 看 護 師 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当 該 治 療 室 \mathcal{O} 入 院院 患 者 \mathcal{O} 数 が 六 又 は

そ

- \mathcal{O} 端 数 を増すごとに __ 以 上 で あ
- (5)(4)新 新 生 生 戸児 児 治 治 療 療 口 口 復 復 室 室 入院 入 院 医 医 療管 療 管 理 理 を行うに を行うにつき十分な体 つき十分 な 構造 制 設 が 備 整 備され を 有 L てい て *(* \ ること。 ること。
- (6)新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 又 は 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 12 係 る届 出を行った保険

医療機関であること。

(7)新 生 児 治 療 口 復 室 入 院 医 療管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 です る厚生労働 大 臣 が

定め

る

疾

患

別表第十四に掲げる疾患

類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 筡

七

- (1) 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 進
- イ 病 院 \mathcal{O} 治 療 室 を 単 位 لح L 7 行 う t \mathcal{O} で あ ること。
- 増すごとに一以上であること。

口

当

該

治

療

室

に

お

け

る看

護

師

 \mathcal{O}

数

は

常

時

当

該

治療

室

 \mathcal{O}

入 院

患者

 \mathcal{O}

数

が

二又は

その端

数を

(2) 一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

八 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基

準

- (1) 八 割 脊 以 髄 上 損 傷 入 院 等 さ \mathcal{O} せ 重 る 度 病 障 室 害 者 で あ 重 0 て、 度 \mathcal{O} 意 識 般 障 病 害 棟 者、 \mathcal{O} 病 筋 室 を ジ 単 ス 位 1 とし 口 フ て行う イ 1 患 者 Ł 及 \mathcal{O} で び 難 あ ること。 病 患 者等 を 概 ね
- (2)だ 文 お 看 \mathcal{O} で \mathcal{O} あ 数 護 に し、 当 数 主と 規 る は 補 は 該 定 助 当 病 す 常 者 該 常 室 L 時 る 時 を 7 病 \mathcal{O} 数に 数 棟 有 事 は、 当 す 当 務 に 該 該 的 相 る お 病 業 本文 当する 病 1 病 棟 務 て、 棟 棟 を \mathcal{O} に \mathcal{O} \mathcal{O} 数以 規 定 入 行 入 お 院 院 う 日 1 患者 に 上 て、 患 看 に で 者 護 看 か 護 \mathcal{O} 補 か あ \mathcal{O} __ る場 を行 数 数 助 わ 日 者 が が 5 に ず、 合 う を + 看 含 百 に 看 又 護 は、 は 又 む 護 を行 看 場 護 職 そ は そ 合 職 当 員 う看 \mathcal{O} \mathcal{O} 端 は 員 該 及 端 病 び 数 護 を含 棟 数 看 を 職 を に 護 員 日 増すごとに む二以 増 に 補 及 お 事 け 助 び すごとに一 を 務 る 看 上 行 夜勤 的 護 で う 業 補 務 あ 看 を 以 助 護 に を 行 上で ることとす を 行 行 う 補 相 う 看 あ 当 助 う 看 す 護 者 看 ること。 る 護 職 護 \mathcal{O} Ź. 数 員 数 補 補 が 以 助 及 助 者 な た 者 下 び 本
- (3)当 該 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 五. 割 以 上 が 看 護 職

員

で

あ

ること。

(5)(4)特 殊 該 疾 病 患 室 入院 一を有 医 す る 療 病 を行うにつき必要な体 棟 に お 1 て、 看 護 職 制 員 が \mathcal{O} 整 最 備 小 され 必 要 7 数 7 の 二 ること。 割 以 Ĺ が 看 護 師 で あること。

九 小 児 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1)通 則
- 1 小 児 科 -を標 榜 L てい る 病院 で あること。
- 口 医 療 法 施 行 規 則 第十 九 条 第 項 第 号に定め る 医 師 0 員数 以上 0) 員数 が 配 置されてい るこ

کے

- ハ 小 児医· 療を行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。
- (2)小 児 入院 医 療 管 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 準

1

保

険

医

療

機

関

内

に

児

科

 \mathcal{O}

常

勤

 \mathcal{O}

医

師

上

口

- 当該 理 小 が二十名以 配置され ていること。
- を う 又 行 看 当 は ごう看 そ 該 護 病 師 \mathcal{O} 端 護 棟 \mathcal{O} 師 数 数 に を増 が お \mathcal{O} 数 本 1 文に て、 は、 すごとに一 本 規 定す 日 文 12 \mathcal{O} 以 上 看 規 る 数 護 定 で を行 に 12 相 あること。 カン 当す う カン わ 看 る数以 護 5 ず、 師 た \mathcal{O} 二以 だ 上で 数 Ļ は 上 あ であることとす る場 当 常 該 時 合 病 当 に 棟 は に 該 病 お 当 棟 1 Ź 該 て \mathcal{O} が、 病 入 院院 棟 ک に 日 患 者 \mathcal{O} お に 場 け 看 \mathcal{O} 合 る 護 数 が で を 夜 あ 勤 行 七
- ノヽ す 専 る 5 小 児 + 慢 五. 性 歳 特定 未 満 \mathcal{O} 疾 小 病 児 医 療支援をい (小児慢 性 特 . う。 定 疾病 以下同じ。 医療支援 (児童 0 対象で 福 祉 あ 法 る場合は、 第六条 の 二 二十歳未 一第二項 に 満 規 定 \mathcal{O}

数

が

九

又

は

そ

 \mathcal{O}

端

数

を

増すごとに一

以

上で

あ

ること。

7

f,

当

該

病

棟

に

お

け

る

看

護

師

 \mathcal{O}

数

は

夜

勤

 \mathcal{O}

時

間

帯

Ł

含め

常

時

当

該

病

棟

 \mathcal{O}

入

院

患

者

 \mathcal{O}

者) を入院させ る病 棟 で あること。

二 専 5 小 児 \mathcal{O} 入 院 医 · 療 に 係 る 相当の実績 を有り していること。

ホ 入 院 を 要する小児救 急 医 療を行うにつき十分な体 制 が整備されていること。

病 院 勤 務 医 0 負 担 0) 軽 減及 び 処 遇 0) 改善に資す る体 制 が 整 備され ていること。

1 当該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 の平均在院 日数が二十一 日以内であること。

(3)小児入院 医療管理料2の 施設 基 準

1 当該保険 医療機関内に 小児科の常勤 の医師が九名以上配置されていること。

口 当該 病 棟において、一 日に 看護を行う看護師 の数は、 常時、 当 該 病 棟 の入院・ 患者 0 数 が 七

う看 護 師 が 本文に 規定する数に 相当する数以上である場 一合に は、 当 該· 病 棟 に おけ る夜 勤 を行

ただし、

当該

病

棟に

お

()

て、

日

に 看

護

を行

又 は

その端数を増すごとに一以上であること。

う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 本文の規定に カ カゝ わらず、 二以上であることとする。

者) を入院させ る 病 棟 で あること。

専

5

+

五.

歳

未

満

0

小

児

介

· 児 慢

性

特定疾

病

医療

支援の対象である場合は、

二十歳未満

 \mathcal{O}

二 入 院 を要する小児救 急 医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 病院 勤 務医 \mathcal{O} 負 担 0 軽 減 及び 処遇 0) 改善に資する体 制 が 整 一備され ていること。

当該 病 棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

- (4)小 児 入 院 医 療 管 理 料 3 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 当該 保 険 医 療 機 関 内 12 小 児 科 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 五. 名 以 上 配 置 一され 7 いること。
- 口 う看 又 は 看 当 そ 護 該 護 師 師 0 病 端 が 棟 の数は、 に 本文に規定する数に 数を増すごとに一 お 1 て、 本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。 日 12 以上であること。 看 相当する数以上である場 護 を 行 う 看 護 師 ただし、 \mathcal{O} 数 は 当 該 合には、 常 時 病 棟に 当 当 該 該 お 病 病 7 棟 棟 て、 \mathcal{O} に 入院 お 患者 け 日 る夜 に 0 看 勤 数 護 を行 が を行 七
- 者) 専 を入院させる病棟 5 $\dot{+}$ 五. 歳 未 満 の小児 であること。 (小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、 二十歳未満

0

う

(5)=小 当 該 児 入 院 病 棟 医 療 \mathcal{O} 入 院 理 患 料 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 平 施 均 設 在院 基 準 日 数が二十一日以内であること。

管

4

- 1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 小 児 科 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が三 名 以 上 配 置 っ され 7 1 ること。
- 口 院 患 当 者 該 \mathcal{O} 病 数 床 が を 有 + 又 す る病 は そ \mathcal{O} 棟 端数 に お を増すごとに 7 て、 日 に 看 以 護 上 を 行う看 であること。 護 職 員 ただし、 \mathcal{O} 数 は 当 常 時、 該 病 当 棟 該 に 病 お 棟 1 て、 0 入
- に 日 お け に る 看 夜 護 勤 を を行 行 う う看 看 護 護 職 職 員 員 が 本 \mathcal{O} 数 文に は、 規定す 本 文 る数 \mathcal{O} 規 定 に に 相当する数以上である場合に カュ カン わ らず、二以 上であることとする。 は 当 該 病 棟
- ハ 当 該 病 棟において、 看護職! 員 の最小必要数 0 七割以上が 看護師 であること。

- = 当該 病 棟 に お いて、 専ら 小 児 を入院させ る病 床が 十床 以 上で あること。
- ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 当 該 病 棟 を含 8) た 般 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 平 均 在 院日数が二十八 日 以内

(6)小児入院 医療管 理料5 の施設基 準

あること。

1 当該 保 険 医 療 ※機関内 に 小 <u>,</u>児 科 の常勤 の医師が一名以上配置されていること。

当該 病 棟 に おい 日 に 看護を行う看護 職 員 \mathcal{O} 数は、 常 時 当該 病 棟 の入院 患者 の数が

口

て、

を行

!う看

護

職

+ 五. 又はその端数を増すごとに一以上であること。 ただし、 当該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看

員が本文に規定する数に相当する数以上である場合に

は、

各病棟に

お

ける夜勤

護

を行う看 護 職 員 \mathcal{O} 数は、 本文の 規定 たにか かわらず、 二以 上であることとする。

当該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 兀 割 以上 が 看 護 師 であること。

(7)小 児 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 2 に 規定 す Ź 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 病 棟 に 専 5 $\overline{+}$ 五 歳 未 満 \mathcal{O} 小 児 \mathcal{O} 療 養 生 活 \mathcal{O} 指導 を 担当す んる常 勤 \mathcal{O} 保 育 士 国 家 戦 略 特

別 区 域 法 伞 成二十五 年 法律 第 百 七 号) 第十二 条 \mathcal{O} 兀 第 五 項 E 規定す Ź 事 業 実 施 区 域 内 に あ

る保 険 医 療 機 関 に あ 0 て は、 保 育 士又は 当 該 事 業 実 施 区 域 に 係 る 玉 家 戦 略 特 別 区 域 限 定 保 育

士 が 名 以 上 配 置され ていること。

口 小 児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

- (8)小 児 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す Ź 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 当 該 病 棟 に 専 5 + 五 歳 未 満 \mathcal{O} 小 児 \mathcal{O} 療 養 生 活 \mathcal{O} 指 導 を 担当す る常 勤 \mathcal{O} 保 育 士 が __ 名 以 上 配

置 さ れ 7 1 ること。

- 口 小 児 患 者 に 対 す る療 養 を行うに つき十分な 構 造 設 備 を有してい ること。
- ハ 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を算定 し た患者及び第 八の + 0)

(2)

に規 定 す Ź 超 重 症 \mathcal{O} 状 態 又 は 同 (3)に 規 定 す る 準 超 重 症 \mathcal{O} 状 態に 該当す る十五 歳 未 満 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O}

当 該 病 棟 の受入れ に 0 1 て、 相 当 \mathcal{O} 実 績 を有し 7 7 ること。

設

基準

等

+ (1) 口 復 通 期 則 ý ハ ピ リテー シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施

1 棟 \mathcal{O} 口 病 復 期 棟 単 IJ 位 ノヽ ピ で リテ 行う ŧ] シ \mathcal{O} で 日 あ ン ること。 \mathcal{O} 必 要 住性 \mathcal{O} 高 1 患者 を八 割 以 上 入 院 させ、 般 病 棟 又 は 療

養

病

- 口 口 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ] シ 日 を行うに つ き必 要 な 構 造 設 備 を 有 L て 7 ること。
- ハ 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

す シ るリ ピ リテ ン 0) ハ 効果、 ピ] IJ シ テ 彐 実施 ン 料、 シ 方法等を評 日 運 ン に 動 係 器 る IJ 価 適 ノヽ す F 切 る体 IJ な テ 実 制] 施 が 計 シ とら 画 彐 を ン れ 作 料 てい 成 又 す は ること。 る 呼 体 吸 器 制 IJ 及 び ハ 適 ピ 切 IJ な当該 テ シ IJ 彐 ハ ン ピ 料 リテ を 算 定

日

- 二 回 復 期 IJ ハ ピ リテ] シ 日 ン を要 す Ś 状 態 \mathcal{O} 患 者 に 対 し、 日 当 たり二 単 位 以上 0 IJ ハ ピ IJ
- テ シ 日 ン が 行 わ れ 7 1 ること。
- (2)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 準
- イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 科 \mathcal{O} 医 師、 理学 療 法 士 作業 療 法 士 及 び 言 語 聴
- 覚 士 が 適 切 12 配 置 さ れ て 1 ること。
- 口 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に · 看護 を行う看護 職 員 0) 数は、 常 時、 当 該 病 棟 0) 入 院 患者 0 数 が
- 十三又 は そ \mathcal{O} 端数 を増すごとに一以 上であること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護
- を行 勤 を行 ごう看 看 護 護 職 職 員 が 員 本文に \mathcal{O} 数 は 規定 本 とする数 文 \mathcal{O} 規 に 定 12 相当する数以 か か わ らず、二 上で ある 以 上で 場合に あることとする。 は 当 該 病 棟 に お け る

夜

ハ 当該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

う

- = 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者
- \mathcal{O} 数 が \equiv + 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに __-以 上 で あ ること。 た だ Ļ 当 該 病 棟 に お 1 て 日
- に 看 護 補 助 を 行 う 看 護 補 助 者 が 本 文 に 規 定 する 数 に 相 当す る数 以 上 で あ る 場 合 に は、 当 該 病
- 棟 12 お け る 夜 勤 を 行 Š 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か カン わ らず、 以 上 看 護 職 員 が 夜
- 勤 を 行 う 場 合 に お 1 て は <u>ー</u>か ら当 該 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 変を減 じ た 数 以上) で あ ることとする。 な
- お、 主とし て事 務的 業務を行う看護補助 者を含む場合は 日 に 事務的 業務を行う看 護 補 助

者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数が二百 又 は その 端 数 を増すごとに に 相 !当 す んる数

以 下 で あ ること。

ホ 当該 保 険 医 療 機 関 内 に在宅復帰 支援を担 当する社会福 祉 士 等が 適 切 に 配置さ れて *(*) ること。

当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入 院 患 者 \mathcal{O} うち 三割 以 上 が 重 症 \mathcal{O} 患 者 で あること。

1 当該 病 棟 に お 7 て、 退院 患 者 のうち他 (T) 保 険 医 療 機 関 へ転院 した者等を除く者 の割合が七

割 以 上であること。

チ 重 症 \mathcal{O} 患者の三割以上 が退院時に日常生活機能が改善 していること。

当該 病 棟 に お 7 て、 新 規 入院 患者 のうち一 般 病 棟用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 看護必要度の基 準を

•

満 た す ŧ \mathcal{O} が \bigcirc 五. 割 以 上で あること。

ヌ

休

日

を含

め、

週

七

日

間

IJ

ハ

ピ

リテ

1

シ

日

ン

を

提

供できる体

制

を有

L

7

ること。

IJ

(3)口 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 病 棟 入 院 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に IJ ハ ピ リテ] シ 日 ン 科 \mathcal{O} 医 師、 理学 療 法 士 及 び 作 業 療 法 士 が 適 切 に

配 置 さ れ 7 ** \ ること。

口 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に · 看 護 を行う看護職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が

+ 五. 又は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに一以上で あること。 ただし、 当該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護

を行う看 護 職 員が 本文に規定する数に相当する数以上である場合には 当該 病棟 に お け る夜

勤 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ らず、二 以 上 **全** 護 補 助 者 が 夜 勤 を行 う場

に お 1 7 は 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は --- 以 上 で あ ることとする。

当該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

= \mathcal{O} 数 当 が三十 該 病 棟 ・又はそ に お 1 0) て、 端 数を増すごとに一以 日 12 看 護 補 助 を 行う看 上で あ 護 ること。 補 助 者 \mathcal{O} ただ 数 は し、 常 当 時 該 当 病 棟 該 病 に お 棟 \mathcal{O} 1 て 入 院 患者 日

12 看 護 補 助 を行う 看 護 補 助 者 が本文に規定する数に相当する数以上である場合 に は、 当 該 病

棟 に お け る夜勤を行う看 護補 助 者 の数は、 本 文 0 規定に か か わらず、 二以上 **(**看 護 職 員 が 夜

勤 を 行う場合に お 7 7 は <u>ー</u>か ら当該 看 護 職 員 \mathcal{O} 数を減じた数以上) であることとする。 な

者 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数 が二百 又は そ $\overline{\mathcal{O}}$ 端 数を増すごとに一に 相 当す る

以下であること。

お、

主とし

7

事

務

的

業

務

を行

Š

看

護

補

助

者

を含む

場合

は

日

に

事

務的

業

務を行

!う看

護

補

助

ホ 当 該 病 棟 に お 1 て、 新 規 入 院 患 者 0 う ちー 割 以 上 が 重 症 \mathcal{O} 患 者 で あること。

当 該 病 棟 に お 1 て、 退 院 患 者 \mathcal{O} う 5 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 \sim 転 院 L た者等を除く者 0 割 合が六

割以上であること。

 \vdash 重 症 \mathcal{O} 患 者 の 三 割 以上 が 退院 時 に 日 常常 生 活 機 能 が 改 善善 してい ること。

(4) 回 復 期 IJ ハ ピ リテー シ 日 ン 病 棟 入 院 料 3 0 施 設 基 準

③のイからニまでを満たすものであること。

(5)口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 要す る状態 態 及び算 定 上 限 日 数

別表第九に掲げる状態及び日数

(6) 休 日 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 提 供 体 制 加 算 \mathcal{O} 施設 基 潍

休 日 を含め、 週 七 日 間 IJ ハ ピ リテ] シ 日 ン を 提 供 できる体制を有していること。

(7) IJ ノヽ F, リテ シ 日 ン 充 実 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

口 復 り期リハ ビリテ] シ 日 ン を 要す る状況 態 \mathcal{O} 患者に ついて、 心大 血 管疾患リハビリテー シ 彐

テー シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ リテー シ 彐 ン 料 を一 日 当 た り六単 位以 上算定していること。

回 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 に · 規 定す う る 費用

(8)

料、

脳

血

管

疾

患等リ

ハビ

リテー

ショ

ン 料、

廃

用

症

候

群リハ

ビリテ

シ

彐

ン料、

運動

器リハ

ビリ

別表第九の三に掲げる費用

(9) 体制強化加算の施設基準

イ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 IJ ハビリテ] シ 日 ンを行うにつき十分な経 験を有する専従 \mathcal{O} 常 勤 医 師

が適切に配置されていること。

口 当 該 病 棟 に お 7 て、 入院患者 0 退院 に 係 る調 整 (以 下 「 退 院 調 整 という。 を行うにつ

き十分な経験 を有する専従 の常 勤社 会福: 祉 士が 適 切 に配 置され ていること。

十 一 \mathcal{O} 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 通 則

イ 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 • 看 護 必 要 度 \mathcal{O} 基 準 · を 満 た す患者を一 割 以 上入院させる 病 棟

又

は病室であること。

口 当 該 保 険 医 · 療 機関 内に在宅復帰支援を担当する者 Iが 適 切 に配 置される てい ること。

ノヽ 当該 病 棟 又 は 病 室を有る する 病棟 に . 常 勤 \mathcal{O} 理学 療法 士 作業 療法 士 又は 言 語 聴覚 士 が 名以

上配置されていること。

ニーデータ提出加算の届出を行っていること。

ホ 特定機能病院以外の病院であること。

心 大 Ш. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患等 IJ ハ ピ リテ シ 彐 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

ハ ピ リテ シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ ノヽ ピ リテ] シ 彐 ン 料、 呼 吸 器 IJ ノヽ ビ リテー シ 日 ン 料 又 は が W

患 者 リハ ピ リテ シ 日 ン 料 に 係 る 届 出 を 行 0 た 保 険 医 療 機 関 で あること。

1 地 域 包 括 ケア 入 院 医 療 を行 う に 0 き必 要ない 体 制 を 有 L 7 7 ること。

(2)地 域 包 括 ケア 病 棟 入院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 病 棟に お 1 て、 日 に . 看 護 を行う看護職員 0 数 は、 常 時、 当該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 この数が

十三又 勤 を行 を 行 ごう看 は う そ 看 護 護 職 0 端数 職 員 員 が を増すごとに一 \mathcal{O} 本 文 数 は に 規定 本 てする 文 \mathcal{O} 以 数 規 上で 定 に に 相 当する数以 あること。 か か わ らず、 上であ ただし、 以 上 る 当 で 場 あることとする。 該 合 に 病 棟 は に 当 お 該 V > て、 病 棟 に 日 お に け る 看 夜 護

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

ノヽ 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 又は 療 養 病 棟 \mathcal{O} 病 棟 単 位 で 行うも 0 で あること。

ホ 当 該 病 棟 12 お 1 て、 退院患者に占める、 在宅等に退院 するもの 0) 割合が七割以上であるこ

کے

=

地

域

包

括

ケア

入院医療

を行うにつき必

要な構造設備を有していること。

(3)地 域 包括 「ケア 入 院 医 療管 理 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 上 病 に す 当 該 で 室 る カン あ を 病 カ 有 わ る 棟 病 5 場 す 室 \mathcal{O} ず、二以 合 る 入 院 を 有す 病 に は 棟 患 る病 者 に 上で 当 0) お 該 数 棟 1 が 病室 あることとする。 て、 に 十三 お 一を有 1 又 て、 日 は す に る そ 看 病 護 \mathcal{O} 日 を に 端数を増 棟 行 看 に 「護をご う お 看 け 行う看 る夜 護 すごとに 職 勤 員 を が 護 行 職 本 ごう看 以 員 文 に 0 上であ 数 護 規 定 は、 職 す 員 ること。 常 る数に \mathcal{O} 時、 数 は た 当 相 だ 当す 該 本文 病 る 室 0 規定 数 当 を 以 該

口 当 該 病 室を有 す える病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必要数 の七 割 以 上が 看 護師 で あること。

ハ 病 院 \mathcal{O} 般病 棟 又は 療 養病 棟 の 病 室を単位として行う ものであること。

二 (2) \mathcal{O} = を満 たすも \mathcal{O} で あ

ホ 当 該 病 室 に お 1 て、 退 院 患 者 に占 め る、 在 宅 " に退院 するもの \mathcal{O} 割 合が七 割 以 上であるこ

کے

(4)地 域 包括 「ケア・ 病 棟 入院 料 2 0 施 設 基 潍

1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟 \mathcal{O} 病 棟単位で行うものであること。

口 (2) \mathcal{O} 1 及 び 口 を 満 たす Ł \mathcal{O} で あ ること。

(5)地 域包括 ケア 入 院 医 療管 理料 2 0 施 設 基 淮

 \mathcal{O} 及 び 口 を 満 たす ŧ \mathcal{O} で あること。 1

病

院

 \mathcal{O}

般

病

棟

又

は

療

養

病

棟

 \mathcal{O}

病

室を単位として行うものであること。

口 (3)1

地 域 包 括 ケア 病 棟 入院 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定す る別 に 厚生労

働

大臣

が

定め

る地

域

(6)

別 表 第 六 の二に 掲 げ る 地 域

(7)地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 2 に 規定 す る施 設 基 潍

1 病 院 \mathcal{O} 般 病 棟 又 は 療 養 病 棟 \mathcal{O} 病 棟 又 は 病 室 単 位 で行うも \mathcal{O} であること。

口 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行 5 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該

病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 五. 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに 以上でな あること。 ただ 当 該 病 棟

又 は 病室 を有す うる病棟 に お V) て、 __ 日に看護を行う看護職員が 本文に規定する数に相当する

数 以 上 で あ る 場 合 に は、 当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す える病 棟 に お け る 夜 勤 を行う看 護 職 員 0) 数 は

本 文 \mathcal{O} 規 定 に か カン わ 5 ず、 以 上 で あ ることとする。

当 該 病 棟 又 は 病 室 を 有 す る 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必要数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あ

ること。

二 地 域包括ケア 病棟入院料 1又は地域包括ケア入院医療管理料 1につい 7 は、 当 該 病 棟又は

病室 に お *(* \ て、 退院 患者に占 8 る、 在宅等に退院 するも 0) 0 割 合が 七 割 以 上で あ ること。

ホ 入 院 地 域 医 療を行うに 包括ケア 病 つき必 棟 入院 要な 料 1又は 構 造設 地 (備を有 域包 括 ケア していること。 入院医療管 理 料 1に つい て は、 地域包括ケア

(8) 看護職員配置加算の施設基準

1 日 に 看 護 を行 う看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 又 (は病・ 室を含 む病 棟 0 入 院 患者 \mathcal{O} 数が

五 + 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに 以 上 で あ ること。

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 改 善善 に 資 する体 制 が 整 備され ていること。

(9) 看護補助者配置加算の施設基準

1 日 に 看 護 補 助 を行 う 看 護 補 助 者 0 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 又 は 病 室を含 「 む 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者

 \mathcal{O} 数 が <u>二</u>十 五. 又 は その 端 数を増すごとに一 以上で あること。 な お、 主とし 7 事 務 的 業 務 を行

う 看 護補 助者を含む場合は、 日に事務的業務を行う看護補 助者 0 数は、 常時、 当該 病 棟 \mathcal{O}

入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 百 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を 増 すごとに に 相 当 す る 数 以 下 であ

口 看 護 職 員 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 改 善 に 資 つする 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(10)地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 6 に 規 定 す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定

 \emptyset

る除

外

薬

剤

注射

薬に

0

別表第五の一の三に定めるもの

1

7

- 二 特殊疾患病棟入院料の施設基準等

(1) 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 進

口

ね

八

割

以

上

入

院

さ

せ

る

般

病

棟

で

あ

0

て、

病

棟

単

位

で

行

うも

 \mathcal{O}

で

あ

ること。

1 脊 髄 損 傷 等 \mathcal{O} 重 度 障 害 者、 重 度 \mathcal{O} 意 識 障 害 者、 筋ジ ス 1 口 フ イ] 患者 D 及び 難 病 患者 等 を 概

は、 者 時、 る 該 数 当 病 \mathcal{O} 常 7 数 に 該 棟 当 時、 事 は、 相 該 に 病 務 当する数 病 棟 お 当 的 棟 に 本 1 該 業 文 て、 お \mathcal{O} 病 務 \mathcal{O} 入 1 院 て、 棟 を 規 以 \mathcal{O} 定 上 日 患 行 入 う に で に 者 院 看 あ 看 か \mathcal{O} 日 患者 護 る 護 数 12 か 場 を 補 わ 看 が 行 \mathcal{O} 5 合 護 + 助 ず、 数 う 者 に 又 を が二百 を 行 看 は は 含 そ う 看 護 当 む 職 看 護 \mathcal{O} 端 場 員 護 又はその 職 該 合 員 病 及 数 職 は 棟 び を 員 を含む 看 増すごとに に 及 端数 護 び お 日 け 補 看 を増すごとに一に相当す 二以 る に 助 護 事 夜 を 補 上 勤 行 務 助 的 で を行 以 う を 業 看 行 あることとする。 上 務を行 で 護 う う 看 看 補 あ る 護 護 助 う看 者 補 職 こと。 が 員 助 護 者 及 本 んる数以 文 補 び た \mathcal{O} な に だ 数 看 助 者 お 護 規 は 下 補 定 \mathcal{O} 当 常 で 主 数 助 す

当 該· 病 棟 に お 7 て、 看 護職 員 及 び 看 護 補 助 者 の 最 小 必 要数 \mathcal{O} 五. 割以 上 一が看 護 職 員 てあるこ

کے

= 当該病 棟において、 看護職[員の最小必 要数 の二割以上が 看護師 であること。

ホ 特 殊 疾 患 医 療を行うにつき必要な体 制 が 整 備されてい ること。

(2) 特殊疾患病棟入院料2の施設基準

次のいずれかに該当する病棟であること。

1 児童福 祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児 入所施設 (主として肢体不自 由 0) あ

定する指 定 発達支持 援 医 療 機関 に · 係 る 般病棟 であること。

る児童又は

重症心·

身障害児を入所させるも

のに

. 限

る。)

又は

同法第六条の二の二第三項

へに規

ロ 次のいずれにも該当する病棟であること。

重 度 \mathcal{O} 肢 体不 É 由 児 (者 等 (脳 卒 中の 後 遺 症 \mathcal{O} 患 る者及び 認 知 症 \mathcal{O} 患者を除 重

度 0 障 害 者 $\widehat{(1)}$ \mathcal{O} 1 12 · 掲 げ る者を除 <_ ° を 概 ね 八 割 以上入院させる一 般病: 棟 又は 精神 病

棟であって、病棟単位で行うものであること。

② ①の施設基準の口からホまでを満たすものであること。

三 緩和ケア病棟入院料の施設基準

- (1)ア を 主と L 般 て 病 悪 棟 性 \mathcal{O} 病 腫 棟 瘍 単 \mathcal{O} 位 患 で 者 行う 又 は ŧ 後 天 \mathcal{O} で 性 免 あ ること。 疫 不全 症 候 群 に 罹り 患 L 7 1 る患 者 を 入院 さ せ、 緩 和 ケ
- (2)師 護 は 師 そ 当 \mathcal{O} 数 該 が \mathcal{O} 端 は 本 病 文に 数 棟 本文 を に 規定す 増 お 0) すごとに 1 規 て、 る数 定 に に __ 日 か 以 か 相 に 当す 上 わ 看 5 で 護 ず、 る数 あ を ること。 行 以上で う 以 看 上であることとする。 護 ただ あ 師 る場 \mathcal{O} 数 し、 合に は、 当 は 該 常 時、 病 当該 棟 に 当 該 お 病 棟 病 1 に て、 棟 お \mathcal{O} け 入 る 院 日 夜 患 12 勤 者 看 を 護 \mathcal{O} 行 を 数 う 行 が 看 七 う 護 又 看
- (3)当 該 療 養 を行うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 され てい ること。
- (4)お 当 1 て 該 緩 体 制 和 に ケ ア お 病 1 て、 棟 入 院 緩 料 和 を算 ケア 定 に . 関 す る す Ź 悪 研 性 修 腫 を受け 瘍 \mathcal{O} 患 者 た に 医 対 師 が L 7 配 置され 緩 和 ケ 7 ア を行う場合に限 V) ること (当該 る。 病 棟 に
- (5)当 該 療 養 を 行 うに つ き十 分 な 構 造 設 備 を 有 L 7 1 ること。
- (6)当 該 病 棟 に お け る 患 者 \mathcal{O} 入 退 棟 を 判 定 す る 体 制 が とら れ てい ること。
- (7)る 選 健 定 康 療 保 養 険 لح 法 L 第 7 六 十三 \mathcal{O} 特 条 別 第 \mathcal{O} 療 項 養 環 第 境 五. 号 \mathcal{O} 及 提 び 供 に 高 係 齢 者 る 病 医 室 療 が 確 保 適 切 法 第 な 六 割 + 合 で 匹 一 条 あ ること。 第二 項 第 五. 号 に 規 定 す
- (8)価 を受 が ん け 診 7 療 1 \mathcal{O} 拠 る 点 病 院 と な 又 は る $\sum_{}$ 病 院 れ 5 若 に L 準ず < は る 公 病 益 院 財 で 寸 あ 法 ること。 人 日 本 医 療 機 能 評 価 機 構 等 が 行 う医 療 機 能 評
- (9)連 携 す る保険 医 療 機 関 \mathcal{O} 医 師 看 護 師 等 に対 L て研修を実施 L ていること。

十四 精神科救急入院料の施設基準

等

(1) 精神科救急入院料の施設基準

1 主と L 7 急 性 期 \mathcal{O} 集 中 的 な 治 療 を要す ,る精: 神 疾 患を有 する患者を入院させ、 精 神 病 棟 を単

位として行うものであること。

口 医 療 法 施 行 規 則 第十 九 条第 項 第 一号に定める 医師 の員数以上 の員数が 配 記置され 7 () るこ

と。

ノヽ 医 療 法 施 行 規則第十九条第二 項第二号に定める看護師及び准看護 師 の員数以上 一の員 (数が 配

置されていること。

= 当 該 病 棟 に おけ る常 勤 0 医 師 \mathcal{O} 数 は、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 の数が + 六又は その端数 を 増 す

ごとに一以上であること。

ホ 当該 病 棟 に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 **(精** 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る法 律 第 + 八 条

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 定 を受け た 医 師 を 1 う。 以 下 同 ľ が 名 以 上 配 置 さ れ 7 お り、 カゝ

該 病 棟 を 有 す る保 険 医 療 機 関 に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 が 五. 名以 上 配 置 さ れ 7 1 る

当 該 病 棟 に お 7 て、 日 12 看 護 を行 う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が +

又 は そ \mathcal{O} 端 数を増すごとに一 以上であること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を行

う看 護師 が本文に規定する数に相当する数以上である場合には 当 該· 病 棟に おけ る夜 勤 を行

う 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 本 文 \mathcal{O} 規定 に か か わ らず、 二以 上であることとする。

1 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た 8) に 整備され た精神 科救 急医 療施 設 いであ

ること。

チ 精 神科 救急 医 療を行うにつき十分な体 -制が 整備されていること。

IJ 精 神 科 救 急 医 療 を行うにつき十分な構造設 備を有していること。

ヌ 精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。

(2) 精神科救急入院料の対象患者

別表第十に掲げる患者

(3) 精 神 科 救 急 入 院 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定する 厚 生 一労働 大 臣 の 定 \Diamond る状 態

統 合 失 調 症、 統 合 失 調 型 障 害 及 び 妄 想 性 障 害 又 は 気分 (感情) 障 害 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

十 五 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施設 基 準 等

(1) 通則

1 主とし て急 性 期 \mathcal{O} 集 中 的 な治 療 を要する精 神疾患を有する患者を入院させ、 精 神 病 棟を単

位として行うものであること。

口 医 |療法: 施 行 規 則第十九条第 項第一号に定める医師 の員数以上の員数が 配置されてい るこ

と。

- ノヽ 医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条 第 項 第二 号に定 め る 看 護 師 及 び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 0 員 数 が 配
- 置 さ れ 7 1 る
- = 対 当 __ 該 入 院 病 院 基 本 12 料、 他 \mathcal{O} 精 + 神 五 対 病 棟 入 を 有す 院 基 る場 本 料、 合 十八 は、 精 対 神 入 病 院 棟 基 入 院 本 料 基 若 本 料 \mathcal{O} は二十 + 対 入 院 対 入 基 院基 本 料、 本 料 十三 又

しく

- は 特 定 入 院 料を算 定し て 7 る 病 棟 で あ ること。
- ホ 当 該 地 域 に お け うる精 神 科救 急医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} ために整備された精神科救急医療施 設で、 あ
- ること。
- (2)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 \mathcal{O} 施 設 基 準
- イ 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に、 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定医 が二名以 Ĺ 配 置され、 か つ、 当
- 該 病 棟 に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。
- 口 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護 を 行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が
- 十三 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増 すごとに _- 以 上 で あ ること。 ただ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 夜 護
- 勤 を行 を 行 う看 う 看 護 護 職 職 員 員 が \mathcal{O} 本 文 数 は に 規定 本 てする 文 \mathcal{O} 数 規 定 に 12 相 当する数以 か か わ 5 ず、 上 看 で あ 護 師 る 場 を含い 合 に む は 以上 当 該 病 (看 棟 護 に 補 お 助 け 者 る が
- ハ 当該 病 棟に おい て、 看 護職 員 の 最 小小必 要数 \mathcal{O} 兀 割 以上が 看護師 であること。

夜

勤

を

行

ごう場

合

12

お

7

7

は

看

護

師

 \mathcal{O}

数

は

で

あ

ることとする。

二 者 勤を お、 棟 に \mathcal{O} . О 当該 に 看 数 数は、 行う場合に 護 が 主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、 お 三十 け 補 病 る夜勤を行う看 助 棟 常時、 文は を に 行 お お そ いて、一 う いては、二から当該 看 0) 当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数 端 護 補 数 i 護補 を増 助 日 者 に 助者 すごとに一 看 が本文に規定する数に相当する数以上であ 護 0) 補 数 助 は、 看 を行う看 護 以 本文の 上で 職 員 あ 0 護 規定 数を減じた数以上) ること。 補 助 に 者 カン \mathcal{O} __ ただ 数 か は、 日に事務的業務を行う看 わ らず、 Ļ 常 当 時、 であることとする。 二以上 該 る 当該 病 場合に 棟 病 (看 に お 棟 護職 は、 7 0 入 護補 当 院 員 該 が 患 な 夜 日 助 病

ホ 精 精 神科 神科急 急性 性期治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。 期治療を行うにつき十 - 分な! 構造設 備 を有していること。

以 下

であること。

(3)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 該 病 当 該 棟 に 病 常 棟 を有 勤 0) 精 す る保 神 保 健 険 指定 医 療 医 機 が 関 に 名 以 常 £ 勤 配 0 置さ、 精 神 保健 れ ** \ 指 ること。 定医が二名以 Ĺ 配 置され、 かつ、 当

+ を行う看 五 当 又は 該 病 そ 護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 棟 に の端数を増すごとに一以上であること。 お į, て、 日 に 看護 を行う看護 職 員 \mathcal{O} 数は、 ただし、 常 当該. 時、 病 当該病 棟 12 当該病棟に お 棟 の入院 7 て、 患者 お 日 ける夜 に \mathcal{O} 数が 看

口

勤 を 行 う 看 護 職 員 0) 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に カ カン わ 5 ず、 看 護 師 を含 む 以 上 (看 護 補 助 者 が

夜 勤 を 行 Š 場 合 に お 1 7 は 看 護 師 \mathcal{O} 数 は で あ ることとする

当該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 兀 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

二 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 0) 入 院 患 者

 \mathcal{O} 数 が 三十 又 にはそ 0) 端 数 を増 すごとに一 以 上 で あ ること。 ただ Ļ 当 該 病 棟 に お 1 て 日

12 看 護 補 助 を 行う 看 護 補 助 者 が 本 文に規定する数 に 相当す る数以上であ る場 合 に は、 当 該 病

勤 棟 を に 行 Š 場合 夜 に お 7 行う看 7 は 護 <u>一</u> かゝ 補 助 , ら当: 者 \mathcal{O} 該 数 は、 看 護 職 本 文 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 数を 規定に 減 じた数以上) か か わ 二以 であることとする。 上 (看 護 職 な 夜

らず、

員

が

お

け

る

勤

を

お、 主とし 7 事 務 的 業 務 を行 Š 看 護 補 助 者 を含む 場合 は 日 12 事 務的 業 務 を行 !う看 護 補 助

者 \mathcal{O} 数 は、 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が <u>一</u>百 又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに一に 相当す る数

以 下 であ ること。

ホ 精 神 科 急 性 期 治 療 を行 らった つ き 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ ていること。

精 神 科 急 性 期 治 療 を 行 う に 0 き 適 切 な 構 造 設 備 を 有 L ていること。

(4)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

別 表 第 + に 掲 げ る 患 者

(5)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入院料 \mathcal{O} 注 4に規定する厚生労働大臣の定める状態

統 合 失 調 症 統 合 失 調 型 障 害 及 び 妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情 障 害 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

十 五 の 二 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

- (1) 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- イ 1 る 都 道 病 院 府 県 \mathcal{O} 病 が 棟 定 単 \Diamond 位 る で行うも 救 急 医 療 \mathcal{O} に . 関 で あること。 す る 計 画 に 基 づ 7 て 運 営される救 命 救 急 セ ン タ] を有 L
- 口 位として行うも 主とし て急 性 期 \mathcal{O} であること。 \mathcal{O} 集 中 的 な治療 を要する精 神疾患を有する患者を入院させ、 精 神 病 棟 を単
- ノヽ 医 療 法 施 行 規 別第十 九条第 項第一号に定める医 師 0 員数以上 $\overline{\mathcal{O}}$ 員 数が配 記置され 7 7 るこ

حے 。

= 置 さ 医 療 れ て 法 施 1 行 規 則 第 十 九 条第二 項第二号に定め る 看 護 師 及び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 낈 上 \mathcal{O} 員 数

が

配

- ホ ごとに 当 該 病 以 棟 上 に で お あ け る常 ること。 勤 \mathcal{O} 医 師 \mathcal{O} 数 は、 当該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が + 六 又 は そ の端 数 を 増 す
- 12 常 当 該 勤 病 \mathcal{O} 精 棟 神 を 有 保 健 す る保 指 定 医 険 が三名 医 療 機 関 以 上 に、 配 置 常 さ 勤 れ \mathcal{O} 精 7 1 神 ること。 科 医 が 五 名 以 Ĺ 配 置 つされ、 カゝ つ、 当 該 病 棟
- 1 当 該 病 棟に お 1 て、 日に看護 を行う看護師 \mathcal{O} 数は、 常 時、 当該 病棟 の入院患者の数 が +

う看 又 は そ 護 師 0 端数を増すごとに一 が 本 文に 規定する数 以上であること。 K 相 当する数以 上である場 ただし、 当 該 合に は 病 棟 当 12 該 お 病 ** \ て、 棟 12 お 日 け る夜 に 看 勤 護 を行 を行

チ 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} ために 整備 され た 精 神科救急医療施 設であ

ること。

う

看

護

師

 \mathcal{O}

数

は、

本文

 \mathcal{O}

規定

に

か

か

わ

らず、

二以

上で

あ

ることとする。

IJ 精 神科救急・合併症医療を行うにつき十分な体制 が整備されていること。

ヌ 精 神 科 救 急 • 合併· 症 医 療を行うにつき十分な 構 造 設備 を有 していること。

ル 精 神 科 救 急 合 併 症 医 療 に係る実 入績を相 当程 度有していること。

(2) 精神科救急・合併症入院料の対象患者

別表第十に掲げる患者

(3)精 神 科 救 急 合 併 症 入 院院 料 \mathcal{O} 注 4 に 規・ 定 する厚生 一労働・ 大 臣 一の定 め る 状 態

統 合 失 調 症、 統 合 失調 型 障 害 及 び妄 想 性 障 害 又 は 気 分 感 情 障 害 \mathcal{O} Ł \mathcal{O}

十 五 の 三 児 童 • 思 春 期 精 神 科 入院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)は 治 <u>-</u> 療 . 歳 室 未 精 満 神 \mathcal{O} 精 病 床 神 に係 疾患を有する患者 る ŧ のに 限 る。 1を概 を単語 ね 八 割 位として行 以 上入院 うも させる病 \mathcal{O} で あ 棟 ること。 (精 神 病 棟 に 限 る。) 又

(2)医 療法 施 行規 則第十九条 第一項第一号に定める医師 \mathcal{O} 員 (数以上 の員数が 配置されていること。

- (3)医 療 法 施 行 規 則 第 + 九 条第二項第二号に · 定 め る看 護 師 及 び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配 置
- されていること。
- (4)が二名 当 該 以 病 Ĺ 棟 配 又 置 は され 治 療 てお 室に り、 小 児 うち一 医 療 及 名 び 児童 は 精 神 • 保 思 健 春 指 期 定医で \mathcal{O} 精 神 あること。 医 療 に . 関 L 経 一験を有 する常勤 0 医 師
- (5)は、 該 ること。 本文に規定する数に相当する数以上である場合には、 当 病棟又は当該 本文の 該 病 ただし、 棟 規定 又は 当該 に 治療室を有する病棟 当該 カゝ 治療 かわらず、二 病棟又は 室を有する 当該治 以上であることとする。 病 0) 療室を有する病棟 棟 入 院 に 患者 お **(**) \mathcal{O} て、 数が 当該 + 日 又 に に 病棟 お はその端数を増すごとに一 看護を行う看護 7 にお て、 け る夜勤を行う看護師 日に 師 看護を行う看 0 数は、 以 常 護師 Ĺ 時、 で \mathcal{O} 数 あ 当 が
- (6)こと。 二十歳 未 満 \mathcal{O} 精 神 疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制 が 整 備 言れ 7 る
- (7) 二十歳 未 満 の精 神 疾 患 を有 す る患者に 対する療養を行うにつき十分な構造設備 を有 てい る

十六 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

こと。

(1) 精神療養病棟入院料の施設基準

1 主とし て長期の 入院を要する精神疾患を有する患者を入院させ、 精神 病棟を単位として行

う ŧ \mathcal{O} で あること。

口 退 院 調 整 を 担当する者 が 配 置 され てい ること。

医 療 法 施 行 規 則 第 十 九 条 第 項 第二 号に定め る 看 護 師 及 び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 が 配

置され 7 7 ること。

=当該 病 棟 を有する保 険 医 療 機関 にお **(**) て、 常勤 \mathcal{O} 精 神 保 健指定医が二名以 上 配 置 さ れ、 カン

該 病 棟 に 専 任 0) 常 勤 精 神 科 医 が 名以 上配 置され てい ること。

ホ 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看護を行う看護 職 員 、及び看 ī護補: 助を行う看護補 助者 \mathcal{O} 数 は、

時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数 が + 五. 又は そ \mathcal{O} 端数を増すごとに一以上であること。 ただ

当

該

病

棟

に

お

1

て、

日

に

看

護を行

ごう看

護

職

員

及

び

看

護

補

助

を行う看

護

補

助

者

が

本

文

に

規

定

常

す る 数 に 相 当す る 数 以 上 で あ る場 合に は、 当 該 病 棟 に お け Ź 夜 勤 を 行 う 看 護 職 員 及 び 看 護 補

助 者 \mathcal{O} 数 は 本 文 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 看 護 職 員 を含 む二以 上であ ることとす る。 な お、

主 کے L て 事 務 的 業 務 を 行 う看 護 補 助 者 を 含 む 場 合 は、 日 に 事 務 的 業 務 を行う看 護 補 助 者 \mathcal{O}

数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患者 \mathcal{O} 数 が 百 又 は そ \mathcal{O} 端 数を 増 すごとに一 に · 相 当す る 数 以

であること。

当 該· 病 棟にお いて、 看 ɪ護職] 員及び看護補 助 者 の最 小必 要数 の五 割以上 が 看 護職 員 てあるこ

کے

当該 病 棟 に お いて、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 *の* 割 以上 が 看 護 師 であること。

1

チ 精 神 療 養を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され 7 () ること。

精 神 療 養 を行うにつき十分な構 造 設備 を有 していること。

IJ

(2)重 症 者 加 算 1 \mathcal{O} 対 象 患 者 0 状 態

G A F 尺度による 判定が三十以下であること。

(3) 重症 者 加 算 2 0 対象患者 \mathcal{O} 状 態

G A F尺度に よる判 :定が 四十以下であること。

(4) 重 症 者 加 算 1 0 施設 基 潍

該 地 域 に お け る精 神科 救急 医 療体 -制の: 確保に協力してい る保険医 療機関であること。

(5)退 院 調 整 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 淮

1 当 該 保 険 医 療 機関 に お 1 て、 入院患者 Iの退 院に係る支援に関する部門 が設置されてい るこ

<u>ک</u> 。

口 退 院 調 整 を行うにつき必要な 体 制 が 整 備されていること。

(6)精 神 保 健 福 祉 士 配 置 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 当該 病 棟 に 専 従 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が 名以上 配置されていること。

口 入院 患者の退院が 着実に進められ てい 、る保険 医療機関であること。

十八 認知症治療病棟入院

料

 \mathcal{O}

施

設

基

準

(1) 通 則

主と L 7 急性 期 \mathcal{O} 集中 的 な治 療を 要する認 知 症 患 者を入院させ、 精神 病 棟を単位とし て行う

ものであること。

② 認知症治療病棟入院料1の施設基準

1 当該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看護を行う看護 職員 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当該 病 棟 0) 入院 患者 \mathcal{O} 数 が

<u>二</u> 十 · 文 は そ \mathcal{O} 端数、 を増すごとに一以上であること。 ただし、 当該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護

を行 る 夜 ごう看 勤 を行 護 う 職 看 員 護 \mathcal{O} 職 数 が 員 本 \mathcal{O} 文に 数 は 規定 本 す 文 うる数 \mathcal{O} 規 に 定 に 相 当す か か る数以 わ らず、二以上 上で あ る場合 **全** に 護 は、 補 助 者 当 が 該 夜 病 勤 棟 を 12 行 お う け

場 合 に お 1 7 は 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 以 Ŀ であ ることとする。

口 当 該 病 棟 12 お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 の 二 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

当 該 病 棟 に お 1 て、 日 12 看 護 補 助 を 行 う看 護 補 助 者 \mathcal{O} 数 は 常 時 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者

 \mathcal{O} 数 が 三 十 五. 又 は その 端 数 を 増すごとに一 以 上で あ ること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 1 て、

日 に 看 護 補 助 を行 う看 護 補 助 者 が 本文 に 規 定す Ś 数に 相 当する数以 上 で あ る場 合 に は 当 該

病 棟 12 お け る夜勤を行う看護補助者 -の 数 は、 本文 0 規定にか カュ わらず、 二以上 (看護職 員 が

数 な 夜 助 以 勤 者 お を \mathcal{O} 行う場 で 数 主とし は ること。 合に 常 て 事 時 務 お 的 当 1 該 業 て は、 務 病 を 棟 <u>ー</u>か 行 \mathcal{O} う 入 院 看 5 当 護 患者 補 該 助 看 \mathcal{O} 者 数 護 を が 職 含 員 \mathcal{O} 百 む 又 場 数 は 合 を 減じ そ は、 \mathcal{O} 端 た 数以 数を 日 に 増 上 事 すごとに 務 で 的 業 あることとする。 務 を に 行う看 相 当 す 護 補

(3)認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 2 \mathcal{O} 施 設 基 淮

下

あ

1 三十 を行 る 夜 当該 !う看 · 又 は 勤 を行 病 そ 護 棟 う 職 \mathcal{O} に 端数 看 員 お 護 1 \mathcal{O} 数 て、 職 を増すごとに一以上であること。 が 員 本 \mathcal{O} 文に 数 日 は に 規定 看 護 本 を行う 文 する数に \mathcal{O} 規 定 看 護 12 相 か 当する数以 職 か 員 わ 0) 数は、 5 ただ ず、 上で し、 常 以 ある場合 当 時 上で 該 当該 病 あることとする。 棟 に 病 に は 棟 お 0) 1 入院 当 て、 該 患者 病 棟 日 に 12 0) 数 お 看 が 護 け

口 当 該 病 棟 に お 1 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要 数 \mathcal{O} 割 以 上 が 看 護 師 で あること。

ハ \mathcal{O} L 数 当該 常 7 時 が 事 務 病 + 当 的 棟 該 業 に 五. 務 又 病 お を は 棟 1 \mathcal{O} 行 そ て、 う 0 入 院 看 端 患者 護 数 日 補 を 12 増 \mathcal{O} 助者 看 数 護 すごとに が二 を含む 補 助 百 を 又はその端数を増すごとに一 場 行 合 に う 看 は 相 当 護 す 補 Ź 日 助 に 数 者 事 以 \mathcal{O} 務 数 上 的 で は 業務 あ ることとす 常 を 時 に 行う 当 相当す 看 該 Ź。 護 病 る数以下 補 棟 助 な \mathcal{O} 者 お 入 院 \mathcal{O} で 数 主 患 あ لح は

(4)退 院 調 整 加 算 \mathcal{O} 施設 基 潍

ること。

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 入 院 患 者 \mathcal{O} 退 院 に 係る支援 に 関 す る部 門 が .. 設 置さ れ 7 V るこ

と。

口 退 院 調 整 を行うにつき必 要な 体 制 が 整 備さ れ 7 いること。

(5) 認知症夜間対応加算の施設基準

当 該 病 棟 に お け る 夜 勤 を 行う 看 護 補 助 者 Iの 数 が三以 Ĺ **全** 護職員が 夜勤を行う場合におい て

は、三から当該看護職員の数を減じた数以上)であること。

十九 特定一般病棟入院料の施設基準等

(1) 特定 般 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す んる厚 生労働 大臣 一が定 める地: 域

別表第六の二に掲げる地域

(2) 特定一般病棟入院料1の施設基準

1 般 病 棟 (診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定方法 第 号ただ L 書 に 規定 す Ź 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 治指定 す る

院の病棟を除く。)であること。

口 当 該 病 棟 12 お 1 て、 日 に 看護 を行う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 は 常 時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が

十三又 は そ \mathcal{O} 端 数 を増すごとに一以 上で あ ること。 ただ し、 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看 護

を行 う 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 が 本 文に 規定 す うる数 に 相 当す る数以上で あ る場 **愛合に** は 各 病 棟 に お け

夜勤 を行う看 護職 員 0 数は、 本 文の 規定 に カゝ カゝ わらず、 二以上であることとする。

- 当該 病 棟 に お 7 て、 看 護 職 員 \mathcal{O} 最 小 必 要数 \mathcal{O} 七 割 以 上 が 看 護 師 で あ ること。
- 二 看 護 職 員 及 び 看 護 補 助 者 \mathcal{O} 労 働 時 間 が 適 切 な Ł \mathcal{O} で あ ること。
- ホ 夜 勤 に 0 1 7 は 看 護 師 を含 む 以 上 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 看 護 職 員 が 行うこと。
- 病 棟 現 に \mathcal{O} 見 看 Þ 護 を行 す 7 場 ってい 新に る 掲示して 病 棟ごと 1 ること。 \mathcal{O} 看 護 職 員 \mathcal{O} 数 と当 該 病 棟 \mathcal{O} 入院 患者 の数との 割合を当

該

1 及 び 及び に 当該 計 算 注 3 さ 9 病 (入院 れ 0) 棟 規 定 た \mathcal{O} した ŧ 入 に 院 \mathcal{O} より 患者 に 日 . 限 か 療 る。 5 \mathcal{O} 平均 起算 養 病 (3)棟 在 \mathcal{O} して5 院 入 院 ノヽ に 日 〕 日 ま 数 基 お 本 1 (保険診療に係る入院患者 て 同 で 料 \mathcal{O} 1 ľ 0) 期 例 間 により算定 に 限る。 が二十四 日 し を算定 以内 てい (短期滞在 で してい る患者を除く。 あること。 る患者 手術等基 注 を基 7 本 本 料 礎 文 1

(3)

特

定

般

病

棟

入

院

料

2

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

- 1 を行 夜 + 勤 当該 五. を う看 又 行 は 病 う 護 そ 棟 看 職 \mathcal{O} に 端 護 お 員 職 数 \mathcal{O} 1 を増 数が 員 て、 \mathcal{O} 数 本 すごとに 文に は、 日 12 規定 本 看 文 __ 護 以 \mathcal{O} す を る数 行 規 上 定 で う あ 看 に に 相 護 か ること。 当す カン 職 わ 員 る数以 らず、 \mathcal{O} ただ 数 は 上で 二以 し、 常 上 あ 当 時 一であ る場 該 当 病 ることとする。 合 該 棟 に 病 に は、 棟 お 1 \mathcal{O} 各病 て、 入 院 棟 患 に 者 日 お に \mathcal{O} け 数 看 る 護 が
- 口 当該 当 該 病 病 棟 棟 \mathcal{O} に 入 お 院 11 患者 て、 の平均在 看 護 職 員 院 \mathcal{O} 日 最 · 数 が 小 必 . 六 十 要数 日 \mathcal{O} 以 匹 内 割 以上 であること。 が 看 護 師 で あること。

- ニ ②のイ、二及びへを満たすものであること。
- (4)般 病 棟 看 護 必 要 度 評 価 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準
- 1 特 定 般 病 棟 入 院 料 1 12 係 る 届 出 を 行 0 た 病 棟 で あること。
- 口 当 該 加 算 を算定 する 患 者 に つ ١, て 測 定 L た 般 病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医 療 · 看 護必 要度 の結果
- (5) 特定一般病棟入院料の注7に規定する施設基準

に基づき、

当

該

病

棟

に

お

け

る当

該

看

護

必

要度

 \mathcal{O}

評

価

を行

って

()

ること。

- イ 病室を単位として行うものであること。
- 口 般病 棟 用 \mathcal{O} 重 症 度、 医療 看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病室 で
- あること。
- ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 在宅 復 帰 支援 を 担 当す る者 が 適 切 に 配 置 さ れ 7 1 ること。
- =当該 病室を 含 む 病 棟 に 常 勤 \mathcal{O} 理学 · 療 法 士, 作 業 療法 士 又は 言 語 聴覚 士 が 名以 上 配配 置 され
- ホ データ提出加算の届出を行っていること。

て

V)

ること。

- ピ 心 リテ 大 血 1 管 疾 シ 患 日 IJ ン 料、 ノヽ ピ 運 IJ テ 動 器 1 IJ シ ハビ 彐 ン リテ 料、 脳 血 シ 管 日 疾 ン 患等 料、 呼 ij 吸器 ハビリテー リハビリテ シ 彐 ĺ ン 料、 シ 日 ン 廃 料又 用 症 は 候 が 群 λ IJ
- 患者リハビリテー シ 彐 ン料に係る届 出を行 った保険医療 機関であること。

- 1 地 域 包 括 ケア 入院 医 療 を行うにつき必 要な 体 制 を有 L ていること。
- チ 地 域 包 括 ケア 入 院 医 療 を行 らに つき必 要な 構 造 設 備 を有い ていること。
- IJ 当 該 病 室 に お 1 て、 退 院 患 者 に占 8 る、 自 宅 等 に 退院 する ŧ 0 0 割 合が七割以上であるこ

کے

一十 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準等

- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- 1 主とし て精神疾患に より長期に 入院していた患者であって、 退院に向けた集中的な支援を

特に 必要とするも のを入院させ、 精 神病 棟を単位として行うものであること。

口 医 療法 施 行規則第十 九条第二 項第二号に定める看護師 及び 准 着 護 師 \mathcal{O} 員数以上の 員数が 配

置されていること。

- ハ 当該 病 棟 を有する保 険 医療 機関 に お 7 て、 常勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定医が 一名以 上配 置 さ ħ カン
- 当該 病 棟 に 専 任 0 常 勤 精 神 科 医 が 名以 上 配 置 され ていること。
- 二 当 該 病 棟 に お 1 て、 日 に 看護 を行 う 看 護 職 員 看 護 補 助 を行う看 護 補 助 者、 作 業 療法士
- 及び 精 神 保 健 福 祉 士 0 数 は、 常時、 当 該 病 棟 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 数 が 十 五 又は そ 0 端 数 を増 すごと
- に 以上で あること。 ただし、 当 該 病 棟 に お 7 て、 日 に 看 護 を行 ごう看 護 職 員、 看 補 助
- 行う看護補 助者、 作業療法士及び精神保 健福 祉 士が 本文に規定する数に相当する数以上であ

福 る L 常 場 7 祉 合 時 事 士 に 務 \mathcal{O} 当 は、 的 数 該 業 は 当 務 病 該 を 棟 本 行 文 病 \mathcal{O} う 棟 \mathcal{O} 入 院 看 規 に 患 護 お 定 者 補 け に る \mathcal{O} 助 か 数 夜 者 か が を わ 勤 含 を 5 ず、 む 行 百 う 又 場 は 合 看 看 そ は 護 護 \mathcal{O} 職 職 端 員 員、 数 日 を 12 を 看 増 含 事 護 すごとに一 務 補 む 的 助 以 者、 業 務 上 を で 作 に 行う あ 業 ること。 相 療 当す 看 法 護 士 る 補 及 数 な び 助 以 者 精 お 下 神 \mathcal{O} で 数 保 主 あ لح 健 は

ホ \mathcal{O} 六 当該 割 以 病 上 棟 が に お 看 護 ** \ て、 職 員、 看 護 作 業 職 療法 員、 看護 士 又 は 補 助者、 精 神 保 健 作 業療 福 祉 士 法 士及び精 であること。 神保 健 福 祉 士 の 最 小 必 要数

ること。

が 当該 看 護 職 病 棟 員 数 に を お 上 1 て、 口 [る場 看 合 護 12 職 は 員 看 護 作 業 職 員 療 数) 法 士 及 の <u>ニ</u> び 割 精 神 以 É 保 が 健 看 福 護 祉 師 士 で 0) 最 あ ること。 小 必 要数 (当該 必 要数

1 上 当 配 該 置 病 さ 棟 れ に 7 専 1 従 ること。 \mathcal{O} 精 神 保 健 福 祉 士 が二 名 以 Ĺ (入 院 患 者 数 が 几 + を 超 える 場 合 は三 名 以

IJ チ 当 精 該 神 保 疾 患 険 医 を 有 療 す 機 る患 関 に お 者 \mathcal{O} 1 退 7 院院 入 に 院 係 る支援 患 者 \mathcal{O} を行り 退 院 うに に 係 る支 つき十 援 · 分な に 関 体 す る 制 部 が 整 門 備 が 設 さ ñ 置 さ 7 *(*) れ 7 ること。 7 るこ

と。

 \mathcal{O}

数

が

減

少

ĺ

7

い

ること。

ヌ 長 期 \mathcal{O} 入 院 患 者 \mathcal{O} 当 該 病 棟 か 5 \mathcal{O} 退 院 が 着 実に 進 λ で お り、 当該 保険 医療 機関 \mathcal{O} 精 神 病 床

ル 精 神 障 :害者 \mathcal{O} 地 域 生活 を支援す る 関 係 機関等 لح \mathcal{O} 連 携 を有 L ていること。

(2) 重症者加算1の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

(3) 重症者加算2の対象患者の状態

GAF尺度による判定が四十以下であること。

(4) 重症者加算1の施設基準

当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救急 医療体制 \mathcal{O} 確保に協力している保険医療機関であること。

第十 短期滞在手術等基本料の施設基準等

一通則

短 期 滞 在 手 術等基 本 料 を算定する手 術 等 は、 別 表 第 + に 掲 げるも のとすること。

一 短期滞在手術等基本料1の施設基準

(1) 局 所 麻 酔 に ょ る 短 期 滯 在 手 術 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 されていること。

(2)短 期 滯 在 手 術 を行 うに 0 き回 [復室そ 0 他 適 切 な 施 設 を有 して 1 ること。

(3) 当 該 口 復 室 に お け る 看 護 師 \mathcal{O} 数 は、 常 時、 当 該 口 復室 \mathcal{O} 患者 \mathcal{O} 数が 四又はその端数を増すご

とに一以上であること。

三 短期滞在手術等基本料2の施設基準

- (1)全 身 麻 酔 硬 膜 外 麻 酔 又 は 脊 椎 麻 酔 に ょ る 短 期 滞 在 手 術 を行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ
- ていること。
- (2)短 期 滞 在 手 術 を 行 う 12 0 き適 切 な 施 設 を 有 L 7 1 ること。
- 兀 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 除 外 薬 剤 注 射 薬

別表第五の一の三に定めるもの

第十一 経過措置

看 護 職 員 \mathcal{O} 確 保 が 特 に 木 難 であ ると 認 8 5 れ る保 険 医 療 機 関 に 0 V 7 は 第 五. \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} (2) \mathcal{O}

規定 に か か わ 5 ず、 当 分 \mathcal{O} 間 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ ることが できる。

当 分 \mathcal{O} 間 は 第 九 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 中 \neg 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 とあ る \mathcal{O} は 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \bigcirc 員

数

同

令

第

五

+

条

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

適

用

を

受

け

る

間

ک

 \mathcal{O}

規

定

12

ょ

り

有

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

医

師

 \mathcal{O}

員

数

以

上 \mathcal{O} 員 数) と 第 九 \mathcal{O} + 几 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ハ 及 び 第 九

 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} \equiv \mathcal{O} (2)中 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 لح あ る \mathcal{O} は 医 師 \mathcal{O} 員 数 以 F. \mathcal{O} 員 数 同 令 第 兀 +九

条 及 び 第 五 + 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を受 け る 間 そ れ ぞ れ n 5 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1) 有 L な け れ ば な 5 な 1 医

師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数) と 第 九 \mathcal{O} + 兀 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ノヽ 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} \mathcal{O} (1) \mathcal{O}

二、 第 九 \mathcal{O} + 五 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} (3)及 てバ 第 九 \mathcal{O} + 六 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ノヽ 中 看 護 師 及 び 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 لح

あ る \mathcal{O} は 看 護 師 及 U 准 看 護 師 \mathcal{O} 員 数 以 上 \mathcal{O} 員 数 **(**医 療 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る省・ 平

適 成 十三 用 を受け 年 厚 生 る 間 労 働 省 令 \mathcal{O} 規 第 八 定 に 号) ょ 附 n 有 則 第 l な + け れ 条 ば \mathcal{O} 規 な 5 定 な \mathcal{O} 適 1 看 用 を 護 受 師 け 及 る び 准 病 院 看 護 12 あ 師 \mathcal{O} 0 7 員 数 は 以 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 員 規 定 数 \mathcal{O}

」とする。

三 正 病 病 す 院 区 棟 平 分 る件 成二十六年三月三十一 入 入 番 院 院 号 基 基 平 本 本 A 成二十 料 料 1 を算定 七 0 対 0 六 \mathcal{O} す 入 院 注 年 Ź 厚 8 に 生 病 日 基 労 規 本 棟 12 定 働 料 に お 省告 す 若 限 1 る る。 7 L 特 < 示 現 第 (C 定 は 患 保 五 +に 者 + 入 対 険 院 を 七 医 号) す 7 入 療 う。 Ź 院 機 に 特 基 関 定 ょ 本 が に る 患 料 地 改 方 者 0 V) 特 厚 正 診 定 生 て 前 機 局 は \mathcal{O} 療 診 報 長 能 等 当 療 酬 病 分 報 院 に \mathcal{O} 算 届 \mathcal{O} 膕 入 院 間 定 け \mathcal{O} 算 方 出 基 医 定 法 本 た 方 料 病 療 \mathcal{O} 区 法 棟 又 部 分 は 别 3 表 を 尃 門 般 第 改

兀 院 五. 届 平 出 入 \mathcal{O} 院 成二 を 五 行 基 \mathcal{O} + (1)0 本 料 て 八 \mathcal{O} 年三 11 \mathcal{O} イ \mathcal{O} る 般 月三 (1)病 \mathcal{O} 棟 病 + 棟 4 に 又 \mathcal{O} 0 は 71 七 日 第 て 対 に は 五 ___ お 入 1 \mathcal{O} 六 院 同 7 年 基 \mathcal{O} 現 12 (2)本 九 料 \mathcal{O} 月 \equiv 般 1 又 + \mathcal{O} は 病 (4) 日 車 棟 に ま 門 入 該 院 で 病 当 \mathcal{O} 院 基 す 間 本 入 る 院 料 に ŧ 基 限 \mathcal{O} り、 本 \mathcal{O} 七 料 対 み 第 \mathcal{O} な 七 入 Ŧī. 院 対 \mathcal{O} 基 \mathcal{O} 入 本 (1)院 料 \mathcal{O} 基 本 特 イ 料 定 \mathcal{O} 4 12 機 能 係 第 る 病

4

な

1 若 若 平 成 < < は + は 2 又 2 八 年三 は 特 月三 専 定 菛 機 + 病 能 院 病 入 院 日 院 入 に 基 院 お 本 基 1 料 本 7 \mathcal{O} 料 現 注 に 3 に 般 般 規 病 病 定 棟 棟 です に 入 る看 限 院 る。 基 護 本 必要 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 度 注 注 加 5 6 算 に に 規 規 1 若 定 定 す す L くは る る 看 看 2 護 護 に 必 必 . 係 要 要 る 度 度 届 加 加 出

五.

を 施 行 設 基 0 7 準 等 (3)1 第 る \mathcal{O} 病 五 棟 \mathcal{O} に \mathcal{O} 0 1 (4)7 \mathcal{O} は 口 \mathcal{O} 2 同 若 年 九 し 月三十 < は ノヽ \mathcal{O} 日 2 ま で 第 \mathcal{O} 間 五. \mathcal{O} に 限 五. り、 \mathcal{O} (4)そ \mathcal{O} れ 口 ぞ \mathcal{O} (2)れ 若 改 L 正 < 後 は \mathcal{O} 基 ハ \mathcal{O} 本 2 診 又 療 は 料 第 0

六 平 成二十 八 年三 月三十 __-日 に お 1 7 現 12 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 2 に · 係 る 届 出 を 行 0 7 7 る 病 棟 に

五

 \mathcal{O}

六

 \mathcal{O}

口

 \mathcal{O}

2

若

L

<

は

ノヽ

 \mathcal{O}

2

に

該

当

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

4

な

0 () て は 同 年 九 月三十 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 第 五 \mathcal{O} \equiv \mathcal{O} (1) \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 4 に 該 当す る ŧ \mathcal{O} لح み な

七 に 平 0 成二十 7 て は 八 年三 同 年 九 月三十一 月三十 日 日 ま 12 で お \mathcal{O} 1 7 間 に 現 に 限 り、 急 性 第 期 八 看 \mathcal{O} 護 補 七 の 三 助 体 \mathcal{O} 制 (1) 加 算 \mathcal{O} に ^ に 係 る届 該 当 す 出 るも を行 \mathcal{O} 0 てい とみ な る 病 す。 棟

八 0 平 1 成二 7 は + 同 八 年三月三十 年 九 月三十 __-日 ま 日 で に \mathcal{O} お 間 1 7 に 限 現 12 り、 看 第 護 八 職 \mathcal{O} 員 七 夜 間 \mathcal{O} 兀 配 置 \mathcal{O} (1)加 算 \mathcal{O} = に 12 係 該 る 当 届 す 出 る を ŧ 行 0 \mathcal{O} کے 7 4 1 な る す。 病 棟 12

同 年 九 月 \equiv + 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 第 八 \mathcal{O} 十三 \mathcal{O} (1) \mathcal{O} ノヽ に 該 当す る ŧ \mathcal{O} لح 4 な す。

九

平

成二

+

八

年

兰

月三十

--

日

に

お

1

7

現

に

看

護

補

助

加

算

に

係

る

届

出

を

行

0

7

1

る

病

棟

に

0

1

7

は

十 行 準 た を 平 0 L 7 満 て 成 た 1 1 + L る る 治 八 て ŧ 年三月三 1 療 \mathcal{O} 室 に る に 限 ŧ つい る。 \mathcal{O} 十 に て 限 __-は る。 日 特 に 定 同 お 年 集 1 救 7 九 中 現 月三十 命 治 療 救 に 室 急 救 日 管 入 命 ま 理 院 救 で 料 料 急 \mathcal{O} 入 1 4 間 院 又 (特 料 12 は 限 特 定 2 り、 定 集 中 特 集 第 中 定 治 九 治 療 集 の 三 の 室 中 療 管 室 治 管 理 療 (1) 理 料 室 管 料 \mathcal{O} 1 1 2 \mathcal{O} 理 \mathcal{O} に 施 料 (5) 係 設 1 に 基 \mathcal{O} る 該 施 準 届 当す 出 を 設 を 潚 基

る

ŧ

 \mathcal{O}

とみ

な

+ を 基 満 行 た 潍 平 0 を L 成二十 7 満 7 た 1 1 る る 治 八 7 Ł 年三 療 \mathcal{O} 1 室 る 12 月 12 限 4 三十 0 る。 \mathcal{O} 1 12 限 7 は る。 日 特 に 定 お 同 集 年 1 7 九 中 救 現 月 治 命 \equiv 12 療 救 + 室 急 救 命 日 管 入 院 ま 理 救 で 料 急 料 \mathcal{O} 入 3 4 間 院 又 に 特 料 は 特 限 定 2 り、 定 集 特 集 中 定 第 中 治 治 九 集 療 中 療 室 \mathcal{O} 三 治 室 管 \mathcal{O} 管 理 療 室 (1)理 料 料 管 3 \mathcal{O} ハ 理 4 \mathcal{O} 料 12 \mathcal{O} 施 4 係 設 3 に る 基 \mathcal{O} 施 該 届 準 当 出 を 設

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

とみ

な

る 病 \mathcal{O} 院 届 口 \mathcal{O} 出 亚 入 院 成 (5) を 行 基 第 + 0 本 7 八 五 料 年三 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} る 五. 月三十 般 \mathcal{O} 病 (1)棟 病 \mathcal{O} 12 棟 1 0 \mathcal{O} + 日 \mathcal{O} 1 に 2 7 対 お \mathcal{O} は 入 5 1 又 院 亚 て 成 現 は 基 に 第 本 +五. 料 般 \mathcal{O} 九 又 年三 六 は 病 \mathcal{O} 車 棟 入院 (2)月 門 \equiv \mathcal{O} 病 + 院 基 口 \mathcal{O} 本 __ 入 院 料 (5)日 12 基 \mathcal{O} ま + 該 で 本 当 料 対 \mathcal{O} す 間 \mathcal{O} る + 入 に 院 ŧ 限 対 り、 基 \mathcal{O} ___ لح 本 入 4 第 院 料 な 五. 基 特 本 \mathcal{O} 定 料 機 \mathcal{O} に 係 (1)能

医 に 療 該 当 機 平 す 関 成 <u>二</u> 十 る に t 0 \mathcal{O} 1 八 کے 7 年 4 は、 な 月 す。 平 __ 成二 日 12 + お 九 1 年 7 三 現 月三 12 総 + 合 入 院 日 ま 体 で 制 \mathcal{O} 加 間 算 に 1 限 又 り、 は 2 そ に れ 係 ぞ る 届 れ 第 出 八 を \mathcal{O} 行 0 \mathcal{O} 7 (1)1 る 又 保 は (3)険

兀 る 病 れ 院 届 般 出 平 入 院 病 を 成 棟 行 基 + 入 0 本 院 7 料 八 年三 基 \mathcal{O} 11 本 る 月 料 般 病 三十 \mathcal{O} 棟 病 + 棟 許 対 \mathcal{O} 七 可 日 入 病 対 に 院 床 お 入 基 数 1 本 が 院 7 料、 基 現 に 百 本 特 床 料 ___ 定 般 未 又 機 満 は 病 能 車 棟 \mathcal{O} 保 門 病 入 院 院 険 病 入 院 基 医 院 療 本 入 基 院 料 機 本 関 基 \mathcal{O} 料 七 に 本 対 \mathcal{O} 限 料 る。 \mathcal{O} 般 七 入 病 対 院 基 棟 で __ 本 \mathcal{O} 入 あ + 0 院 料 て、 対 基 特 本 そ 入 定 料 院 れ に 機 基 ぞ 係 能

十

平 本 料 成 三十 又 は 年三 車 門 月 病 三 十 院 入 院 __ 日 基 本 ま で 料 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 + 12 対 限 り、 入 院 第 基 本 五 料 \mathcal{O} に \mathcal{O} 係 (1)る 届 \mathcal{O} 出 イ を \mathcal{O} 4 同 時 第 に 行 五 \mathcal{O} わ な 五. \mathcal{O} 1 (1)t 0 \mathcal{O} 1 に 0 \mathcal{O} 1 (1)7 \mathcal{O} は、 4 又

十 五 改 正 前 \mathcal{O} 基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等 別 表 第 六 0 に 規定 す る 地 域 に 所 在 す る 保 険 医 療 機 関 で あ

は

第

五.

 \mathcal{O}

六

 \mathcal{O}

(2)

 \mathcal{O}

1

 \mathcal{O}

4

中

割

五.

分

以

上

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

割

 \equiv

分

以

上

とする。

0 て、 平 成二十八 年 月一 日 に お 1 て 現 (C 緩 和 ケ ア 診 療 加 算 \mathcal{O} 注 2 栄 養 サ ポ 1 1 チ A 加 算 \mathcal{O}

注 2 褥よ 瘡き ハイリ スク患者ケア加 算 \mathcal{O} 注 2 旧 算 定 方 法 別 表 第 区 分 番 号 A 2 3 8 に 掲 げ る 退

院 調 整 は 加 算 \mathcal{O} 注 正 3 地 域包括 ケア 病 棟 入 院 料 か \mathcal{O} か 注 わ 2 ず、 特 定 般 病 棟 入 院 料 に 係 る 届 出 を行 0 て 限 1

な お 従 前 改 \mathcal{O} 例 後 12 ょ る 別 こことが 表 第 六 の 二 できることと 0) 規 定 に Ļ 旧 算 定 方 平 法 別 成 三十 表 第 年三月三十 区 分 番 号 Α 2 3 8 12 間 掲 げ る 退

5

日

ま

で

 \mathcal{O}

に

V)

る

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

院 調 整 加 算 \mathcal{O} 注 3 に 係 る 届 出 を行 0 7 1 る ŧ \mathcal{O} は 改 正 後 \mathcal{O} 退 院 支 援 加 算 \mathcal{O} 注 5 に 該 当す る Ł 0

と み な す。

别 表 第 か 6 別 表 第 + 兀 ま で を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 め る

別 表 第 地 域 歯 科 診 療 支 援 病 院 歯 科 初 診 料 に 係 る 手 術

J 0 1 6 腔分 底 性 手 術

J

0

1

3

 \Box

腔分

内

消

炎

手

術

顎

炎

又

は

顎

骨

骨

髄

炎等に

限

る。

悪 腫 瘍

J

0

1

8

舌

悪

性

腫

瘍

手

J031 口唇悪性腫瘍手術

J032 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除

術

J035 類 粘膜悪性腫瘍手術

J036 術後性上顎嚢胞摘出術

J039 上顎骨悪性腫瘍手術

J042 下顎骨悪性腫瘍手術

J043 顎骨腫瘍摘出術

J066 歯槽骨骨折観血的整復術

J068 上顎骨折観血的手術

J069 上顎骨形成術

J070 類 骨骨折観血的整復術

J072 下顎骨折観血的手術

J 0 7 2 2 下 顎 関 節 突起 骨 折 観 <u>́ш</u>. 的 手術

J075 下顎骨形成術

J076 顔面多発骨折観血的手術

J087 上顎洞根治手術

精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 を算 定 す る 患 者

救

命

救

急

入

院

料

広

範

囲

熱

傷

特

定

集

中

治

療

管

理

料

に

限 る。

を算

定する患

者

三 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料 に 限る。 を算定する患者

兀 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を算 定す る 患 者

五 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 を算定、 する患 者

六

総

合

周

産

期

特

定

集

中

治

療

室

管

理

料

を算

定

す

、る患が

者

七 新 生 涀 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 · を算 定 す Ź 患者

八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

九 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

+ 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 . を算 定す る 患 者

十 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 を算 定 す る 患 者

十 二 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 を 算 定す る 患 者

十三 緩 和 ケ T 病 棟 入 院 料 · を算 定す る 患 者

十四四 精 神 科 救 急 入 院 料 を 算 定 する 患 者

十五 精 神 科 救 急 合併 症 入院 料を算定する患

十六 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十七 児 童 思 春 期 精 神 科 入 院 医 療 管 理 料 を 算 定 す る 患 者

十八 精 神 療 養 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

十八 \mathcal{O} 地 域 移 行 機 能 強 化 病 棟 入 院 料 を 算 定 す Ź 患 者

十九 般 病 棟 般 病 棟 入 院 基 本 料 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 般 病 棟 に 限 る。 又 は 専 門 病

院 入 院 基 本 料 を 算 定す る 病 棟 を除 <_ に 入 院 L た 日 か 5 起 算 L て 九 + 日 を 超 えて 入 院 L 7 11 る

患 者 で あ 0 て、 医 科 点 数 表 第 章 第 部 第 節 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 厚 生 労

働大臣の定める状態等にあるもの

一十 般 病 棟 に 入 院 た 日 カン 5 起 算 L 7 九 + 日 を 超 え て 入 院 L 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 医 科 点 数 表

第 1 章 第 2 部 第 1 節 般 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 11 特 定 機 能 病 院 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 9 又 は 専 門 病 院 入

院 基 本 料 \mathcal{O} 注 8 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 1 \mathcal{O} 例 に ょ り 算 定 し て 1 る 患 者

十 認 知 症 治 療 病 棟 入 院 料 を 算 定 L て 1 る 患 者

二 十 二 短 期 滯 在 手 術 等 基 本 料 1 及 び 3 入 院 L た H か 5 起 算 L て 5 日 ま で 0) 期 間 に 限 る。 を算

定している患者

別 表 第 \equiv 看 護 配 置 基 準 \mathcal{O} 計 算 対 象とし な 1 治 療 室 病 室 又 は 専 用 施 設

一 救命救急入院料に係る治療室

- 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室
- \equiv ノヽ 1 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室
- 匹 脳 卒 中 ケ T ユ = ツ 1 入 院 医 療 管 理 料 12 係 る 治 療 室
- 五 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る 治 療 室
- 六 新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 12 係 る 治 療 室
- 七 総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 に 係 る治 療 室
- 八 新 生児 治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室
- 九 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 に 係 る 治 療 室
- + 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 1 に 係 る 口 復 室
- 十 外 来 化 学 療 法 加 算 12 係 る 専 用 施 設
- 別 表 第 兀 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 状 態 等 に あ る 患 者
- 難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 を 算 定 す る 患 者
- 重 症 者 等 療 養 環 境 特 别 加 算 を 算 定 す る 患 者
- \equiv 重 度 \mathcal{O} 肢 体 不 自 由 者 脳 卒 中 \mathcal{O} 後 遺 症 \mathcal{O} 患 者 及 び 認 知 症 \mathcal{O} 患 者 を除 < ` 脊 髄 損 傷 等 \mathcal{O} 重 度

障 害 者 脳 卒 中 \mathcal{O} 後 潰 症 \mathcal{O} 患 者 及 び 認 知 症 \mathcal{O} 患者 を除 重 度 \mathcal{O} 意識 障 害 者、 筋 ジ ス 1 口 フ

イー患者及び難病患者等

熊

にある患者

五. 観 血. 的 動 脈 圧 測 定 を 実 施 L て 1 る 状 態 12 あ る 患 者

六 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ

IJ テ シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料 を 実 施 L 7 1 る

状 態 に あ る 患 者 患 者 \mathcal{O} 入 院 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L 7 百 八 + 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 る

七 F V 法 又 は 胸 腔分 若 < は 腹 腔分 \mathcal{O} 洗 浄 を 実 施 L て 1 る 状 態 に あ る 患

者

八 頻 口 12 喀な 痰たん 吸 引 及 び 干 渉 低 周 波 去 痰たん 器 に ょ る 喀ぐ 痰たん 排 出 を 実 施 L て 1 る 状 態 に あ る 患者

九 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 患 者

+ 人 工 腎 臓 持 続 緩 徐 式 血. 液 濾る 過 又 は 血 漿よっ 交 換換 療 法 を 実 施 L 7 1 る 状 態 に あ る

十 全 身 麻 酔 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{L} れ 12 潍 ず る 麻 酔 を 用 1 る 手 術 を 実 施 L 当 該 疾 病 12 係 る 治 療 を 継 続 L て 1

る 状 態 当 該 手 術 を 実 施 L た 日 カン 5 起 算 L て三 + 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 る に あ る 患 者

別 表 第 五. 特 定 入 院 基 本 料 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 注 6 \mathcal{O} 点 数 及 び 有 床 診

療 所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 に 含 ま れ る 画 像 診 断 及 び 処 置 並 び にこ れ 5 に 含 ま れ な 1 薬 剤 及 び 注 射 薬

一 これらに含まれる画像診断

写 真 診 断 単 純 撮 影 <u>(</u>エ ツ ク ス 線 診 断 料 12 係 る t (T) に 限 る。 に 限 る。

撮影 (単純撮影 <u>ニ</u> ツ クス線診 断 料 に係るも \mathcal{O} に . 限 る。 に限る。

これらに含まれる処置

創傷 処置 (手術 日 から起算して十四 日 以 内 の患者に対するものを除く。)

喀痰吸引

.

摘

便

酸素吸入

皮膚科軟膏が

膀胱洗浄皮膚科軟膏処置

留置カテーテル設置

導尿

膣*っ

眼処置

耳処置

鼻 型 管 処置

 \Box 腔分 咽 頭 処 置

間 接 喉 頭 鏡 下 喉 頭 処 置

ネブラ 1 ザ

超 音 波ネブラ イザ

介 達 牽けん 引

消 炎鎮 痛等 処 置

鼻 腔分 栄 養

患 1 褥瘡: 等 処

長 期 療 養 者 置

三 ک れ . ら に . 含 ま れ な 11 薬剤 特定 入 院 基 本 料 に 係 る 場合を除

抗 悪 性 腫 瘍 剤 (悪 性 新 生 物 に 罹り 患 て 1 る 患 者 に 対 して投与され た場合 に 限 る。 及 び 疼さ 痛 コ

1 口 ル \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 医 療 用 麻 薬

兀 ک れ 5 に 含 ま れ な 1 注 射 薬 (特 定 入 院 基 本 料 に 係 る場合を除く。

抗 悪 性 腫 瘍 剤 無 性 新 生 物 に 罹り 患 L 7 1 る 患 者 に 対 L て投与された場合 に 限 る。 工 IJ ス 口

ポ エ チン 人工工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌が 流 を受け **,** \ る 患 者 \mathcal{O} うち 腎 性 貧 血. 状 態 12 あ る ŧ \mathcal{O} 12 対 L 7 投

さ れ た場 合に 限 る。 ` ダ ル べ ポ 工 チン (人工腎臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受け 7 1 る 患 者 \mathcal{O} うち 腎 性

血. 状 態 に あるも のに投与された場合に限る。 及 び疼痛 コ ン 1 口 ル 0 ため 0 医 療 用 麻 薬

別 表 病 な 臣 第 棟 が 1 薬 定 入 五. 院 剤 8 \mathcal{O} 料 る __-及 薬 び 0 注 剤 緩 和 射 及 特 ケ 薬 び ア 定 注 特 病 射 入 院 棟 殊 薬 疾 入 並 基 院 患 び 本 料 に 料 入 院 療 及 精 養 び 医 障 療 神 病 管 害 棟 療 者 養 理 入 院 病 料 施 棟 基 設 等 本 入 回 院 復 料 入 院 料 期 及 基 IJ び 認 有 本 ハ F, 料 知 床 症 IJ 診 \mathcal{O} 治 テ 療 注 6 療 所 病 シ 療 \mathcal{O} 点 棟 養 日 病 数 入 ン 院 に 病 床 料 棟 入 規 及 院 定 入 院 す び 基 短 料 本 る 期 厚 料 滯 生 特 12 含 労 在 殊 手 疾 ま 働 術 患 れ 大

等 基 本 料 3 12 お け る 除 外 薬 剤 • 注 射 薬

イ ン タ フ エ 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を有 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

群 又 は Н Ι V 感 染 症 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る Ł \mathcal{O} 12 限 る。

抗

ウ

1

ル

ス

剤

В

型

肝

炎

又

は

C

型

肝

炎

 \mathcal{O}

効

能

若

L

<

は

効

果

を

有

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

及

び

後

天

性

免

疫

不

全症

候

血 友 病 \mathcal{O} 治 療 に 係 る 血 液 凝 固 因 子 製 剤 及 び 血 液 凝 古 因 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性 複 合 体

別 表 第 五 \mathcal{O} \mathcal{O} 三 地 域 包 括 ケ T 病 棟 入 院 料 及 び 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労

働 大 臣 が 定 \Diamond る 除 外 薬 剤 注 射 薬

口

性 流 製 を 貧 抗 受 剤 悪 血 ル け 状 \mathcal{O} 性 В 7 態 た 腫 型 1 に 8 瘍 肝 る あ \mathcal{O} 剤 炎又は 患 る 医 者 悪 ŧ 療 性 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 う \mathbf{C} 12 麻 新 型 5 対 薬 生 肝 腎 し 物 炎 性 7 に 工 投 \mathcal{O} IJ 罹り 貧 効 与 血 ス 患 能 さ 状 口 L 若 態 7 れ ポ た い に L 工 < 場 あ チ る 患 は る 合 ン 者 効果を有 Ł 12 \mathcal{O} 限 人 に る。 工 に 対 投 腎 L する 与 臓 7 3 投 又 ŧ れ ダ 与 は た場 \mathcal{O} さ ル 腹 に れ べ 膜 限 ポ 合 た 灌が 場 る。 に 流 工 限 チ 合 を ン 受 る。 に け 限 抗 入 7 る。 ウ 工 1 腎 る 1 1 ` ル ン 臓 患 者 ス 疼き タ 又 剤 痛 は \mathcal{O} う フ 腹 コ В 5 工 膜 ン 型 腎 灌が 口 }

ン

肝 炎 又 は C 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L Š は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} 及 U 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群 又 は Н Ι V 感 染 症 \mathcal{O}

効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る £ \mathcal{O} に 限 る。 及 U 血 友 病 \mathcal{O} 治 療 12 係 る 血 液 凝 古 大 子 製 剤 及 び 血 液 凝 古

因子抗体迂回活性複合体

別 表 第 五. の 二 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 Ą 入 院 基本 料 В 及び 入院基本 料 Ċ 並 び に . 有 床 診 療

所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 A に係 る疾 患及 び 状 態

一 対象疾患の名称

スモン

一対象となる状態

医 師 及 び 看 護 職 員 に ょ り、 常 時 監 視 及 び 管 理 を 実 施 L 7 7 る 状 態

中心静脈注射を実施している状態

+ 几 時 間 持 続 L て 点 滴 を 実 施 L て 1 る 状 態

人工呼吸器を使用している状態

F V ン 法 又 は 胸 腔 若 L < は 腹 腔分 \mathcal{O} 洗 浄 を 実 施 L 7 7) る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ 7 お り、 か つ、 発 熱 を伴 う状 態

酸 素 療 法 を 実 施 L 7 1 る 状 態 密 度 \mathcal{O} 高 1 治 療 を 要する 状 態 12 限 る。

感 染 症 \mathcal{O} 治 療 \mathcal{O} 必 要性 カン 5 隔 離 室 で \mathcal{O} 管 理 を実施 L て V る 状 態

別 表 第 五. の 三 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 D 入 院 基 本 料 Е 及 び 入 院 基 本 料 F 並 び 12 有 床 診 療

所 療 養 病 床 入 院 基 本 料 \mathcal{O} 入 院 基 本 料 В 及 び 入 院 基 本 料 C に 係 る 疾 患 及 び 状 態 等

一対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多 発 性 硬 化 症 筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症 パ] キ ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ぃ 大 脳 皮質

基 底 核 変 性 症 パ 1 丰 ン ソ ン 病 (ホ 1 工 ン・ t 1 ル \mathcal{O} 重 症 度 分 類 が ス テ 1 ・ジ三以 上 で あ 0 て 生

活 機 能 障 害 度 が \prod 度 又 は \coprod 度 \mathcal{O} 状 態 に 限 る。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 指 定 難 病 等 ヘス モ ンを除く。

脊 髇 損 傷 頸は 椎 損 傷 を 原 大 とす る 麻 痺ひ が 兀 肢 全 7 12 認 め 5 れ る 場 合 に 限 る。

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患 ヒ ユ] ジ 彐 ン ズ \mathcal{O} 分 類 が V 度 \mathcal{O} 状 態 に 該 当す る 場 合 に 限 る。

悪 性 腫 瘍 医 療 用 麻 薬 等 \mathcal{O} 薬 剤 投 与 に ょ る 疼気 痛 コ ン 1 口 ル が 必 要 な 場 合 に 限 る。

二 対象となる状態

肺 炎 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 能

尿 路 感 染 症 に 対 す る 治 療 を 実 施 L 7 1 る 状 態

傷 病 等 12 ょ る IJ ハ ピ IJ テ] シ 彐 ン が 必 要 な 状 態 原 因 となる傷 病等 \mathcal{O} 発 症 後、 三十 日 以 内 \mathcal{O} 場

合で、 実 際 に IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン を 行 0 7 1 る 場 合 に 限 る。

脱 水 に 対 す る治 療を実施 L てい る 状態 カコ 0 発 熱を伴う状 態

消 化 管 等 \mathcal{O} 体 内 か 5 \mathcal{O} 出 血 が 反 復 継 続 L 7 7 る 状 態

頻 口 \mathcal{O} 10月 おっちょう 吐 12 対 す る 治 療 を 実 施 L て V) る状 態 カン 0 発熱を伴う状 態

褥より に 対する治療を実 施 7 1 る 状 態 皮皮 膚 層 \mathcal{O} 部 分 的 喪 失 が 認 \Diamond 5 れ る場 合 又 は 神経 たっとう が二

箇所以上に認められる場合に限る。)

末 梢よる 循 環障害による下肢末端 0 開 放創 に 対す る治療を実施 している状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人 工 腎 臓 持 続 緩 徐 式 血 液 濾る 過 腹 膜 灌か 流 又 は 血 漿よう 交換 療法

を実施

して

V

る状態

鼻胃 管 B 胃 瘻タ 等 \mathcal{O} 経 腸 栄 養 が 行 わ れ て お り、 か つ、 発熱 又 は · 嘔ぅ 吐 を 伴う 状 態

経

日 八 口 以 上 \mathcal{O} 喀☆ 痰たん 吸 引 を 実 施 L て 1 る 状 態

気 管 切 開 又 は 気 管 内 挿 管 が 行 わ れ て V る 状 態 発 熱 を伴 5 状

態

を除く。

頻 口 \mathcal{O} 血. 糖 検 査 を 実 施 L 7 1 る 状 態

創 傷 手 術 創 B 感 染 創 を 含 む。 皮膚 潰 傷 又は 下 -腿^たお L Š は 足部 の蜂巣炎、 膿^のう 等 の感染症 に

対する治療を実施している状態

酸 素 療法 を実施 L て ١ ر る状態 へ 密 度の高 い治療を要する状態を除く。

三 対象となる患者

次 に 掲 げ る 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 療 養 病 棟 で あ 0 て、 平 成 + 凣 年 六月三十 日 12 お 1 7 現 に 特 殊 疾 患 療

養 病 棟 入 院 料 又 は 特 殊 疾 患 入 院 施 設 管 理 加 算 を算 定 す る t \bigcirc に 入 院 L 7 11 る 患 者 重 度 \mathcal{O} 肢 体 不

自由児(者)又は知的障害者に限る。)

(1)児 童 福 祉 法 第 匹 十二条第二号に 規 定する 医 療 型 障 · 害 児 入 所 施 設 (主として肢 体不 自 由 \mathcal{O} あ る

児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。)

(2)児 童 福 祉 法 第 六 条 \mathcal{O} *O*) 一第三 項 に 規 定 しする 指定 発達支 援医 療 機

(3)身 体 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 <u>二</u> 十 匹 年 法 律 第二百八十三号) 第十 八 条 第二 項 E 規 定する指 定 医 療

関

機関

別 表 第 五. \mathcal{O} 兀 療 養 病 棟 入 院 基 本 料 及 び 有 床 診 療 所 療 養 病 床 入院 基 本 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大

臣が定める状態

ADL区分三の状態

別 表 第 六 難 病 患 者 等 入 院 診 療 加 算 に 係 る 疾 急及 び 状 態

一 対象疾患の名称

多発性硬化症

重症筋無力症

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

パ] キン ソ 病 関 連 疾 患 進 行 性 核核 上 性麻 痺ひ 大脳. 皮質基底核変性 症 及び パ] + ン ソン 病

多 系 統 萎縮 症 (線 条体黒質変性 症 才 リー · ブ 橋 小 脳萎縮症 及び シ ヤ 1 • ド レ] ガ 1 症 候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

メ チシ IJ 耐 性 黄 色 ブ ド ウ 球 菌 感 染 症 (開 胸 心 手 術 又 は 直 . 腸 悪 性 腫 瘍 手 術 \mathcal{O} 後 に 発 症 L た ŧ \mathcal{O}

に限る。)

後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む。)

多 剤 耐 性 結 核

- 対 象 لح な る 状 熊
- (1) テ 該 12 疾 著 多 ジ 患 剤 \equiv に 1 耐 以 支 罹り 性 上 結 障 患 で を 核 L あ 7 以 来 0 1 外 て る 7 \mathcal{O} 生 疾 状 1 活 態 る 患 機 を に、 状 能 主 態 障 パ 病 後 とす 害 度 丰 天 Ś が 性 ン 患 ソ 免 \prod 度 者 疫 ン 又 病 不 に は 全 に あ \prod 症 0 0 度 7 1 候 \mathcal{O} 7 群 は 状 は 態 当 Н ホ 該 12 Ι 限 疾 V 工 る。 感 患 ン を 染 • を Y 原 含 因 と ル む L \mathcal{O} 7 重 症 に 日 常 度 0 分 生 1 類 7 活 が 動 は 作 ス 当
- (2)た 8 多 剤 12 必 耐 要 性 な 結 構 核 を主 造 及 一病とす び 設 備 を る 有 患 者 す る に 病 あ 室 0 に 7 入 は 院 治 L 7 療 11 上 る \mathcal{O} 状 必 態 要 が あ 0 て、 適 切 な 陰 圧 管理 を行う

]

別 表 第 六 の 二 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 地 域

- 北 海 道 江 差 町 上 1 玉 町 厚 沢 部 町 \angle 部 町 及 び 奥 尻 町 \mathcal{O} 地 域
- 北 海 道 日 高 町 平 取 町 新 冠 町 浦 河 町 様 似 町 え n ŧ 町 及 U 新 7 だ か 町 \mathcal{O} 地 域
- 三 北 海 道 留 萌 市 増 毛 町 小 平 町 苫 前 町 羽 幌 町 初 Ш 別 村 遠 別 町 及 75 天 塩 町 \mathcal{O} 地 域
- 兀 北 海 道 稚 内 市 猿 払 村 浜 頓 别 町 中 頓 别 町 枝 幸 町 豊 富 町 礼 文 町 利 尻 町 利 尻 富 士 町

及 び 幌 延 町 \mathcal{O} 地 域

五 北 海 道 根 室 市 别 海 町 中 標 津 町 標 津 町 及 び 羅 臼 町 \mathcal{O} 地

域

六 青 森 県 五 所 Ш 原 市 0 が る 市 鯵 ケ 沢 町 深 浦 町 鶴 田 町 及 び 中 泊 町 \mathcal{O} 地 域

七 青 森 県 む 0 市 大 間 町 東 通 村 風 間 浦 村 及 U 佐 井 村 \mathcal{O} 地 域

八 岩 手 県 花 巻 市 北 上 市 遠 野 市 及 び 西 和 賀 町 \mathcal{O} 地 域

九 岩 手 県 大 船 渡 市 陸 前 高 田 市 及 び 住 田 町 \mathcal{O} 地 域

+ 岩手 県 宮 古 市 Щ 田 町 岩 泉 町 及 び \blacksquare 野 畑 村 \mathcal{O} 地 域

+ 岩 手 県 久 慈 市 普 代 村 野 田 村 及 び 洋 野 町 \mathcal{O} 地 域

<u>+</u> 岩 手 県二 戸 市 軽 米 町 九 戸 村 及 び 戸 町 \mathcal{O} 地 域

十三 秋 田 県 北 秋 田 市 及 び 上 小 冏 仁 村 \mathcal{O} 地 域

十 兀 秋 田 県 大 仙 市 仙 北 市 及 び 美 郷 町 \mathcal{O} 地 域

十 五. 秋 田 県 湯 沢 市 羽 後 町 及 U 東 成 瀬 村 \mathcal{O} 地 域

十 Ш 形 県 新 庄 市 金 Щ 町 最 上 町 舟 形 町、 真 室 Ш 町、 大 蔵 村 鮭 ||村 及 び

戸沢

村

 \mathcal{O}

地

域

十七 福 島 県 下 郷 町 檜 枝 岐 村 只 見 町 及 び 南 会 津 町 \mathcal{O} 地 域

十八 東 京 都 大 島 町 利 島 村 新 島 村 神 津 島 村、 三 宅 村、 御 蔵 島 村、 八 丈 町、 青 ケ 島 村 及 び 小 笠

原村の地域

十九 新 潟 県 + 日 町 市 魚 沼 市 南 魚 沼 市 湯 沢 町 及 び 津 南 町 \mathcal{O} 地 域

二十 新潟県佐渡市の地域

<u>一</u> 十 石 Ш 県 輪 島 市 珠 洲 市 穴 水 町 及 び 能 登 町 \mathcal{O} 地 域

二十二 福井県大野市及び勝山市の地域

二 十 三 Щ 梨 県 市 Ш \equiv 郷 町 早 Ш 町 身 延 町 南 部 町 及 び 富 士 Ш 町 \mathcal{O} 地 域

二十四 長野県木曽郡の地域

二 十 五 長 野 県 中 野 市 飯 Щ 市 下 高 井 郡 及 び 下水 内

郡

二十六 愛知 県 新 城 市、 設 楽 町、 東 栄 町 及 び 豊 根 村 \mathcal{O} 地 域

二十七 滋賀県高島市の地域

二十八 奈良県 五. 條 市、 吉野 町、 大淀 町、 下 市 町、 黒滝 村、 天 Ш 村、 野 迫 Ш 村、 + 津 Ш 村、 下北 Щ

村、 上北 Щ 村、 Ш 上 村 及 び 東 吉 野 村 \mathcal{O} 地 域

二十九 島 根 県 雲 南 市、 奥 出 雲 町 及 び 飯 南 町 \mathcal{O} 地 域

三十 島 根 県 海 士 町、 西 1 島 町、 知 夫 村 及 び 隠 岐 \mathcal{O} 島 町 \mathcal{O} 地 域

三十一 香川県小豆郡の地域

三 十 二 高 知 県 須 崎 市 中 土 佐 町、 檮 原 町 津 野 町 及 び 兀 万 + 町 \bigcirc 地 域

三十三 長崎県五島市の地域

三十四 長 崎 県 小 値 賀 町 及 び 新 上 五 島 町 \mathcal{O} 地 域

三十五 長崎県壱岐市の地域

三十六 長崎県対馬市の地域

三十七 熊 本 県 阿 蘇 市 南 小 玉 町、 小 玉 町 産 Щ 村 高 森 町 西 原 村 及 び 南 冏 蘇 村 \mathcal{O} 地 域

三十 八 鹿 児 島 県 西 之 表 市 及 び 熊 毛 郡 \mathcal{O} 地 域

三十 九 鹿 児 島 県 奄 美 市 及 び 大 島 郡 \mathcal{O} 地 域

兀 + 沖 縄 県 宮 古 島 市 及 び 多 良 間 村 \mathcal{O} 地 域

兀 + 沖 縄 県 石 垣 市 竹 富 町 及 び 与 那 玉 町 \mathcal{O} 地 域

上 記 \mathcal{O} ほ カン 離 島 振 興 法 第二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ n 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 ع ک て 指 定 さ れ た 離 島

 \mathcal{O} 地 域 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 第 ___ 条 に 規 定 す る 奄 美 群 島 \mathcal{O} 地 域 小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 别

措 置 法 第 兀 条 第 項 に 規 定 す る 小 笠 原 諸 島 \mathcal{O} 地 域 及 び 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第三 条 第三 号 に 規 定 す る

離島の地域に該当する地域

別 表 第 六 の 三 ハ 1 IJ ス ク 妊 娠 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

妊 娠 十 二 週 カン 5 三 十 二 週 未 満 \mathcal{O} 早 産 \mathcal{O} 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等 \mathcal{O} 症 状 を 伴 う t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

妊 娠 三 + 凋 未 満 \mathcal{O} 切 迫 早 産 子 宫 収 縮 子 宮 出 血 頸い 管 \mathcal{O} 開 大、 短 縮 又 は 軟 化 \mathcal{O} 1 ず れ カン \mathcal{O} 兆 候

を示すもの等に限る。)の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 \mathcal{O} 患 者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O}

患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向 \mathcal{O} あ る 状 態 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外 \mathcal{O} 開 腹 手 術 を 行 0 た 患 者 又 は行 う予定 \mathcal{O} あ いる患者

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患 者 (精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 1 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

別 表 第 七 ノヽ 1 IJ ス ク 分 娩べん 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患

者

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦である患者

分 娩ん 前 \mathcal{O} В Μ Ι が 三 + 五. 以 上 \mathcal{O} 初 産 婦 で あ る 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 妊 **派二十** 八 週 以 降 で 出 血 等 の症 状を伴うも のに 限 る。 \mathcal{O} 患 者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

疾患(治療中のものに限る。)の患者

心

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 ш. 傾 向 \mathcal{O} あ る 状 態 治 療 中 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患

者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 12 帝王 切 開 術 以 外 \bigcirc 開 腹 手術 を行 った患者 又は行う予定 \mathcal{O} ある患

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患 者 精 神 療 法 が 実 施 され 7 1 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

別 表 第 七 の 二 精 神 科 身 体 合 併 症 管 理 加 算 \mathcal{O} 対 象 患 者

呼 吸 器 系 疾 患 加 炎、 喘が 息 発 作 肺 気 腫 間 質 性 肺 炎 \mathcal{O} 急 性 増 悪、 肺 塞 栓 又 は 気 胸) \mathcal{O} 患 者

心 疾 患 (NewYork Heart Association S 心 機 能 分 類 \mathcal{O} \coprod 度、 IV 度 相 当 \mathcal{O} 心 不 全、 虚 血 性 心 疾 患 又

はモニター監視を必要とする不整脈)の患者

手術又は直達・介達牽引を要する骨折の患者

脊髄損傷の患者

重 篤 な 内 分 泌 代 謝 性 疾 患 7 ン ス リン 投 与 を要す Ś 糖 尿 病、 専 門 医 \mathcal{O} 診 療を要する内 分泌 疾患

又 は 肝 硬 変 に 伴 Š 高 アン 干 ニア 血 症 \mathcal{O} 患 者

重 篤 な 栄 養 障 害 (Body Mass Index 13 未 満 \mathcal{O} 摂 食 障 害) \mathcal{O} 患 者

意 識 障 害 急 性 薬 物 中 毒、 ア ル コ] ル 精 神 障 害、 電 解 質 異 常 代 謝 性 疾 患 に ょ る せ ん妄等 \mathcal{O} 患

者

全 身 感 染 症 (結 核、 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群 梅 毒 1 期、 2 期 又 は 敗 血. 症 \mathcal{O} 患 者

中 枢 神 経 系 \mathcal{O} 感 染 症 髄 膜 炎 脳 炎 等) \mathcal{O} 患 者

急 性 腹 症 領 化 管 出 血 1 V ウ Ź 等) \mathcal{O} 患 者

劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者

悪 性 症 候 群 又 は 横 紋 筋 融 解 症 \mathcal{O} 患 者

広範囲(半肢以上)熱傷の患者

手 術 化 学 療 法 若 L < は 放 射 線 療 法 を 要する 状 態 又 は 末 期 \mathcal{O} 悪 性 腫 瘍 \mathcal{O} 患

者

透析導入時の患者

重 篤 な 血 液 疾 患 ^ 干 グ 口 ピ ン $7 \, \mathrm{g/dl}$ 以 下 \mathcal{O} 貧 血 又 は 頻 口 に 輸 血 を 要する状 態 0) 患者

急 性 か 0 重 篤 な 腎 疾 患 (急 性 腎 不全、 ネフ 口] ゼ 症 候 群 又 は 糸 球 体 :腎炎) 0 患 者

手 術 室 で \mathcal{O} 手 術 を 必 要とす る 状 態 \mathcal{O} 患 者

膠る 原 病 専 門 医 に ょ る 管理を 必 要とす る 状 態 に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

妊産婦である患者

別 表 第 八 類 感 染 症 患 者 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

感 染 症 法 第 六 条 第 九 項 12 規 定 す る 新 感 染 症 又 は 同 法 第六 条 第 項 に 規 定 す る 類 感 染 症 に 罹り 患

している患者

___ 前 号 \mathcal{O} 感 染 症 \mathcal{O} 疑 似 症 患 者 又 は 無 症 状 病 原 体 保 有 者

別 表 第 九 口 復 期 IJ ハ F, IJ テ シ 彐 ン を 要 す Ź 状 態 及 び 算 定 上 限 日 数

脳 血 管 疾 患、 脊 髄 損 傷、 頭 部 外 傷 < ŧ 膜 下 出 血 \mathcal{O} シ Y ン 1 手 術 後、 脳 腫 瘍 脳 炎 急 性 脳 症

脊 髄 炎、 多 発 性 神 経 炎、 多 発性 硬 化 症、 腕 神 経 叢き 損 傷 等 \mathcal{O} 発 症 後若 L < は 手術 後 \mathcal{O} 状 態 発 症

し、 る IJ た 後 算 1 本 院 テ だ 定 料 又 ŧ 入 入 院 高 \mathcal{O} 開 院 に は لح 始 限 基 次 手 シ 医 す る。 脳 日 H 療 本 術 る。 管 般 料 機 ン 数 後 控 理 能 が 病 提 カン 障 除 料 棟 般 害 又 供 月 総 入 対 さ か を は 象 脳 合 病 院 以 伴 棟 内 義 れ 入 卒 基 入 院 院 肢 た 中 に 本 に 0 装 場 料 ケ た 体 限 料 口 等」 ア 合 着 る。 復 重 制 訓 七 は 期 症 ユ 加 IJ と 算 対 練 = 脳 そ を 1 ハ 血 ツ う。 管 要 ビ \mathcal{O} 1 救 専 入 す 院 IJ 障 門 日 入 命 る 院 数 救 テ 害 病 基 をこ 状 を 医 急 院 本 態 算 療 料 シ 重 入 入 院 0) 定 院 度 管 及 日 算 す 基 75 ン \mathcal{O} 理 料 頸い 定 料 カ 病 る 本 十 開 患 特 料 髇 月 又 妆 棟 者 定 入 損 始 \mathcal{O} は 七 院 期 入 傷 に 集 日 小 児 及 中 料 カン 間 対 院 対 び \mathcal{O} 5 特 基 カゝ L 治 算 起 ら三 て、 定 入 頭 本 療 定 部 算 室 院 料 集 + 管 外 中 に が L 基 傷 7 本 開 治 限 日 理 日 六 始 を 百 を 療 料 料 る さ 含 室 及 五. 限 单 む 管 び れ + 度 位 ノヽ 多 日 لح 以 理 1 + た 部 ŧ L 以 上 料 ケ 対 特 T 位 内 て 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 外 控 以 に ユ 入 機 IJ 限 傷 た = 院 除 ハ 下 能 だ る。 \mathcal{O} す ピ ツ 基 病

とし 以 れ 後 上 た \mathcal{O} 大 状 服たい 7 \mathcal{O} t 控 IJ 態 骨 \mathcal{O} 除 ハ に F 発 す 骨 限 盤 る IJ 症 る テ Ł 後 脊 \mathcal{O} 又 た だだ とす シ は 椎 手 し、 日 る。 術 ン 股 算 後 関 が 提 定 節 供 開 カン 若 算 さ 月 始 L < 定 以 れ 日 開 数 た 内 は 場 始 控 に 膝っ 合 日 除 口 関 か 対 復 節 は 6 象 期 \mathcal{O} 起 そ 入 IJ 骨 算 院 \mathcal{O} ハ 折 ビ し 日 料 又 7 等 数 IJ は を を テ 九 + $\sum_{}$ 算 肢 定 日 \mathcal{O} シ 以 す 上 以 彐 内 る か ン \mathcal{O} 患 多 月 病 \mathcal{O} 者 棟 発 期 に 入 骨 間 対 院 折 か L 料 \mathcal{O} て、 5 発 \mathcal{O} \equiv 算 症 + 定 後 が 又 日 日 を 六 は 開 限 単 始 手 度 位 さ 術

場

合

は

算

定

開

始

日

5

起

算

L

て

百

八

+

日

以

内

三

外

科

手

術

又

は

肺

炎

等

 \mathcal{O}

治

療

時

 \mathcal{O}

安

静

に

ょ

V)

廃

用

症

候

群

を

有

L

7

お

り、

手

術

後

又

は

発

症

後

 \mathcal{O}

状

熊

除 に ノヽ 手 す ビ 限 術 る IJ る。 テ 後 Ł \mathcal{O} た 又 と だ は シ す 発 L 日 る。 症 ン が 算 後 提 定 供 開 カン) 算 さ 始 月 定 れ 以 日 開 内 数 た 控 場 始 に 合 除 日 口 か は 対 復 5 象 期 そ IJ 起 入 院 算 \mathcal{O} ハ F, L 日 料 数 等 IJ 7 を を テ 九 + 算 \mathcal{O} 定 日 シ 以 す 日 る 内 ン か 病 月 患 者 \mathcal{O} 棟 期 に 入 院 間 対 料 か L 5 \mathcal{O} て $\stackrel{-}{\equiv}$ 算 + 定 日 日 が を 六 開 限 単 始 度 さ 位 لح れ 以 た L 上 7 \mathcal{O} ŧ 控 IJ \mathcal{O}

几 場 控 に 合 除 大 口 は 服たい 対 復 象 期 骨 そ 入 IJ 院 骨 \mathcal{O} ハ 料 日 ピ 盤 数 等 IJ をこ を テ 脊 算 椎 定 シ \mathcal{O} す 股 日 る 関 カン ン 患 月 病 節 者 \mathcal{O} 棟 又 に 期 は 入 院 対 間 膝っ カ L 料 関 ら 三 て、 \mathcal{O} 節 算 \mathcal{O} + 定 神 日 が 経 日 を 六 開 限 単 始 筋 度 位 さ 又 と 以 n は L た 上 靭ル 帯 7 \mathcal{O} ŧ 控 IJ 損 \mathcal{O} 除 傷 ハ に す ビ 限 後 る IJ \mathcal{O} る テ 状 t] \mathcal{O} た 態 とす だ シ 損 し、 日 る。 傷 ン が 算 後 提 定 供 開 か , 算 さ 月 始 定 れ 以 日 開 た 数 内

始

日

カン

5

起

算

L

て

六

+

日

以

内

五 料 か 5 \mathcal{O} 股 て 三十 算 関 定 節 H 日 が 又 を 六 開 は 始 限 单 膝っ 度 位 さ 関 لح 節 以 れ L 上 た \mathcal{O} て 置 \mathcal{O} Ł 控 IJ 換 \mathcal{O} 除 ハ に 術 す ビ 限 後 る IJ る \mathcal{O} テ 状 t \mathcal{O} た 態 とする。 だ シ 損 Ļ 彐 ン 傷 算 が 後 提 定 供 開 か) 算 さ 月 始 定 れ 以 日 開 数 た 内 控 に 始 場 合 日 口 除 カン は 復 対 5 象 期 起 そ 入 IJ 算 院 \mathcal{O} ハ L 料 ビ 日 数 等 7 IJ 九 を テ を 算 + 1 0) 定 日 シ 以 す 日 内 る ン か 月 患 病 者 \mathcal{O} 棟 期 12 入 院 間 妆

別 表 第 九 *の* 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン を 要す る 状 熊

脊 脳 髄 血 炎 管 疾 多 患 発 性 脊 神 髄 経 損 傷、 炎、 多 頭 発 部 性 外 硬 傷 化 症 < t 腕 膜 神 下 経 出 叢さ 血 損 \mathcal{O} 傷 シ 等 7 \mathcal{O} ン 発 1 症 手 後 術 若 後、 L < 脳 は 腫 手 瘍 術 後 脳 \mathcal{O} 炎 状 態 急 又 性 は 脳 義 症

肢装着訓練を要する状態

大 服たい 骨 骨 盤 脊 椎 股 関 節 若 L < は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 骨 折 又 は 肢 以 上 \mathcal{O} 多 発 骨 折 \mathcal{O} 発 症 後 又 は 手 術

後の状態

三 外 科 手 術 又 は 肺 炎 等 \mathcal{O} 治 療 時 \mathcal{O} 安 静 に ょ 1) 廃 用 症 候 群 を 有 L 7 お り、 手 術 後 又 は 発 症 後 \mathcal{O} 状 熊

兀 大 腿たい 骨 骨 脊 椎 股 関 節 又 は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 神 経 筋 又 は 靭ル 帯 損 傷 後 \mathcal{O} 状 態

五 股 関 節 又 は 膝っ 関 節 \mathcal{O} 置 換 術 後 \mathcal{O} 状 態

別 表 第 九 \mathcal{O} 三 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 に お け る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 費 用

入

院

中

 \mathcal{O}

患

者

に

対

す

る

心

大

ĺП.

管

疾

患

IJ

ハ

F,

IJ

テ

シ

日

ン

料

脳

血

管

疾

患

等

IJ

ハ

F,

IJ

テ

シ

彐

ン

料

廃 用 症 候 群 IJ ハ F, IJ テ シ 彐 ン 料 運 動 器 IJ ハ F, IJ テ シ 彐 ン 料 又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ 1 3/ 彐

料 で あ 0 7 日 に 0 き六 単 位 を 超 え る Ł \mathcal{O} 特 撂 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等 別 表 第 九 \mathcal{O} \equiv に 規 定 す る 脳 血.

管 疾 患 等 \mathcal{O} 患 者 で あ 0 7 発 症 後 六 + 日 以 内 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 対 L 7 行 0 た ŧ \mathcal{O} を 除 \mathcal{O} 費 用 当 該 保 険

医 療 機 関 に お け る 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 病 棟 に お 11 7 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 \mathcal{O} 提 供 実 績 を 相 当 程

度 有 す る ととも に 効 果 に 係 る 相 当 程 度 \mathcal{O} 実 績 が 認 8 5 れ な 11 場 合 に 限 る

別 表 第 + 精 神 科 救 急 入 院 料 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 及 び 精 神 科 救 急 • 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患

者

一 精神科救急入院料の対象患者

- (1)精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 \mathcal{O} 福 祉 に 関 す る 法 律 第 十 九 条 第 項 又 は 第 十 九 条 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O}
- 規定により入院する患者
- (2)(1)以 外 \mathcal{O} 患 者 で あ 0 て、 精 神 科 救 急 入 院 料 12 係 る 病 棟 12 入 院 す る 前 \equiv 月 間 12 お 1 7 保 険 医 療

機 関 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 を 含 む \mathcal{O} 精 神 病 棟 に 入 院 心 神 喪 失 等 \mathcal{O} 状 態 で 重 大

な 他 害 行 為 を 行 0 た 者 \mathcal{O} 医 療 及 び 観 察 等 に 関 する 法 律 平 成 + 五 年 法 律 第 百 + 号) 第 兀 +-

第 項 第 号 又 は 第 六 + 条第 項 第 号 \mathcal{O} 決定による入 院 **(以** 下 医 療 観 察 法 入 院 とい

う。)を除く。)をしたことがない患者

精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

(1) 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 12 入 院 す る 前 \equiv 月 間 に お 1 て 保 険 医 療 機 関 当 該 病 棟 を 有 す る 保 険 医

機 関 を 含 む \mathcal{O} 精 神 病 棟 に 入 院 医 療 観 察 法 入 院 を 除 を たこと が な 1 患 者

療

(2)精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 を 有 す る 保 険 医 療 機 関 に 入 院 L 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 急 性 増 悪 \mathcal{O} た 8

当 該 病 棟 に お け る 治 療 が 必 要 な ŧ \mathcal{O}

 \equiv 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

(1)精 神 保 健 及 75 精 神 障 害 者 福 祉 12 関 す る 法 律 第 + 九 条 第 項 又 は 第二 + 九 条 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O} 規

定により入院する患者

(2)(1)以 外 \mathcal{O} 患者 で あ 0 て、 精 神 科 救 急 合 併 症 入 院 料 に係 る病 棟 に 入 院 す る 前 月 間 12 お 1 7

保 険 医 療 機 関 **当** 該 病 棟 を 有 する保 険 医 療 機 関 を含 む \mathcal{O} 精 神 病 棟 精 神 病 床 \mathcal{O} 4 を 有 す る

保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 精 神 病 棟 を 除 く。 に 入 院 医 療 観 察 法 入 院 を 除 く。 を Ū た こと が な 1 患 者

(3)(2)に 関 わ 5 ず、 当 該 病 棟 に お け る 治 療 中 に、 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 11 て ょ り 高 度 な 管 理 を

行

9 た 後、 再 度、 当 該 病 棟 に お 1 7 治 療 を 行 Š 患 者

別 表第 + 短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 に 係 る 手 術 等

短 期 滯 在 手 術等: 基 本 料 1 が 算定 で きる手 術

K 0 0 5 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露 出 部 3 長 径 匹 セ ン チ メー ŀ ル 以上 (六歳未満 に

る。

K 0 0 6 皮 膚、 皮 下 腫 瘍 摘 露 出 部 以 ンチメ

外 セ

3 長 径 六

1

ル

以上

十二セ

ン

チ

限

出 術

分 歳 未 満 に 限 る。

メ

1

ル

未

満

皮 膚 皮 下 腫 瘍 摘 出 術 露

出 部 以

外 4 長

径 十二セ

ンチ

メ

1

ル

以

上

六

歳

未

る。

満

に

限

K

0

0

6

手

術

腋き 臭症

K 0 6 8 半

切

除

術

月

板

節

鏡

下

半

月

板

切

除

術

K 0 9 3 手根 管 開 放 手

K 0 9 3 2 関 節 鏡 下手 根 管 開 放 手 術

K 2 8 2 水 晶 体 再 建 術

K 4 7 4 乳 腺 腫 瘍 摘 出 術

K 5 0 8 気管. 支 狭 窄さ 拡 張 術 (気管支鏡 による ŧ \bigcirc

K 5 1 0 気管: 支 腫 瘍 摘 出 術 (気管支鏡 又 は 気管支ファ Ź バ] ス コ プに ょ る ŧ \mathcal{O}

K 6 5 3 内 視 鏡 的 胃、 十二指 腸 ポ リー プ • 粘 膜 切 除 術 1 早 期 悪 性 腫 瘍 粘 膜 切 除

K 8 4 1 2 経 尿 道 的 レ] ザ] 前 立 腺 切 除 術 K

7

2

1

内

視

鏡

的

大

腸

ポ

リー

プ

•

粘

膜

切

除

術

1

長径

セセ

ン

チ

メ

]

1

ル

未

満

術

短 期 滞 在 手 術 等 基本 料 2 が 算 定 で きる 手 術

K 0 6 7 関 節 鼠ずみ 摘 出 手 術

K 0 6 7 2 関 節 鏡 下 関 節 鼠ガタ 摘 出 手 術

K 0 6 9 半 月 板 縫 合 術

K 0 6 9 3 関 節 鏡 下 半 月 板 縫 合 術

K 0 7 4 靱だん 帯 断 裂 縫 合 術

K 0 7 4 2 関 節 鏡 下 靱しん 帯 断 裂 縫

K 4 5 3 顎下 腺 腫 瘍 摘 出 術 (歯 科点数表 に お 1 7 は J O 5 6

合

K 4 5 4 顎下 腺 摘 出 術 歯 科 点 数 表 に お 1 て は J O 5 5

K 4 6 1 甲 状 腺 部 分切 除 術 甲 状 腺 腫 摘 出 術

K 6 7 2 2 腹 腔っ 鏡 下 胆 嚢ゥ 摘 出 術

K 7 1 8 2 腹 腔分 鏡 下 虫 垂 切 除 術

K 痔じ 核 手 術 (脱 肛う を含 む。

7

4

3

K 7 8 1 経 尿 道 的 尿 路 結 石 除 去 術 (超音波下に 行 った場合も含む。

4

根

治

手術

K 8 2 3 尿 失禁 手 術

K 8 8 8 子 宮 附属 器 腫 瘍 摘 出 術 両 側 2 腹 **腔**ら

鏡 (Z よる

ŧ

 \mathcal{O}

短 期 滞 在 手 術 等 基 本 料 3 を 算 定 す る 手 術 検 査 又 は 放 射 線 治 療

三

D

2

3 7 終 夜 睡 眠 ポ IJ `グラフ 1 1 携 帯 用 装 置 を 使 用 L た 場 合

D 2 3 7 終 夜 睡 眠 ポ IJ グ ラフ イ 1 2 多点 感 圧 セ ン サ] を 有 す る 睡 眠 評 価 装置 を 使 用 L た

場 合

D 2 3 7 終 夜 睡 眠 ポ リグラフ 1 3 1 及 U ²以 外 0) 場合

D 2 9 1 2 小 児 食 物 ア レ ル ギ 負 荷 検 査

D 4 1 3 前 立. 腺 針 生 検 法

K 0 0 8 腋き 臭症 手 術 2 皮膚有毛 部切 除

K 0 9 3 2 関 節 鏡 下 手 根 管 開 放 丰 術

K 1 9 6 2 胸 腔分 鏡 下 交 感 神 経 節 切 除 術 両 側

K 水 晶 体 再 建 術 眼 内 V ン ズ を 挿 入 す る 場 合 口 そ \mathcal{O} 他

1

 \mathcal{O}

Ł

 \mathcal{O}

2

8

2

K 2 8 2 水 晶 体 再 建 術 2 眼 内 V ン ズ を 挿 入 L な 7 場 合

K 6 1 6 4 経 皮 的 シ ヤ ン 1 拡 張 術 血. 栓 除 去 術

K

4

7

4

乳

腺

腫

瘍

摘

出

術

1

長

径

5

セ

ン

チ

メ

]

 \vdash

ル

未

満

K 6 1 7 下 肢 肢 静 静 脈 脈 瘤りゅう 瘤は 手 手 術 術 1 抜 化 去 切 除 法 術

静 脈 瘤は

2

硬

療

連として)

手 紫清

術 3 高 位 結

= ア 手 術 5 鼠そ 径 ^ ル = ア

K

6

3

3

^

ル

K

6

1

7

下

肢

K

6

1

7

下

K 6 3 4 腹 腔分 鏡 下 鼠そ 径 ^ ル 二 ア 手 術 両 側

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ] プ • 粘 膜 切 除 術 1 長 径 セ ン チ

メ

1

ル

未

満

K 7 2 1 内 視 鏡 的 大 腸 ポ IJ] プ • 粘 膜 切 除 術 2 長 径二 セ ン チ メ \vdash ル 以 上

K 7 4 3 痔じ 核 手 術 脱 肛う を 含 む。 2 硬 化 療 法 厄 段 階 注 射 法 に ょ る Ł \mathcal{O}

K 7 6 8 体 外 衝 撃 波 腎 • 尿 管 結 石 破 砕 術 連 に つき)

K 8 6 7 子 宮 頸い 部 . 腟っ 部 切 除 術

K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

Μ 0 0 1 2 ガ ン 7 ナ 1 フ に . よる定: 位放 (射線) 治 療

別表第十二

脊髄損傷

筋ジストロフィー症

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

パ] キ ン ソン 病関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大脳 皮質基立 底 核変性· 症、 パ キンソン 病 **(**ホ 工

t ル \mathcal{O} 重 症 度 分類 が ステ] ジ 三 以 上 で あ 0 て 生 活 機 能 障 害 度 が Π 度 又 は \coprod 度 \mathcal{O} 状 態 に 限

る。))

ハンチントン病

多系統萎縮 症 線 条体黒質変性症、 オリー ブ 橋 小 脳 萎縮 症、 シ ヤ 1 ド レ ガ 1 症 候 群

プリ オン・ 病 ク 口 1 ッ フ 工 ル <u>-</u> ヤ コブ 病、 ゲル ス } マ ン ス 1 口 1 ス ラ シ ヤインカー 病、

致死性家族性不眠症)

亜急性硬化性全脳炎

仮性球麻痺

脳性麻痺

別 表第 十三 在宅 患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が 定める疾病等

多発性硬化症

エロップ 重症筋無力症

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ キ ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性 核 上 性 麻 痺ひ 大脳 皮質基 底 核変性 症 及 び パ 丰 ン ソン 病 ホ]

工 ン t ル \mathcal{O} 重 症 度 分 類 が ス テ ジ三以上で あ って生 活 機 能 障 害 度 が \prod 度 又 は \coprod 度 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限

る。))

多系統萎縮症 線線 条体黒質変性症、 オリー ブ 橋小脳萎縮症及び シ ヤ 1 ド レ] ガ] 症候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

+ 五. 歳未 満 \mathcal{O} 者 で あ 0 て 人工 呼 吸器を 使 用 L 7 **\ る 状 態 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 又 は + 五 歳 以 上 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で あ 0 て 人

工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 態 が + 五. 歳 未 満 か 5 継 続 L て 1 る ŧ \mathcal{O} 体 重 並二十 丰 口 グ ラ Δ 未 満 で あ

る場合に限る。)

別 表第 + 兀 新 生 児 特 :定集: 中 治 療 室管 理 料 \mathcal{O} 注 1 総合 周 産 期 特 定 集 中 治 療室: 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 及 び 新 生

児治 療 口 復 室 入 院 医 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定する別 に 厚生労働大 臣 一が定 8 る 疾患

先天性水頭症

全前脳胞症

二分脊椎 (脊椎破裂)

後鼻孔閉鎖

先天性喉頭軟化症

先天性気管支軟化症

先天性

のう

胞

肺

肺低形成

食道閉鎖

十二指腸閉鎖

小腸閉鎖

鎖

肛っ

ヒルシュスプルング病

総排泄腔遺残

頭蓋骨早期癒合症

骨(軟骨を含む。)無形成・低形成・電話性単昇派合別

異形成

腹壁破裂

臍帯ヘルニア

ダウン症候群

18トリソミー

13トリソミー

多発奇形症候群

先 天 性 心 疾 患 人 工 一呼吸、 酸 化 1室素吸 入入療 法、 経 皮 的 冠 動 脈 1 ン ター ベ ン シ 日 ン 治 療若 L くは

開 胸 手 術 を 実 施 L た ŧ \mathcal{O} 又 は プ 口 ス タ グラン ジン Е 1 製 剤を投. 与し た ŧ \mathcal{O} に . 限 る。

A307 小児入院医療管理料5

別表

第

+

五

特

定

入

院

料

 \mathcal{O}

み

で

届

出

可

能

な

対

象

入

院

料

Α 3 0 8 口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 1 口 復 期 ý ノヽ ピ リテ Ì シ 日 ン 病 棟 入 院院 料 2 又

は 口 復 期 IJ ハ ビ IJ テ] シ 日 ン 病 棟 入 院 料 3

Α 3 0 8 3 地 域 包 括 ケ ア 病 棟 入 院 料 1 又 は 地 域 包 括 ケア 病 棟 入 院 料 2 許 可 病 床 数 が 百 床

未 満 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 が 算 定 す る 場 合 に 限 る

Α 3 0 9 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 1 又 は 特 殊 疾 患 病 棟 入 院 料 2

A310 緩和ケア病棟入院料

Α 3 1 1 精 神 科 救 急 入 院 料 1 又 は 精 神 科 救 急 入 院

Α 3 1 1 2 精 神 科 急 性 期 治 療 病 棟 入 院 料 1 又 は 精 神 科急性期治 療 病 棟 入 院料 2 他 の 特 定 入

料

2

院料を届け出ている保険医療機関が算定する場合に限る。

A 3 1 1 3 精 神 科 救 急 • 合併 症 入 院 料

A 3 1 1 4 児 童 • 思春 期 精 神 科 入院 医 |療管理 料

A312 精神療養病棟入院料

A 3 1 4 認 知 症 治 療 病 棟 入 院料 1 又 は 認 知 症 治 療 病 棟 入院料2

A 3 1 7 特 定 般 病 棟 入院 料 1 又 は 特 定 般 病 棟 入院料2

A318 地域移行機能強化病棟入院料